

2024年度 連合の政策・制度実現

地方のてびき

2024年4月

日本労働組合総連合会

「2024年度 連合の政策・制度実現 地方のてびき」について

1. 本「てびき」は、「2024年度 連合の重点政策」を中心に、地方連合会が自治体要請等を行うための参考資料として作成したものです。
2. 本「てびき」は、実用性を高めることを目的に、地方における「政策・制度 要求事項」に加えて、当該要求事項を実現するために「地方連合会が取り組むべき内容」を記載しております。
3. 本「てびき」は、地方連合会の要請先を明確にするために、【都道府県・市町村】などと明記しました。なお、地方連合会が要請等を行う際には、政令指定都市・中核市などを含め事務権限の所在を可能な限り確認した上で、要請書の作成および要請行動を実施ください。
※地方公共団体の区分（総務省HP）
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/chihou-koukyoudantai_kubun.html
4. 各地方連合会は、本「てびき」を参考にしつつ、地域の事情を十分に踏まえ、独自の政策・制度要求項目を策定ください。

以 上

「2024年度 連合の政策・制度実現 地方のてびき」 目次

<持続可能で健全な経済の発展>

1. 地方税財政の確立およびマイナンバー制度の定着と一層の活用……………[5](#)
2. 取引の適正化の実現に向けて……………[7](#)
3. 中小企業が自立できる基盤を確立……………[9](#)
4. 経済・産業政策と雇用政策の一体的推進および地域活性化への支援強化……………[15](#)
5. 公契約条例の制定による公契約の適正化……………[17](#)

<雇用の安定と公正労働条件の確保>

6. 都道府県労働局、地方自治体における労働行政の強化……………[21](#)
7. 働く者のための働き方改革に向けた監督体制の強化……………[25](#)
8. すべての労働者に対する職業能力開発機会の充実……………[27](#)
9. 良質な雇用・就業機会の実現に向けた対応……………[29](#)
10. 外国人労働者が安心して働くことのできる環境の整備……………[35](#)
11. 地域における高齢者の就労促進……………[39](#)
12. 真にセーフティネット機能を果たすことができる法定最低賃金制度の確立……………[42](#)

<安心できる社会保障制度の確立>

13. 生活困窮者自立支援体制の確立と子どもの貧困対策、
生活保護の運営体制の改善・充実……………[45](#)
14. 切れ目のない医療を提供する体制の確立……………[52](#)
15. 利用者のニーズに応じた介護サービスの安定的な提供と
介護人材の処遇改善・専門性の向上……………[60](#)
16. インクルーシブな社会の実現に向けた取り組み……………[66](#)
17. 子ども・子育て支援新制度の着実な実施と、すべての子どもが心身ともに
健やかに育つための環境整備、子どもの人権の擁護……………[70](#)

<社会インフラの整備・促進>

18. 安心・安全な住まいと持続可能なまちづくりの推進……………[76](#)
19. 持続可能で安心・安全な社会資本整備の推進……………[79](#)

<くらしの安心・安全の構築>

- 20. GXと「公正な移行」の具現化に向けた地域における取り組み……………[82](#)
- 21. フードロスを減らし、地産地消・フードバンクに貢献する取り組み……………[85](#)
- 22. 消費者保護と倫理的な消費行動の推進……………[87](#)
- 23. 東日本大震災からの復興・再生の着実な実施について……………[89](#)
- 24. 総合的な防災・減災対策の充実……………[91](#)

<民主主義の基盤強化と国民の権利保障>

- 25. 地方議会の活性化と国民の権利保障に資する投票環境の整備について……………[94](#)
- 26. 公正・公平な公務労働の実現……………[97](#)
- 27. 支え合い・活気あるデジタル社会の構築と地方分権改革の推進……………[100](#)
- 28. 差別禁止と人権擁護政策の推進について……………[102](#)
- 29. 教育の機会均等の保障と学校の働き方改革を通じた質の向上……………[106](#)

<公正なグローバル化を通じた持続可能な社会の実現>

- 30. 平和・人権を守る外交の推進と核兵器の廃絶について……………[111](#)
- 31. 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」にもとづいた
ビジネスと人権に関する課題への取り組みの推進……………[112](#)

<男女平等政策>

- 32. あらゆるハラスメントの根絶とジェンダー平等の実現……………[116](#)
- 33. ジェンダー平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し……………[121](#)
- 34. 男女が仕事と生活を調和できる環境整備の推進……………[125](#)

<持続可能で健全な経済の発展>

1. 地方税財政の確立およびマイナンバー制度の定着と一層の活用

<政策・制度 要求事項>

- (1) 地方の歳出について、住民ニーズに沿ったものとするよう、地域ごとに政策・行政評価、情報公開を行い、必要性の乏しいサービス・事業の整理、効率的な執行に努めるとともに、中長期の財政計画を策定する。【都道府県・市町村】

<政策・制度 要求事項とあわせて地方連合会が取り組むべきこと>

- 都道府県等の予算・決算について検証し、必要な対応をはかる。

- (2) 財政情報や財政運営情報を開示し、議会審議や監査の充実、オンブズマンによるチェックなど、地方自治体財政の健全性確保に向けた仕組みを構築する。【都道府県・市町村】

- (3) 地方の歳入について、地域による偏りが少なく安定的な地方税体系とすべく、法人住民税（法人税割）および法人事業税（所得割）と消費税の税源交換、地方財源確保に配慮した自動車関係諸税の軽減・簡素化などを行う必要がある。地方税の多くは国の税制改正によって見直されるため、税制改正の内容について、住民や企業への周知・広報活動を強化する。【都道府県・市町村】

<政策・制度 要求事項とあわせて地方連合会が取り組むべきこと>

- 「公平・連帯・納得」の税制改革の実現に向けて、組合員に対して以下の政策を重点的に周知し理解の促進に努めるとともに、連合本部と一体となって世論喚起の一翼を担い、その実現に取り組む。

- ・低所得者の負担軽減と就労支援に向けて「給付付き税額控除」の仕組みを構築し、社会保険料・雇用保険料（労働者負担分）の半額相当分を所得税から控除する「就労支援給付制度」や、基礎的消費にかかる消費税負担分を給付する「消費税還付制度」を導入する。
- ・税による所得再分配機能の強化に向けて、金融所得課税を抜本的に強化するとともに、将来的な所得税の総合課税化を検討する。また、所得税や相続税の累進性の強化に加えて、人的控除はできるだけ社会保障給付や各種支援策等に振り替え、残すものは高所得者ほど税負担の軽減額が大きくなる所得控除から税額控除に変えることを基本とする。
- ・自動車関係諸税について課税根拠を総合的に整理し、自動車重量税の廃止など税の軽減・簡素化をはかる。その際、地方財政に配慮し、必要な税財源を確保する

- (4) 「ふるさと納税制度」について、本来寄附金は経済的利益の無償の供与であることに鑑み、過度な返礼品は慎み、制度の理念に沿った適切な制度運営に努める。【都道府県・市町村】

<政策・制度 要求事項とあわせて地方連合会が取り組むべきこと>

- 「ふるさと納税制度」によって、納税者が税金の使われ方を考えるきっかけと

なり、お世話になった地域、応援したい地域の力になる、地域のあり方を改めて考えるきっかけとなるなどの意義を踏まえた制度運営に努めるよう要請する。

(5) 府県が実施している森林環境保全にかかる独自課税について、2024年度から導入された森林環境税との二重課税とならないよう、住民の意見を踏まえつつ、税収の用途や課税内容の調整をはかる。【府県】

(6) 中小企業等経営強化法による税制支援の活用については、市町村による「導入促進基本計画」の策定を働きかけ、利用を促進する。【市町村】

(7) 公正・公平な社会基盤としてのマイナンバー制度の理解促進と一層の活用に向けて、運用状況や住民からの意見を丁寧に把握し、必要に応じて、利用範囲や個人情報保護に関する条例の改正などを行う。あわせて、地方自治体の税務行政体制の効率化をはかるとともに、個人情報の保護体制を強化する。【都道府県・市町村】

<政策・制度 要求事項とあわせて地方連合会が取り組むべきこと>

○マイナンバー制度の理解促進と一層の活用に向けて、組合員に対して以下の政策を重点的に周知し理解の促進に努めるとともに、連合本部と一体となって世論喚起の一翼を担い、その実現に取り組む。

- ・マイナンバー制度の活用によってめざす社会の国民への理解を深めつつ、公正・公平な税制と安心・信頼の社会保障制度を実現するため、正確な所得捕捉による真に支援を必要とする層へのプッシュ型支援制度の構築と、金融所得課税を含む所得税の総合課税化の実現に向けて、マイナンバーとすべての預貯金口座のひも付けを行う。

- ・マイナンバー制度に対する国民の信頼回復に向けて、誤登録などの再発防止を徹底するとともに、個人情報管理体制をより一層強化する。そのうえで、マイナンバーカードの普及促進をはかる。あわせて、デジタル行政の促進による国民の利便性の周知を徹底するとともに、さらなる利便性向上をはかるため、行政手続きのデジタル化やマイナポータルの活用を促進する。

(担当：経済・社会政策局)

2. 取引の適正化の実現に向けて

<政策・制度 要求事項>

- (1) サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化を進めるため、「パートナーシップ構築宣言」の取り組みを推進・拡大する。あわせて、関係法令の強化・徹底、「しわ寄せ」防止のための総合対策の実践、公正取引委員会および中小企業庁の体制・権限の強化、中小企業などへの各種支援策の周知と利用拡大により、実効性を担保する。【都道府県、都道府県労働局、公正取引委員会地方事務所・経済産業局】
- (2) すべての労働者の立場にたった働き方を実現するため、中小企業や小規模事業者の「働き方改革」を阻害するような取引慣行の是正などを強化する。【都道府県、都道府県労働局、公正取引委員会地方事務所・経済産業局】

<政策・制度 要求事項とあわせて地方連合会が取り組むべきこと>

- 地方の経済産業局、各都道府県労働局等や経済団体等に対する要請行動および意見交換等を実施する。

<関連情報>

- 地域での取り組み状況（連合本部）
「地方連合会取り組み状況一覧」を資料データベースに掲載
*@RENGO 資料データベース
資料データベース>労働条件>取引の適正化
- 価格交渉支援ツール（埼玉県）
*埼玉県ホームページ
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/library-info/kakakukoushoutool.html>
- 内閣府、中小企業庁が「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトを立上げ、登録企業社数は43,678企業となっている（2024年4月1日時点）
*「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト
<https://www.biz-partnership.jp/>
- 政府は新型コロナウイルスによる企業への影響を緩和し、企業を支援するための施策を案内している。
*経済産業省「新型コロナウイルス関連 経済産業省の支援策（2023年7月27日時点）」
<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

<地方連合会・構成組織などの取り組み事例>

地方連合会の取り組み例

<連合福岡の取り組み>

「価格転嫁の円滑化に関する連携協定」を活かした取り組み

○フォーラムなどの開催

連携協定の締結団体に 10 団体を加えた計 23 団体で「取引適正化推進フォーラム」を開催し、パートナーシップ構築宣言の推進などを取り組みの重点とする「共同宣言」を採択した。

また、適正取引をテーマとする「地域活性化フォーラム in 北九州」を開催し、公正取引委員会企業取引課長に講演いただくとともに、公正取引委員会・北九州市・北九州商工会議所・北九州中小企業経営者協会・昭和鉄工労働組合・連合福岡をメンバーとして、各団体が抱える課題の解決や、新たな取り組みに繋げることなどを目的に、パネルディスカッションを行った。

○街頭宣伝行動の実施

中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費分を含む適正価格での取引実現に向けた取り組みを一層強力に推進するため、「取引適正化推進等による成長と分配の好循環実現に向けた福岡街頭行動」を博多駅前で行った。

構成組織の取り組み例

<UAゼンセン・フード連合の取り組み>

○UAゼンセンおよびフード連合は、2024年2月9日に公正取引委員会、中小企業庁、消費者庁、農林水産省に対し「公正な取引慣行の実現に向けた要請」を実施した。UAゼンセンおよびフード連合が2023年9月～10月にかけて実施した「取引慣行に関する実態調査」の集約結果を報告し、不公正な取引慣行の是正に向けた取り組みを要請した。

(担当：労働条件・中小地域対策局)

3. 中小企業が自立できる基盤を確立

<政策・制度 要求事項>

- (1) 2010年に閣議決定された「中小企業憲章」に関する国会決議を行うなど、中小企業の位置付け、中小企業政策の基本理念、政府の行動指針等をより明確にすることにより、中小企業政策の推進をはかる。
- (2) 都道府県は市区町村の中小企業振興基本条例の制定に向けた環境整備を進める。また、条文において労働団体の役割や大企業の責任を明確にするとともに、条例にもとづく施策を検証する会議体を設置し実行性を高める。【都道府県】
- (3) 地方自治体は、中小企業振興基本条例の制定促進に向けた環境整備を進めるとともに、条例において地域における労働団体の役割・責任を明確にする。【市区町村】

<政策・制度 要求事項とあわせて地方連合会が取り組むべきこと>

- ①中小企業振興基本条例（以下条例）が未制定の地方自治体においては、中小企業団体（商工会・商工会議所、各都道府県の中央会、中小企業家同友会全国協議会）等と条例が未制定であることを共有し、地域活性化フォーラムや意見交換会等を通じ、制定の必要性について協議を行う。
- ②地方自治体、首長に対し、条例制定に向けた審議会や振興会議等の設置をするよう要請を行う。
- ③条例制定に向けた審議会や振興会議においては、労働者を代表し意見を述べるとともに、労働組合も地域振興に必要な一員であることを認識いただくとともに、中小企業振興基本条例の中に「労働団体の役割」などを明記するよう働きかけを行う。

<関連情報>

- 中小企業活性化策の基本理念である「中小企業憲章」が2010年6月閣議決定。
- 「中小企業振興基本条例」は、「中小企業憲章」の自治体版で、地方自治体が地域の中小企業の役割を重視し、その振興行政の柱とすることを明確にするために策定される条例。
- 1979年に東京都墨田区ではじめて「墨田区中小企業振興条例」が制定された。
- 産業や地域の空洞化、地域経済の衰退による危機感から中小企業の力が発揮できる環境を整えるため、2003年から中小企業家同友会（以下、中同協）が制定運動に取り組んでいる。
- 2016年の中同協との意見交換において「中小企業憲章」の国会決議について議論した。これにより、「2018年～2019年要求と提言」に「中小企業憲章」に関する国会決議を行うことを明記した。
- 全国の中小企業振興基本条例策定状況は、47都道府県、394市17区244町37村、全739（2023年11月22日現在中同協調査）（自治体数47都道府県792市23区743町183村、全1788）となっている。

<地方連合会・構成組織などの取り組み事例>

地方連合会の取り組み例

- 地方連合会が市長に対する中小企業振興基本条例の制定を求める要請や、組織内議員との連携を通じて条例制定に至った事例
……連合三重
- 振興会議等に委員として参画し条例制定に至った事例
……連合北海道根室地区連合、連合東京、連合長野、連合愛知
- 制定された条例に労働組合の役割が明記された事例
……連合長野、連合石川

<連合三重の取り組み>

- 連合三重は、2023年4月3日に「中小企業振興基本条例」の制定を求める要請を伊藤桑名市長に行った。

[要請内容]

桑名市においても条例を制定し、その条例の理念のもとに中小企業支援策を講ずること。

中小企業支援策を策定するにあたっては、中小企業の実態調査を念入りに行い、中小企業の実態把握に努めること。

条例の協議体として審議会を設置し、多種多様な意見を聞くこと。

上記の審議会に労働団体からの代表を委員に加えること。

条例の内容に自治体や中小企業などの役割、責務等を記載するにあたっては、「労働団体の役割」についても記載すること。

条例の内容に中小企業の労働環境などの整備、労働者の福祉の向上、雇用機会の創出について記載すること。

毎年、条例に基づいた取り組みを審議会で報告し、広報誌などで市民に公表すること。

- 連合三重は、組織内議員（愛敬議員）を通じて議会における条例制定の働きかけを行った。

[桑名市議会 2023年第1回市議会定例会での質問]

（愛敬議員）桑名市として理念条例「中小企業・小規模企業条例」制定のお考えはあるか。

（市長）三重県でも平成26年に条例は制定されておりますが、県市内町ではまだ条例は制定されておられません。桑名市として条例制定に向けて取り組んで参りたい。

[桑名市議会 2023年第2回市議会定例会での質問]

（愛敬議員）条例制定に向けた現時点の状況は。

（市長）日本労働組合総連合会三重県連合会様、連合三重桑名地域協議会様か

ら要請書が出され、桑名市の経済の持続的な発展および県民生活の向上に寄与することを目的に、中小企業振興基本条例の制定の実現の要請を受けたところです。これらの条例制定の要請を受けまして、関係機関と協議をして、条例制定に向けて準備を進めているところです。

○制定された桑名市中小企業・小規模企業振興条例（労働組合に関する部分のみ抜粋）2024年4月1日施行

第2条(5)労働団体 労働組合であって市内に事業所を有するもの及び労働組合の連合団体であって三重県内に事務所を有するものをいう。

第4条2 市は、中小企業等振興施策の推進に当たっては、国、県その他関係機関と連携して取り組むとともに、中小企業等、大企業、経済団体、労働団体の意見を反映するよう努めるものとする

第8条 労働団体は、中小企業等の地域社会及び地域経済に果たす役割の重要性について理解を深め、労働環境の整備、労働者の福祉厚生の上昇等を通じて、中小企業等の振興に努めるものとする。

<連合北海道の取り組み>

連合北海道根室地区連合、北海道根室市ホームページより

○根室市中小企業振興基本条例により設置されている「根室市中小企業振興審議会」に連合北海道根室地区連合会が委員として参加している。

[根室市中小企業振興基本条例が改正されました／朝日にいちばん近い街 \(city.nemuro.hokkaido.jp\)](https://www.city.nemuro.hokkaido.jp)

北海道根室市中小企業振興基本条例

○【前文】このような中で、根室市の中小企業が雇用や所得の確保を担い、消費生活の安定と安全を提供することにより市民生活の向上に寄与するなど、地域にとってますます重要な役割を果たしていくことは明らかであり、今後なお一層、多様で力強く成長・発展していくことが求められる。

<https://www.city.nemuro.hokkaido.jp/material/files/group/19/12210631.pdf>

<連合東京の取り組み>

○2015年から連合東京は、「中小企業振興基本条例を都も検討し、中小企業にかかわる施策を定め、中小企業振興を総合的に推進すること」を重点政策の一つとして掲げてきた。」2017年11月東京商工会議所、東京経営者協会、東京都、12月東京同友会と東京都中小企業・小規模企業基本条例の制定」について活発な意見交換を行った。

○2018年1月、小池都知事は、「都内の中小企業振興に関して新たなビジョンを策

定するため、有識者による会議を立ち上げ、幅広い議論と検討を進める」と発言した。これは、知事が政策形成を委嘱するトップダウン方式の一つである。東京都は、連合東京に有識者会議の委員委嘱を求め、同年 2 月連合東京会長代行が有識者会議の委員として任命された。ものづくり企業経営者が 3 名、経営者団体の各代表が 4 名、労働団体から 1 名、学識経験者から 3 名の構成で条例制定の審議が行われた。

東京都中小企業・小規模企業振興条例

https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00004981.html

<連合愛知の取り組み>

- 学識者や中小企業関係団体・労働団体および行政による「愛知県中小企業活性化懇話会」が設置され、今後 5 年間の愛知県の産業労働政策の基本的方向性と重点政策を示す「あいち産業労働ビジョン」を策定する（2011 年 6 月）とともに愛知県の中小企業振興の施策を総合的に推進するため「愛知県中小企業振興基本条例」を制定した（2012 年 10 月）

愛知県中小企業活性化懇話会 委員名簿（愛知県ホームページ）

<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/31369.pdf>

愛知県中小企業振興基本条例

<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/31368.pdf>

<連合石川の取り組み>石川県ホームページより

- ふるさと石川の地場産業を担い地域経済を支える中小企業の振興を支える条例

【第 6 条】中小企業者は、基本理念にのっとり、その経営及び取引条件の向上並びに従業員が仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備その他の労働環境の整備に自主的に取り組むとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【第 7 条】労働団体は、基本理念にのっとり、中小企業者が行う地域における雇用機会の創出並びに労働環境の整備及び労働者の福祉の向上に協力するよう努めるものとする。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/syoko/documents/jourei.pdf>

<連合長野の取り組み>

- 2010 年 8 月、知事就任当初より定期対話と政策議論を実施。長野県中小企業振興審議会への参画を要請し、2012 年 9 月長野県中小企業振興審議会に連合長野が初めて参画し、審議会の下に設置する条例検討部会へも参画した。中小企業振興に関して、基本理念を定めるとともに、県の責務や中小企業関係団体・労働団体・教育機関・金融機関・県民などの役割を明らかにし、施策の基本事項を定め

ることによって、総合的な中小企業の振興をはかる「長野県中小企業振興条例」を制定した。(2014年3月)

【チェックすべき観点】 条例検討部会での連合長野の主な発言要旨

- 制定に向けたプロセスにおいて多くの関係者・主体者を巻き込み、中小企業の振興にとどまらず、まちづくり、人づくり、ひいては人・地域の活性化まで見据えて、産官学に金、労を含めた多様な主体者の連携につなげていくべき。→前文
- 労働者も経営者ととともに将来を考える視点が重要。→第10条
- 労働者、労働団体も担い手として、産官学金労とも連携を促す条例とすべき。

【条文審議】

- 第8条で教育機関等の役割で、社会人の学びなおしや勤労観・職業観の醸成、高度人材育成等について、今の規定では少し弱い。
- 各都道府県の振興条例で労働側の関与を盛り込んでいるものはない。働く側も求めるだけでなく、企業の成長、中小企業の発展・将来を、ともに語る存在として、働く者を位置づけていることに理解いただきたい。
- エンployアビリティ（働き続けられる能力）を、働く側も企業・経営者の求める人材像を共有化しながら取り組んで行くことが重要である。
- チェック機能の強化では、CSRの視点で、働く者のチェック機能の強化や、ステークホルダーとしての目配りも、重要な役割である。
- 第26条について「産官学金」に「労」を加えていただきたい。

<連合高知の取り組み・中小企業振興基本条例制定後の取り組み>

連合高知では、会長が高知市中小企業・小規模企業審議会の委員の一員となり、実効性ある中小企業振興基本条例改定に向けて発言を行っている。

[高知市中小企業・小規模企業振興審議会について - 高知市公式ホームページ \(city.kochi.kochi.jp\)](http://city.kochi.kochi.jp)

構成組織の取り組み例

<JAMの憲章・振興条例への取り組みについて>

- (1) 2014年以降、2022年、2023年春季生活闘争方針
政策・制度要求部分、地方議員と連携する取り組みとして、公契約条例制定とあわせて中小企業振興基本条例に向けた情報収集と展開の検討を記載。
- (2) 2015年組織内議員団会議の方針に記載
- (3) 2017年5月組織内議員団会議で研修会の実施
- (4) 2022年5月第3回政策制度議員団会議&研修会
- (5) 2022年10月東京・千葉労使研究会

【振興条例制定に関わった事例】

栃木市 2017年中小企業・小規模企業の振興に関する条例

連合栃木下都賀地協（JAM出身）が栃木市委員会に参加し発言するとともに、政策提言要求を提出した。条例案には、①審議会の設置 ②労働団体の役割、③財政上の措置などが組み入れられた。

沼津市 2017年1月14日 中小企業振興基本条例施行

組織内議員（JAM）が一般質問で取り上げたことがスタートとなり、検討が始まった。1年間の協議会による議論がおこなわれ、労働団体メンバーは不在であったが、市民代表として振興会議に関わることとなった。

柏崎市 2019年4月1日 中小企業振興基本条例施行

新執行委員セミナー・柏崎刈羽支部懇談会を行い、JAM新潟組織内議員が委員長を務める産業建設常任委員会において2年間かけて調査・研究を行った上で条文作成を行った。

地方連合会・構成組織の取り組み例

<連合東京・東京自治研センターの取り組み>

○東京自治研センターにおいて4月8日（月）13時30分から、中小企業振興基本条例の学習会を行った。連合東京から白川顧問、東京同友会三宅副会長、東洋大学山本教授から、それぞれ東京都の条例制定についての経過報告を行った後、パネルディスカッションを行った。

連合本部の取り組み例

- 2018～2019年度「政策・制度要求と提言」において、中小企業憲章を閣議決定にとめず、国民の総意とするため、国会決議をめざす旨を記載した。
- 2020～2021年度「政策・制度要求と提言」において、中小企業振興基本条例制定促進について地方自治体に求める旨を記載した。
- 2023年「中小企業振興基本条例」制定に向けた地方ブロック連絡会、9ブロックでの学習会を開催した。中小企業家同友会から北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、四国、中国ブロックでそれぞれ講師を招いて取り組みを行った。

（担当：労働条件・中小地域対策局）

4. 経済・産業政策と雇用政策の一体的推進および地域活性化への支援強化

<政策・制度 要求事項>

- (1) 地域の特性を活かしたまちづくりを推進することで、地域雇用の増大をはかる。そのために、核となる企業への支援を行い、地域内・地域間の連携を強化して、地域産業としての国際競争力を高める。【都道府県・市町村】
- (2) 地域金融機関が地域密着型金融としての役割を発揮し、産官学金労言の連携のもと事業再生や成長分野の育成、産業集積など雇用の創出に資する取り組みを推進するよう指導や支援を行い、国民にとって安心・信頼でき、地域経済の活性化に資する金融システムを構築する。【都道府県・市町村】

<政策・制度 要求事項とあわせて地方連合会が取り組むべきこと>

- 地域活性化の推進にあたっては、持続可能な地域経済・地域社会の形成のため、地域の特性を熟知した地元住民、地元産業が主体となったまちづくりをめざすことが必要である。そのためにも産官学金労言のネットワークが求められており、「開かれた春闘」をめざし、地域の様々な関係者と連携をはかることが重要である。地方連合会は、日頃の活動をベースとしつつ幅広い団体（産・官・学・金・労・言）関係者や、市民との関係づくりに資するため、社会対話としての地域活性化フォーラムの開催、連合と諸団体との意見交換や各種要請行動の実施などに連鎖性を持たせるとともに、その一連の活動として「連合プラットフォーム」（愛称：笑顔と元気のプラットフォーム）を機能させていく必要がある。

<関連情報>

- デジタル田園都市国家構想
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digitaldenen/index.html>
- デジタル田園都市国家構想実現会議
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_denen/index.html
- デジタル田園都市国家構想交付金
<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/index.html>
- 地方人口ビジョン/地方版総合戦略
<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chihouban/index.html>
- 国土計画・都市圏構想の変遷
https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/road_network/pdf01/10.pdf
- 地方創生SDGs・「環境未来都市」構想・広域連携SDGsモデル事業
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/index.html>
- 企業版ふるさと納税ポータルサイト
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyofurusato.html>
- 起業支援金・移住支援金
https://www.chisou.go.jp/sousei/shienkin_index.html

- 内閣府国家戦略特区（規制改革メニュー）
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/menu.html>
- 認定NPO法人 ふるさと回帰支援センター
<https://www.furusatokaiki.net/>
- 国土交通省「地方振興」
<https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/index.html>
- 内閣府地方創生カレッジ
<https://chihousesei-college.jp/>
- 地域経済の活性化に資する金融システムの構築
 - 日本政策金融公庫 <https://www.jfc.go.jp/>
 - 地域経済活性化支援機構 <http://www.revic.co.jp/>
 - 日本政策投資銀行 <https://www.dbj.jp/>
 - 中小企業基盤整備機構（中小機構） <https://www.smrj.go.jp/index.html>
 - マネジメント型まちづくりファンド支援業務（MINTO機構）
<http://www.minto.or.jp/products/management.html>
 - クールジャパン機構（株式会社海外需要開拓支援機構）
<https://www.cj-fund.co.jp/>
- 地域未来投資促進法関係
https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html

<地方連合会・構成組織などの取り組み事例>

笑顔と元気のプラットフォームの事例については、@RENGO「資料データベース内」の労働条件>連合プラットフォームのフォルダーに集約しておりますので、ご参照下さい。

（担当：労働条件・中小地域対策局、経済・社会政策局）

5. 公契約条例の制定による公契約の適正化

<政策・制度 要求事項>

- (1) 公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、公契約のもとで働く者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保により、住民の福祉の増進に寄与することを目的として公契約条例を制定する。【都道府県・市町村】
- (2) 公契約において、公正労働基準の確保、企業の技術力や品質の適正な評価、環境や福祉、男女平等参画、安全衛生など社会的価値やコンプライアンス遵守などもあわせて評価する総合評価方式の導入を促進する。【都道府県・市町村】
- (3) 各自治体においては、労働条項を含む「公契約条例」を制定する。また自治体の工事や業務委託の入札・契約に関わる条例や要綱などに、労働基準法等の労働法制や社会保障法規に違反した企業を、発注対象から除外する項目を設けるとともに、発注者の責務も明確にする。【都道府県・市町村】

<政策・制度 要求事項とあわせて地方連合会が取り組むべきこと>

- 学習会や情報交流会の開催を通じ、業界団体、首長、組織内議員・友好議員や自治体職員等、協力できる関係者と公契約条例の意義・重要性を共有し、条例制定を推進する。
- 地方選挙において推薦し、当選した首長や組織内議員・友好議員等と、公契約条例の制定に向けて意見交換の場を設定する。



※直近の制定自治体一覧は、@RENGO 資料データベースに掲載しています。

資料データベース>労働条件>公契約条例

※また、公契約条例制定の推進に向けた各種機材等も掲載しています。

●要請書(例)、政策協定(例)、公契約条例(例)など

資料データベース>労働条件>公契約条例>公契約条例制定に向けた取り組み
器材

<地方連合会・構成組織などの取り組み事例>

地方連合会の取り組み例

<連合青森の取り組み>

「連合青森構成組織内議員懇談会」を定期的で開催し、時々の政治的課題や政策的課題等について意見交換を実施している。

2018年8月に開催した「連合青森構成組織内議員懇談会」において「公契約条例」をテーマに取り上げ、各自治体での公契約条例制定の進捗状況や各議会での課題などについて情報・意見交換を行うとともに、連合本部より講師を招いて「公契約条例学習会」を開催した。

なお、八戸市（2021年4月）、おいらせ町（2022年4月）にて理念型の条例が制定した。

<連合香川の取り組み>

県に対する政策・制度要請において、県レベルでの公契約条例の制定に向けて、次のとおり要請を行った。「公益代表・使用者代表・労働者代表により構成される『公契約に関する協議会(仮称)』を立ち上げるなど、早期の公契約条例制定に向け取り組むこと」。なお、丸亀市（2016年4月）にて理念型の条例が制定した。

<連合滋賀の取り組み>

滋賀県庁内に設置された「適正な労働条件の確保を目的とした契約制度のあり方に関するプロジェクトチーム」の中間報告をもとに「滋賀県契約の在り方検討懇話会」が設置された。懇話会には労働者を代表し連合滋賀政策委員長が参加、2020年10月までに3回の会議が行われ「条例の制定をめざす」との結論が同12月の県議会において報告された。その後、滋賀県（2022年4月）にて理念型の条例が制定した。

<連合沖縄の取り組み>

連合沖縄議員懇話会を開催し、公契約条例の必要性や制定プロセスに関する情報共有をはかった。なお、沖縄県では沖縄県（2018年4月）と那覇市（2021年4月）にて理念型の条例が制定した。

<連合東京の取り組み>

1. 都内自治体における公契約条例の制定に向けた政策・制度の取り組み

(1) 連合東京から区市町村に対する政策・制度要求

連合東京のすべての地区協議会が、区市町村に対し、毎年秋に行う政策・制度要求において、労働条項型（特に、ILO第94号条約型）の公契約条例（以下「条例」という。）の制定を求めている。また、東京都特別区長会との懇談会や推薦市長との懇談会において、条例制定を求めている。

(2) 事業者との条例効果に関する共通理解の醸成

2012年以降、連合東京は、全建総連東京都連と連携し、条例制定検討の動きのある自治体内において、当該自治体の建設事業者に対し、条例の経済効果や必要性を説明し、労使合同の意見交換会や学習会を開催するなど、それらの共通理解を図り、条例制定への賛同を得てきた。また、2024年3月から4月の間、連合本部と連携し、全国ビルメンテナンス協会および東京ビルメンテナンス協会と意見交換を行い、条例の経済効果や必要性について理解を求めた。

(3) 首長候補との選挙時の政策協定・推薦

連合東京は、首長選挙候補者の推薦にあたり、「公契約条例の制定に取り組む」「公契約条例の制定を検討する」という趣旨の政策協定を締結している。2023年4月以降に執行した統一地方自治体選挙等においても、同様の取り組みを行った。16の条例制定自治体のうち、15首長が、連合東京推薦首長である。

(4) 条例の制定および検討の状況

2024年4月現在、東京都内53区市町村（島しょ部を除く）のうち13区3市において条例（労働条項型15、理念型1）が制定されている。2023年4月以降の1年間では、墨田区（同年9月）、台東区（同年12月）にて、労働条項型の条例が制定された。23特別区では、条例制定区が過半数となった。今後、文京区では、2024年6月の区議会において労働条項型の条例を制定する予定である。また、その他の複数の区市が、条例の制定について検討している。

2. 公契約審議会において理念型から賃金保障型へと改正した事例

公契約審議会において、条例制定当初から一貫して職種別下限額の設定を主張し、首長宛に行う毎年の答申の付帯事項としてこれを明記。受注事業者へのアンケート結果などから、職種別下限額の必要性を行政に認識させるに至り、有資格職種を中心に7職種の下限額が設定された（千代田区）。また、江戸川区の理念型条約（2010年4月制定）が2021年6月に賃金保障型へと改正された。

3 東京都社会的責任調達指針案への意見反映

(1) 東京都「社会的責任に配慮した調達に係る有識者会議」における意見・提言

東京都は、2023年4月から2024年1月までの間、都の公共調達に適した「社会的責任調達指針」（以下、「指針」という。）の策定に向け、「社会的責任に配慮した調達に係る有識者会議」を6回開催し、指針の方向性について有識者等の意見聴取を行った。

(2) 指針素案のパブリック・コメントにおける意見

東京都が、2024年2月から3月の間に実施した指針素案のパブリック・コメントに対して意見を提出した。

連合本部の取り組み例

2023年より公契約条例に関する実践的な情報交換会を開催し（2023.1.16 長野、滋賀、沖縄、2.20 岐阜、熊本、大分、11.7 岩手、福島、2024.12.19 福岡、沖縄、1.16 宮城、長野、2.13 高知、香川、2.26 北海道、青森、埼玉、3.27 兵庫、愛知、4.26 大阪）、現下の情勢に関する情報共有と、特に連合東京における条例制定に向けた具体的なノウハウの横展開をはかった。

国・自治体との連携における取り組み例

- 当初の条例では総則的事項を定めるにとどまっていたが、公正労働基準確保の必要性から、労働条項を盛り込み、労働報酬下限額以上の支払いの義務づける条例へと改正した（高知市）。
- 「公共サービスの質や業務の安全性の確保」という観点を重視し、労務報酬下限額を定期的に見直し、引き上げを行うとともに、職種・業務ごとの労務報酬下限額を新設する（多摩市など）。
- 条例適用の対象となる予定価格の金額を引き下げ、条例の適用対象範囲を拡大した（野田市、直方市など）。

（担当：労働条件・中小地域対策局）

<雇用の安定と公正労働条件の確保>

6. 都道府県労働局、地方自治体における労働行政の強化

<政策・制度 要求事項>

- (1) 労働関係法令の周知徹底と相談窓口の充実などをはかり、地方における労働行政を充実・強化する。また、曖昧な雇用で働く者のうち、実態として労働者性が認められる場合には、労働関係法令が適用されることについて周知を徹底するとともに、適正な指導・監督を行う。【都道府県労働局】
- (2) 不合理な解雇等を防止する観点からも、労働関係法令を周知するとともに、雇用維持のための対応を徹底する。やむを得ず解雇を検討する場合でも、解雇回避努力や労働組合との協議等、「整理解雇の4要件」に照らして厳格に判断すべきことを事業主に周知し、不適正な事案には速やかかつ厳正に対処する。【都道府県労働局】
- (3) 雇用の維持をはかることを目的とした休業、教育訓練、在籍型出向を支援する雇用調整助成金について、制度の内容を事業主に周知するとともに、相談対応を強化する。【都道府県労働局】
- (4) 雇用の維持のための在籍型出向を支援する雇用調整助成金や、在籍型出向による労働者のスキルアップを支援する産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）の活用が進むよう事業主に周知する。【都道府県労働局】
- (5) 労働契約法第18条の「無期転換ルール」の回避を目的とする雇止めや無期転換申込等を理由とした不利益取扱い、労働者派遣法の期間制限の回避を目的とした「派遣切り」などの動きは法の趣旨に反するものであり厳正に対処する。同時に、使用者や労働者に法の内容と趣旨の周知をはかるとともに、相談対応を強化する。【都道府県労働局】
- (6) 労働相談への支援や労働教育講座の開催など、地方における労働行政の充実・強化をはかる。【都道府県・市町村・都道府県労働局】
- (7) 団体交渉への不当介入や不適切な情報発信など、正常な労使関係を損なう社会保険労務士の行為についての監督を徹底するとともに、不適切な事案に対しては厳正かつ迅速に指導する。【都道府県労働局・都道府県社会保険労務士会】

<政策・制度 要求事項とあわせて地方連合会が取り組むべきこと>

■労働行政の充実関連

- 都道府県労働局に対して、①働き方改革関連法や休業手当等の労働関係法規および「整理解雇の4要件」等の周知徹底と相談窓口の充実、②労働基準監督官による法違反や解雇・雇止め事案への適正・厳格な対応（いわゆる「ブラック企業」への対応を含む）、③労働者派遣法の遵守徹底と派遣元事業主および派遣先並びに派遣労働者への法の周知、④ハローワークの求人票の記載内容が実際の労働条件と異なっていた場合の対応の強化、⑤産業雇用安定助成金等の周知徹底とニーズの開拓、などを求める。
- 地方自治体に対して、労働相談への支援や労働関係調査の委託事業の充実とと

もに、転居を伴わずに「失業なき労働移動」を実現するための雇用の維持・創出や、在籍型出向の出向先となる事業の実施などを求める。

■無期転換ルール関連

- 連合本部ウェブサイトに掲載している「有期労働契約ハンドブック」や、特設サイト「確認しよう！無期転換ルール」を地方連合会ウェブサイトに掲載するなどして周知をはかる。また、連合「何でも労働相談ダイヤル」の案内を行うとともに、寄せられた相談の解決などに都道府県労働局と連携して取り組む。

【確認しよう！無期転換ルール】（2024年4月施行の制度改正、研究者等の特例）

https://www.jtuc-rengo.or.jp/muki_rule_2023/

【有期労働契約ハンドブック】

[https://www.jtuc-](https://www.jtuc-rengo.or.jp/shuppan/roudou/roudou/data/2310yuki_roudou/#page=1)

[rengo.or.jp/shuppan/roudou/roudou/data/2310yuki_roudou/#page=1](https://www.jtuc-rengo.or.jp/shuppan/roudou/roudou/data/2310yuki_roudou/#page=1)

■社会保険労務士関連

- 都道府県社会保険労務士会と定期的な意見交換の場を設定するなどして、取り組みや課題の共有をはかり、トラブルの未然防止をはかる（詳細は、「正常な労使関係を損なう社会保険労務士の行為に対する連合の取り組み」（2016.4.14第7回中央執行委員会確認）を参照）。

<関連情報>

【雇用調整助成金】

- 経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練、出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度。

*厚生労働省「雇用調整助成金」リーフレットほか

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_20200515.html

【産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）】

- 2022年12月に創設された、労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、当該出向から復帰した際の賃金を出向前と比較して上昇させた場合に、出向元事業主に対して助成する制度。

- 厚生労働省は、産業雇用安定助成金が創設された2021年2月からの1年間で事業主から都道府県労働局に提出のあった「産業雇用安定助成金出向実施計画届」を取りまとめ、取り組みの事例とあわせて紹介している。

*厚生労働省 プレスリリース（2022年2月28日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11654000/000902822.pdf>

*厚生労働省「産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）」リーフレット

ほか

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00012.html

*厚生労働省「在籍型出向支援」リーフレットほか

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page06_00001.html

<地方連合会・構成組織などの取り組み事例>

地方連合会の取り組み例

■ 働く者のための働き方改革に向けた取り組み（連合三重）

2023年9月13日に開催した三重労使会議において、労使が協力してワーク・ライフ・バランス社会の実現を目指して取り組み、不払い残業の根絶と、過労死等・健康障害をはじめ、労働災害などの要因を改善することを労使で確認し、『ワーク・ライフ・バランス社会の早期実現をめざす働き方改革の推進と不払い残業の根絶並びに過労死ゼロに向けての推進宣言』を確認し、三重県経営者協会と連合三重の連名で宣言を行った。

■ 社会保険労務士関連

連合が、2017年12月から2018年1月にかけて実施したアンケート調査の結果によれば、都道府県社会保険労務士会と意見交換の場を設けている地方連合会は、47地方連合会のうち20の地方連合会であった。意見交換の場では、地方連合会・都道府県社会保険労務士会双方の活動報告、不適切な社会保険労務士に対する対応、さらには、「働き方改革」への対応など時宜に応じた案件について意見を交わしている（詳細は、「社会保険労務士の労使関係への関与実態等に関するアンケート調査」（2018.3.8／第7回中央執行委員会報告）を参照）。

（担当：労働法制局）

7. 働く者のための働き方改革に向けた監督体制の強化

<政策・制度 要求事項>

- (1) 働き方改革関連法の職場への定着のために、労働基準監督署および働き方改革推進支援センターにおける説明会や個別相談の充実をはかり、法制度の内容の周知徹底と企業等における取り組みへの支援を強化する。なお、法の趣旨に反するような脱法的な運用（例：法定休日ではない所定休日を労働日に変更し、その日を有給休暇として指定）については、厳正に対処する。【都道府県労働局】
- (2) 労働施策総合推進法にもとづく協議会（「地方版政労使会議」）を全都道府県で開催し、都道府県や労使団体等との連携を強化する。【都道府県・都道府県労働局】
- (3) 客観的方法による労働時間把握の義務化を踏まえ、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知徹底をはかり、適正な労働時間把握に関する監督指導を強化する。【都道府県労働局】
- (4) 時間外・休日・深夜労働の削減や不払い残業の撲滅に向けて、長時間労働が行われている事業場や36協定を締結していない事業場に対する監督指導等を徹底し、法違反への適正・厳格な対応をはかる。【都道府県労働局】
- (5) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」の趣旨を周知するとともに、労働時間把握・管理、費用負担、労働安全衛生や労働災害、ハラスメント等について適正な対応がはかれるよう監督指導を徹底する。【都道府県労働局】
- (6) メンタルヘルス対策を促進するとともに、過重労働・長時間労働と並んで過労死等の一因となっているハラスメント防止対策の取り組みを強化する。【都道府県労働局】
- (7) 2024年4月より自動車運転の業務にも時間外労働の上限規制および改正改善基準告示が適用されたことを踏まえ、物流業界における取引環境の改善および長時間労働の抑制の実現のために、全都道府県で開催されている「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」の取り組みを一層強化し、物流改善に関する社会的な啓発の促進や「ホワイト物流」推進運動の浸透をはかる。また、改正改善基準告示の周知を徹底し、違反がみられた場合には厳格かつ丁寧な指導を行い、重大な違反があった場合には国交省の処分基準にもとづき厳正に対処する【都道府県労働局・運輸支局】
- (8) 教員の長時間労働是正に向けて、給特法にもとづく「教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針」が定める勤務時間管理を徹底するとともに、安全衛生委員会の設置・開催、産業医の選任等、労働安全衛生体制の整備を徹底する。【都道府県・都道府県教育委員会・市町村教育委員会】
- (9) 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、国民への啓発、相談体制の整備、民間団体の活動への支援などを積極的に推進する。また、11月の過労死等防止啓発月間には、過労死等防止対策推進シンポジウムの開催を支援・後援する。さらに、大学や中学校・高等学校における労働条件等に関する啓発の実施に関して、

各地の過労死を考える家族の会や専門家を講師として派遣するなど、啓発事業を積極的に推進する。【都道府県労働局・都道府県・都道府県教育委員会】

<政策・制度 要求事項とあわせて地方連合会が取り組むべきこと>

- 労働基準監督署および働き方改革推進支援センターの体制および取組内容の充実・強化を求める。働き方改革推進支援センターのセミナーや相談支援等の委託事業の適正な実施を求める。
- 労働施策総合推進法にもとづく協議会（「地方版政労使会議」）への参画をはかり、実態を踏まえた働き方改革の推進に取り組む。
- 連合「なんでも労働相談ダイヤル」を活用し、過労死等ゼロに向けて積極的に相談の解決をはかる。
- トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会において、①着荷主も構成員とすること、②年3回協議会を開催すること、③長時間労働是正に向け、具体的な労働時間短縮目標を策定するとともに、策定目標について、定期的にフォローアップを行うことを要請する。

<関連情報>

- 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の法律・政令・省令、告示、公示の条文および説明資料（厚生労働省HP）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html
- 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」のリーフレット、通達、Q&A（厚生労働省HP）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/gyosyu/roudoujouken05/index.html
- 医師の働き方改革の制度解説ページ（厚生労働省HP）
<https://iryou-kinmukankyuu.mhlw.go.jp/information/explanation>
- 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（2021年7月策定、厚生労働省HP）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000811145.pdf>
※現在、過労死等防止対策推進協議会において、大綱の見直しの議論が行われている
- 過労死等防止対策推進協議会の開催状況
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000061675_224293.html

<地方連合会・構成組織などの取り組み事例>

地方連合会の取り組み例

<連合長野の取り組み>

- 働き方改革に関する取り組み

国、県、労働団体、経営者団体の代表者からなる「長野県就業促進・働き方改

革戦略会議」に参画し、幹事会・産業別・地域別会議で出された課題や今後の施策に関する中長期的な取り組み方針である「長野県就業促進・働き方改革基本方針」と各構成団体の具体的な取り組みをまとめた「長野県就業促進・働き方改革アクションプラン」を策定した。

また、行政、労働団体、経営者団体、長野県連合婦人会が「信州『働き方改革』共同宣言」締結し、時間外休日労働削減、36 協定締結、年次有給休暇取得の推進をはかっている。取り組みをより具体的に進めるため、ワーキンググループや分科会が設置され、連合長野からも委員を派遣している。

○『はたらく若者ハンドブック』の作成

長野県および長野県経営者協会との協働で作成し、県内の高校生を中心に配布した。労働時間、賃金、労働組合に関する基本的な知識だけでなく、県内企業の魅力やビジネスパーソンとして身につけるべき基礎的なマナー、仕事への姿勢についても掲載している。

(担当：労働法制局)

8. すべての労働者に対する職業能力開発機会の充実

<政策・制度 要求事項>

- (1) 雇用形態や企業規模、在職・離職の違い、障がいの有無にかかわらず、すべての働く者・働くことを希望する者が自己の職業能力を開発・発揮し、安定した質の高い雇用に就くことができるよう、県内において、地域や企業、受講者の人材・訓練ニーズを踏まえた適切な職業能力開発機会を提供する。【都道府県労働局】
- (2) 「就職氷河期世代」に対し、当事者個々人のニーズに寄り添いつつ、オンラインの活用も含め、就職相談や職業紹介の取り組みを通じて、職業能力開発や就労支援、社会とのつながりを持つことに関する情報提供や啓発を行う。【都道府県・市町村・都道府県労働局】

<政策・制度 要求事項とあわせて地方連合会が取り組むべきこと>

- 離職者や在職者等、職業訓練を希望する者が必要に応じて十分に受講できるよう、土日・夜間での随時開講や訓練指導員の増員による人員の確保などを行うことを求める。
- 都道府県の労使や教育訓練機関、都道府県労働局などで構成される「地域職業能力開発促進協議会」に積極的に参画する。「地域職業能力開発促進協議会」では、国が策定する「全国職業訓練実施計画」の内容を踏まえつつ、「地域職業訓練実施計画」において、労働者や地域のニーズを踏まえ、主体的に独自の訓練分野、特定の対象者や特定の地域を念頭に置いた訓練などを設定する地域ニーズ枠を設定するなど、公的職業訓練メニューの充実・強化を求める。
- 都道府県に設置されている「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム」に積極的に参画する。また就職氷河期世代の個別の事情を踏まえつつ、DXやGXに対応した職業能力開発やリモートワークなどの柔軟な働き方に資する長期的な能力開発・資格取得ができるよう、公的職業訓練メニューの充実・強化を求める。
- 都道府県・市町村とハローワークに対し、真に訓練を必要とする者が確実に訓練を受講することができるよう、福祉事務所やハローワークへの来所者のうち訓練を必要とする者について公的職業訓練へ誘導することを強化するよう求める。

<関連情報>

【ハロートレーニング（公共職業訓練、求職者支援訓練）】

(※)「ハロートレーニング」は、2016年11月17日に選定、11月30日に公表された公的職業訓練の愛称。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/training_worke/index.html

【求職者支援制度】

雇用保険を受給できない求職者の方が職業訓練によるスキルアップを通じて早

期の就職をめざすための制度。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyu_shokusha_shien/

【就職氷河期世代活躍支援プラン(厚生労働省)】

https://www.mhlw.go.jp/shushoku_hyogaki_shien/about/

【就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム(厚生労働省)】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaika_ihatsu/todofukenpf.html

<地方連合会・構成組織などの取り組み事例>

地方連合会の取り組み例

<連合愛知の取り組み>

連合愛知は、愛知県に対し、就職氷河期世代の良質な雇用・就労機会の実現に向けて、対象者の個別の事情を踏まえつつ、将来を見据えた長期的な能力開発、適切な就職・定着の支援を要請している。愛知県では、若者職場定着支援事業の一環として、就職氷河期世代も対象とした、若手社員向けセミナーを開催している。

<連合群馬の取り組み>

連合群馬では、2021 県民意識調査を行い、設問に「働き甲斐には何が必要か」を設定し、回答をまとめた。その回答結果を総括した上で、県・市町村に対し「自分に合った職業の選択が叶うスキルアップとそのチャンスの創出」について、要請を行った。

(担当：労働法制局)

9. 良質な雇用・就業機会の実現に向けた対応

<政策・制度 要求事項>

- (1) 地域雇用に関する雇用創造事業について、「地域雇用活性化推進事業」「地域活性化雇用創造プロジェクト」などの継続・拡充をはかり、地域における自発的な雇用創造の取り組みなどを支援する。事業やプロジェクトの検討・運営に関する協議会などへの労働組合の参加を保障する。【都道府県・市町村・都道府県労働局】
- (2) 国（都道府県労働局／地方経済産業局など）・地方自治体・地元経済界などで構成される地域雇用創出に関する会議や協議会などへの労働組合の参加を保障し、地域の雇用創出、地域活性化策などについて総合的に検討する。【都道府県・市町村・都道府県労働局】
- (3) 障がい者の雇用の促進および雇用の安定に向け、雇用・福祉・教育の各行政機関が地域レベルで連携するとともに、ハローワークを核とした地域のネットワークや、企業に対するサポートなどを重視した就労支援策を行う。【都道府県・市町村・都道府県労働局】
- (4) 中小企業における障がい者の雇用を推進するため、優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）を活用するとともに、これまで障がい者の雇用経験やノウハウが不足している「雇用ゼロ企業」に対し、事例やノウハウの共有化を図りつつ、準備段階から採用後の定着支援までの総合的な支援を強化する。【都道府県・市町村・都道府県労働局】
- (5) 障がい者が雇用契約を結んで働く「就労継続支援A型事業所」や、障害者雇用ビジネス実施事業者・利用企業においても、労働関係法令が適正に順守されるよう、事業者への指導・監督を強化する。【都道府県労働局】
- (6) ユニバーサル・デザイン等の観点から、障がいがあっても働きやすい職場環境の整備を推進する。【都道府県・市町村】
- (7) 就労を希望する障がい者が、障害特性に応じて主体的にキャリア形成ができるよう、本人の希望を踏まえた就労支援と、それに向けた資格取得や職業訓練などの能力開発に係る支援を強化する。【都道府県・市町村・都道府県労働局】
- (8) 地方自治体における障がい者の雇用を積極的に推進し、公務の職場における障がい者への差別禁止と合理的配慮の提供に必要な体制の整備と予算の確保を行う。【都道府県・市町村】

<政策・制度 要求事項とあわせて地方連合会が取り組むべきこと>

- 市町村・都道府県労働局に対し、「地域雇用活性化推進事業」への応募状況について確認を行う。本事業へ応募する場合には、地方連合会が地域雇用創造協創協議会に参画し、労働者の意見を反映させるよう努める。
- 都道府県・都道府県労働局に対し、「地域活性化雇用創造プロジェクト」への応募状況について確認を行う。本プロジェクトへ応募する場合には、地方連合会が地域の関係者による協議会へ参画するとともに、本プロジェクトの目的を踏まえ、安定的かつ、良質な雇用の創出に資する事業計画の策定に向け、労働者

の意見を反映させるよう努める。

- 都道府県・市町村・都道府県労働局に対し、国・都道府県・市町村・地元経済界などで構成される地域雇用創造に関する会議や協議会などに参画するとともに、地域の実情を踏まえつつ、労働者の職業能力開発に資する人材育成の方策が検討されるよう意見反映に取り組む。
- 地方における雇用創出に向けて、地方創生の各種支援金等の周知と活用による地域雇用の創出をはかることを求める。
- 地域の障害者雇用の促進に向けて、行政機関・就労支援機関、経営者団体や福祉団体など、地域の関係者と積極的に連携して取り組みを行う。
- 障害者雇用を推進していくために、障害者雇用の受け入れ実績のない「雇用ゼロ企業」などに対し、国による障害者雇用を後押しするための各種助成金や支援制度等について周知する。

<関連情報>

- 地域雇用活性化推進事業について（厚生労働省 HP）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03839.html
※雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等で地域特性を生かした「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保をはかるための創意工夫ある取組を支援する事業。
- 地域活性化雇用創造プロジェクトについて（厚生労働省 HP）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139406.html>
※都道府県が、国や都道府県の各種施策と連携を図りながら、地域ニーズに沿った雇用機会の確保、企業ニーズに沿った人材育成、就職促進等の地域課題に対応するための支援策に一体的に取り組むことで、地域における良質で安定的な雇用の実現をめざす取組を支援するコンテスト形式の事業。
- 障害者雇用率制度について（厚生労働省 HP）
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisha/04.html
- 公務部門における障害者雇用に関する基本方針（厚生労働省 HP）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000375741.pdf>
- 「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」に基づく対策の更なる充実・強化について（厚生労働省 HP）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000493654.pdf>
- 「障害者の雇用支援」（独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 HP）
<https://www.jeed.go.jp/disability/>

<地方連合会・構成組織などの取り組み事例>

地方連合会の取り組み例

<連合富山の取り組み>

○連合富山では、①若者の就労機会の確保のための環境整備、②U I J ターンを含めた若者の地域での就職の支援、③高齢者雇用の促進、④障がい者の雇用の促進と安定に関する政策・制度要求を富山県に行うとともに、行政との各種会議においてワンストップでの支援体制の必要性を要望してきた。その結果、富山県では、若者・女性・高齢者等の就業支援機関を集約し、ワンストップで県内企業の人材確保を支援していくため、2019年4月より「富山県人材活躍推進センター」が設置された。

<連合三重の取り組み>

○連合三重は、新政みえと連携し「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」を制定した(2019.4.1 施行)。また、障がい者が差別されることなく働き続けることができる社会を実現するため、三重労働局、三重県経営者協会等の協力の下「キラリ!Café Map-輝く君と多様な仲間-」を作成し、周知を行っている。さらに、三重県、三重県経営者協会と連携し、県民や企業の方々に障害者雇用について理解を深めていただくことを目的に設置したステップアップカフェ「Cotti 菜」は5周年を迎え、シンポジウムを行った。新たにステップアップカフェ「だいたい食堂」を設置した。

<連合愛知の取り組み>

○連合愛知は、愛知県に対し、障がい者の実雇用率の向上のため、企業への支援を強化し雇用促進と職場定着をはかること、中小企業における「雇用ゼロ企業」に対する雇用前後の支援強化の要請を行っている。愛知県は2017年に障がい者の雇用拡大と職場定着を推進するため創設した「あいち障害者雇用総合サポートデスク」を活用し、相談窓口機能の強化、職場実習受け入れ企業の事例や精神障害者の優良雇用事例の展開などを実施している。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shugyo/k-2018-102.html>

<連合香川の取り組み>

○連合香川は、香川県に対し、ユニバーサル・デザイン等の観点から、障がいがあっても働くことのできる職場環境整備の推進等の要請を行っている。香川県は、障害者の職域拡大に向けた環境整備に要する事業費も対象とした、「働き方改革環境づくり助成事業」を実施している。

○連合香川は、香川県に対し、地方創生に向け、市町と連携したICT人材の発掘・育成の契機につなげる支援の仕組みの構築や、技術者の地方への移住・定着に向けた環境整備に関する政策・制度要求を行っている。香川県は、情報通信関連産業の拠点として「Setouchi-i-Base」を整備し、地方で不足しているICT人材の育成や創作活動を促す活動・交流の場の提供、起業相談、ビジネスマッチ

ング支援等を実施し、将来の成長が見込まれる情報通信関連産業の育成・誘致に取り組むとともに、若者の働く場の創出することで県内定着の促進を図っている。

<連合沖縄の取り組み>

○連合沖縄は、沖縄県に対し、障害者雇用率の把握とその達成に取り組むこと、「障害者に対する差別禁止及び合理的配慮の提供義務」「苦情処理及び紛争解決の援助」が事業者の責務とされたことを受け対策を講じること、国・沖縄県・各市町村において、法定雇用率の早期達成に向けた取り組み状況を明らかにすること等の要請を行っている。

<連合山梨の取り組み>

○連合山梨は、山梨県に対し、有期雇用から無期雇用への転換等の地域雇用対策の推進、若者が働き続けられる環境整備や良質な雇用・就労機会の実現に向けた支援策の充実と就職活動時の情報提供等を企業に求めることによる若年層の雇用対策、障害者雇用の促進と差別禁止、就労環境の構築に向けた企業・行政・就労支援機関の連携等の要請を行っている。

(9) 国、学校、事業主、職業紹介事業者、求人情報提供事業者等の就職支援関係者、地域若者サポートステーションや労使団体等の地域における関係者と連携し、個々のニーズに沿った円滑な就職等の実現に向けた取り組みを行う。さらに、ニートや中途退学者などの若年無業者の就労支援体制の整備・強化をはかるとともに、中途退学者等に対して、就労支援および職業訓練機関に関する具体的な情報を適切に提供する。【都道府県・市町村・都道府県労働局】

(10) 国、学校、労使団体等と連携し、若者が労働法等の働く者の権利と義務、税や社会保険の仕組みに関する基本的な知識を習得する機会を確保するとともに、これらに関する相談窓口の所在などについて周知・広報する。【都道府県・市町村・都道府県労働局】

(11) 国、学校、労使団体等と連携し、U I J ターンを含めた地域での就職を積極的に支援するため、地域での人材育成をはかるとともに、安定した雇用の創出と定着に向けた取り組みを進める。【都道府県・市町村・都道府県労働局】

(12) インターンシップや内定先企業が行う研修・アルバイトについて、労働者性が認められる場合は、労働法規が遵守されるよう行政指導を徹底する。【都道府県労働局】

<政策・制度 要求事項とあわせて地方連合会が取り組むべきこと>

○地方自治体に対し、地域の若者を取り巻く雇用状況の実態を把握するとともに、国、学校、事業主、職業紹介事業者、求人情報提供事業者等の就職支援関係者、地域若者サポートステーションや労使団体等の地域における関係者と連携し、

雇用対策の充実と強化を求める。

- 若者雇用促進法に関する学習会を行うなど、地域の中小規模労組に対する周知を行う。
- 高校・大学等での出前講座等を通じて労働法教育が行われるよう取り組む。
- 都道府県労働局に対し、すべての企業で若者雇用促進法が定める職場情報の開示や、インターネット上の就活サイトなどで適切な情報提供が行われるよう、指導・監督を求める。
- 行政や、経営者団体とも連携しつつ、地域の労働組合のない企業で働く若者に対する相談窓口や、労働法教育の機会、早期離職防止に向けた若者の交流機会の確保に取り組む。

<関連情報>

- 求職者等への職場情報提供に当たっての手引（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000073981_00013.html

- 職場情報の提供（厚生労働省 HP）

※新卒者等の募集・求人申込みを行う事業主は若者雇用促進法により、青少年雇用情報の提供が努力義務とされている。また、応募者、応募の検討を行っている者、求人申込みをした公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者から求めがあった場合は、青少年雇用情報の提供が義務付けられている。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000122234.html>

- 地域若者サポートステーション（厚生労働省 HP）

<https://saposute-net.mhlw.go.jp/>

- 職業情報提供サイト「job tag」日本版 0-NET（厚生労働省 HP）

<https://shigoto.mhlw.go.jp/User>

- マイジョブ・カード（厚生労働省 HP）

<https://www.job-card.mhlw.go.jp/>

<地方連合会・構成組織などの取り組み事例>

地方連合会の取り組み例

- 連合埼玉は、「労働法ハンドブック」を作成し、大学・短大・専門学校への訪問配布を実施しており、配布によって労働講座の要請などにつながった。

<連合愛知の取り組み>

- 連合愛知は、愛知県と愛知県労働局が運営し、学生と45歳未満の若者の就職を総合的に支援する施設（ジョブカフェ）である「ヤング・ジョブ・あいち」の運営協議会に2011年から参画し、若年者雇用促進の取り組みを進めている。

<https://www.pref.aichi.jp/yja/>

<連合長野の取り組み>

○連合長野は、「はたらく若者ハンドブック」を長野県、長野県経営者協会との協働で作成し、県内の高校生を中心に配布している。内容として、労働時間や賃金、労働組合に関する基本的な知識のほか、県内企業の魅力やビジネスパーソンとして身につけるべき基礎的なマナー、仕事への姿勢についても掲載している。

(担当：労働法制局)

10. 外国人労働者が安心して働くことのできる環境の整備

<政策・制度 要求事項>

- (1) 「外国人技能実習法」(2017年11月施行)の趣旨を踏まえ、外国人技能実習機構との相互連携を積極的にはかり、労働関係法令に対する監督指導体制を強化する。
【都道府県労働局・外国人技能実習機構地方事務所(支所)】
- (2) 改正「出入国管理及び難民認定法」により、2019年4月より受入れが開始された在留資格「特定技能」について、特定技能外国人労働者を受入れる事業主が「特定技能基準省令」(「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令」)を確実に遵守するよう、監督指導体制を強化する。【地方出入国在留管理局・都道府県労働局】
- (3) 「特定技能雇用契約」において、日本人との同等報酬を確実に確保するために、地方出入国在留管理局において同等報酬の審査基準を定める。【地方出入国在留管理局】
- (4) 特定技能外国人労働者の支援を担う登録支援機関について、「出入国管理及び難民認定法施行規則」および「特定技能基準省令」にもとづき、適正な相談・支援体制の整備、支援計画の策定および実施が行われるよう、監督指導体制を強化する。
【地方出入国在留管理局】
- (5) すべての外国人労働者の権利を確保し、適正な就労環境のもとで労働できるよう、外国人労働者を雇用する事業主に対し、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の周知を徹底する。【都道府県労働局】
- (6) 地域で働き暮らすすべての外国人に対し、労働関係法令をはじめ在留資格ごとの就労制限や生活に関する情報について、多言語によるわかりやすい周知を行う。また、母国語による相談・支援体制を整備・拡充する。【都道府県・市町村・都道府県労働局・地方出入国在留管理局】
- (7) 生活者としての外国人に対する支援について、居住する外国人および支援団体等からの意見を聴く場を設け、真に実効性ある共生支援施策とするためのPDCAサイクルを構築する。【都道府県・市町村・地方出入国在留管理局】
- (8) 生活するうえで必要な日本語のみならず、働くうえで必要な日本語についても、外国人労働者に学習の場を提供する。【都道府県・市町村】
- (9) 技能実習生は在留期間に限りのある有期労働契約により雇用されている者であり、解雇に関しては通常の労働者よりその有効性が厳しく判断されることを周知するとともに、安易な解雇や強制帰国に対しては厳正に対処する。【都道府県労働局】
- (10) 技能実習の実習先の経営悪化等により、技能実習の継続が困難となった技能実習生に対しては、監理団体は新たな実習先を斡旋する必要があることを周知徹底する。なお、監理団体において新たな実習先を斡旋することができない場合においては、外国人技能実習機構が責任を持って新たな実習先を斡旋する。【外国人技能実習機構地方事務所(支所)】
- (11) 令和6年能登半島地震により被災した技能実習生に対し、母国語相談窓口の周

知を徹底する。また、被災による資格外活動許可に関する特例措置や、実習生の雇用維持のための雇用調整助成金や雇用保険給付の特例措置について、監理団体および実習実施者に対し周知を徹底する。【外国人技能実習機構地方事務所（支所）】

<政策・制度 要求事項とあわせて地方連合会が取り組むべきこと>

- 外国人技能実習法において、全国 8 ブロック（北海道、宮城、東京、愛知、大阪、広島、香川、福岡）に設置されている「地域協議会」に、地域の労働者の声を反映させる観点から積極的に参画する。
- 地方出入国在留管理局に対し、「出入国管理行政懇談会」等における意見反映の機会を求める。
（※）「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）」（施策番号 1）を参照。
- 都道府県や市町村に対し、「地域における多文化共生推進プラン」の策定を求める。

<関連情報>

- 外国人技能実習法に関する法令、その他制度資料（厚生労働省 HP）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaika_ihatsu/global_cooperation/index.html#mizugiwa
- 特定技能制度に関する関係法令、運用要領ほか資料（法務省 HP）
https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri01_00127.html
- 特定技能を含む専門的・技術的分野の在留資格を所持する外国人労働者に対する就職支援については外国人雇用サービスセンターで実施しています
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12638.html（厚生労働省 HP）
- 令和 6 年度能登半島地震で被災した外国人に対する母国語相談窓口の設置（外国人技能実習機構 HP）
<https://www.otit.go.jp/files/user/240111-002.pdf>
- 令和 6 年度能登半島地震で被災した外国人に係る資格外活動許可の取り扱い（外国人技能実習機構 HP）
https://www.otit.go.jp/files/user/240401_001.pdf
- 令和 6 年度能登半島地震による雇用調整助成金および雇用保険給付に係る特例措置（外国人技能実習機構 HP）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001196814.pdf>

<地方連合会・構成組織などの取り組み事例>

地方連合会の取り組み例

<連合四国ブロックの取り組み>

- 2008 年 10 月 1 日より、連合四国ブロック「外国人労働相談所」を開設し、以下の取り組みを実施している。

- ・四国四県の地方連合会事務局長が責任者となり、フリーダイヤル（0120-052-540/連合にご用を）による相談を連合徳島が一括受信し、相談者には該当する地方連合会へ来訪等を案内すると同時に、該当する地方連合会に情報提供する。
 - ・相談者が当該地方連合会に来訪した場合、連合徳島に連絡し、傳職員と話し合い、その結果（各県労働局との対応を基本）にもとづき、当該地方連合会が相談者に同行して労働局に申告するなど解決に向けた対応を行う。
- ※詳細は、2017「職場から始めよう運動」取り組み事例集（2017年9月）を参照

<連合長野の取り組み>

- 長野県多文化共生推進指針の策定に参画し、地域で働き、生活する者としての視点を指針に反映するとともに、NPO法人プラスアイと連携し、労働相談や心のケア相談、生活相談等に対応している。
- 外国籍児童就学支援事業（サンタプロジェクト）に参画し、経済的に困難な状況にある外国籍児童に対する就学援助金の支給、母国語教室の教育環境向上のための助成金、教材・機材等の提供などを行っている。

<連合愛知の取り組み>

- あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会に参画し、外国人材の受入れや共生に向けた環境整備が適切に行われるよう、働く者の視点から提言を行っている。
- あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会に設置された労働環境ワーキンググループおよび生活環境ワーキンググループに参画し、外国人労働者に対する相談環境の整備、適正雇用の推進等に対し、提言を行っている。

<連合大阪の取り組み>

- NPO法人 RINK（すべての外国人労働者とその家族を守る関西ネットワーク）と共催して、毎年3月末の3日間を「外国人労働者なんでも電話相談」と定め、外国人労働者に対する電話相談を実施している。

<連合東京の取り組み>

- 「日越ともいき支援会」と連携し、支援会に寄せられる労働問題に関する相談を連合東京で対応している。また、愛媛県の縫製工場で働く実習生からの相談を契機に「連合ユニオン東京・ともいきユニオン」を結成し、団体交渉等を実施している。※詳細は、「2023 職場から始めよう運動取り組み事例集」を参照

<連合新潟の取り組み>

- 県内のベトナム人労働者の急増を踏まえ、日本語とベトナム語での対応可能な

外国人労働者専用の相談窓口を設置した。労働相談だけでなく生活相談を含めて対応している。

※詳細は、「2023 職場から始めよう運動取り組み事例集」を参照

構成組織の取り組み例

<UAゼンセンの取り組み>

○UAゼンセンは、SNSを活用した外国人労働者向け労働相談（ベトナム語、ミャンマー語、中国語に対応）や、外国人労働者の雇用・生活状況に関する調査を実施しており、その内容を踏まえ、政府、政党や地方自治体等への要請行動を実施している。

○2022年には、都道府県支部を対象として、多文化共生社会に関する勉強会を開催するとともに、多文化共生施策の推進、外国人向け行政サービス、日本語教育、職業訓練の整備・拡充、労政事務所の支援強化等から成る「外国人労働者の受け入れ体制の整備」を地域政策として掲げ、都道府県支部に対し、地方連合会や地方議員等との連携による要請行動を呼びかけている。

<JAMの取り組み>

○在日ビルマ市民労働組合を支援し、特にミャンマー人技能実習生保護の取り組みを行っている。一例として、ミャンマー人技能実習生を雇用していた実習実施先において、最賃法違反や労基法違反、人権侵害が行われていた件では、在日ビルマ市民労働組合の団体交渉を支援するとともに、労働基準監督署への申告、実習実施先の転籍支援を行った。加えて、大手サプライチェーンに対し、再発防止策の取り組みを求める要請を行った。

(担当：労働法制局)

11. 地域における高齢者の就労促進

<政策・制度 要求事項>

- (1) 高年齢者雇用安定法で義務づけられている高年齢者雇用確保措置について、すべての企業において措置が講じられるよう、ハローワークなどの行政指導を強化する。【都道府県労働局】
- (2) 改正高年齢者雇用安定法で努力義務となっている就業確保措置について、企業において適切な措置が講じられるよう、厚生労働省の各種ツールを活用して事業主へ制度内容の周知を行う。【都道府県・市町村・都道府県労働局】
- (3) 就労を希望する高年齢者に対し、ハローワークの生涯現役支援窓口等を活用しつつ、本人の意向を踏まえた適切な就労支援を行う。【都道府県労働局】
- (4) 高年齢者の雇用・就業について、事業主が行うべき諸条件の整備等を示した「高年齢者等職業安定対策基本方針」の周知を徹底する。【都道府県労働局】
- (5) 労働災害防止の観点から、高齢高年齢者の身体機能向上に向けた健康づくりを推進する。【都道府県・市町村】
- (6) 高年齢者の加齢に伴う身体的変化を加味した安全と健康確保のための配慮事項の整理や、勤務条件や健康管理などの改善をはかる。【都道府県・市町村】
- (7) 事業所における血圧計の常設やセミナーの開催など、労働者自身の健康管理に対する意識を高めるための取り組みを企業事業主が実施するよう求める。【都道府県・市町村】
- (8) 改正高年齢者雇用安定法における就業確保措置のうち「創業支援等措置」（雇用によらない措置）にもとづいて事業を行う者について、労災保険の特別加入制度の対象であることを、事業を発注する予定の事業者および創業支援等措置で就業を予定している者に対する周知を行う。【都道府県労働局】
- (9) 同一労働同一賃金に関する法律への対応を確実に実施し、通常の労働者と定年後継続雇用労働者をはじめとする60歳以降のパート・有期雇用で働く労働者との間の不合理な待遇差を確実に是正する。その上で、産業や業種・職種ごとに異なる労働環境等を勘案しながら、個別の労使協議を通じて、企業や職場において最適な働き方を検討するよう周知をはかる。【都道府県・市町村・都道府県労働局】
- (10) 高年齢雇用継続給付金は高年齢者の雇用促進に重要な役割を担っていることから、同給付金が段階的に引き下げられることについて、事業主に対し周知徹底を行う。高年齢者雇用継続給付金を前提に賃金制度が構築されている場合には、今般の給付金の段階的引き下げに伴い、処遇が引き下がらないよう賃金制度の改善を事業主に求める。【都道府県・市町村・都道府県労働局】

<政策・制度 要求事項とあわせて地方連合会が取り組むべきこと>

○高年齢者就業確保措置への対応が進むよう、以下の方針に沿って労使協議が行われるよう環境整備を求める。

- 希望者全員が65歳まで就労することができる環境整備がなされていることを確認するとともに、高齢になっても安心して就労できるよう、さら

なる制度の拡充を求める。

- 65歳～70歳での就労を希望する者に対する雇用・就業機会の提供および支援が確実かつ継続的に行われるよう労使協議を通じて制度の構築を行い、原則として、希望者すべてが「雇用されて就労」できるよう取り組む。
- 高齢になると、労働者の体力や健康状態その他の本人を取り巻く状況がより多様となることから、個々の労働者の意思が反映されるよう、働き方の選択肢を整備する。また、すべての選択肢において、労働者の安全と健康の確保をはかる。

<関連情報>

○高年齢者雇用安定法の改正により、2021年4月から「70歳までの就業確保」の努力義務が企業に課されている。

○改正高年齢者雇用安定法に関する各種ツール（厚生労働省 HP）

※改正法の概要に関するパンフレットやQ&Aが厚生労働省ホームページに記載されている。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/topics/tp120903-1_00001.html

○改正高年齢者雇用安定法を踏まえた労働組合の取り組み（連合 HP）

https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/roudou/seido/koureisya_koyou.html

○「労災保険の『特別加入』の対象が広がりました」（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/rousai/kanyu_r3.4.1.html

○「高年齢雇用継続給付の見直しについて（第200回職業安定分科会）資料」（厚生労働省 HP）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/001178071.pdf>

(10) シルバー人材センターが行う職業紹介事業および労働者派遣事業に限り実施可能である「臨・短・軽」要件の緩和にあたっては、労働者を保護し、民業圧迫が発生しないよう対応をはかる。また、同事業における派遣・請負の区分については、ガイドラインなどを踏まえ、適正に運用する。【都道府県・市町村】

<政策・制度 要求事項とあわせて地方連合会が取り組むべきこと>

○シルバー人材センターの「臨・短・軽」要件の緩和にあたり、都道府県知事はあらかじめ地域の関係者に意見聴取を行うこととされており、地方連合会などに意見聴取が行われる場合には、地域の状況などを踏まえ、以下の内容を中心に、法令遵守や労働者保護の観点から対応をはかる。

- 「民業圧迫が起こることのないよう、派遣事業者や職業紹介事業者に対す

る丁寧な説明が必要。」

- ▶ 「労働安全衛生や労災防止の観点から、派遣先・職業紹介先の企業に対して、とりわけ高齢者の作業環境の改善や安全と健康管理のための配慮事項の整理など、ハード・ソフト両面からの継続的なフォローを行うべき。また、派遣先・職業紹介先の企業における安全衛生教育の徹底を働きかけていく。」
- ▶ 「業務拡大された業種・職種に派遣・職業紹介を行う場合は、本人の同意に基づき行うこと。」

○「シルバー人材センター適正就業ガイドライン」を踏まえた適正な就業管理がはかられるよう対応を求める。

<関連情報>

- 高年齢者雇用安定法では、シルバー人材センター事業について、いわゆる「臨・短・軽」要件を原則としながらも、都道府県知事が市町村ごとに指定する業種などでは、シルバー人材センターが行う職業紹介事業および労働者派遣事業に限り週40時間までの就業も可能と規定している。
- 業務拡大の基準（厚生労働省令）は以下のとおり。
 - ①指定しようとする業種及び職種に係る有料の職業紹介事業若しくは労働者派遣事業又はこれらと同種の事業を当該指定に係る市町村の区域において営む事業者の利益を不当に害することがないと認められること。
 - ②当該指定に係る市町村の区域の労働者の雇用の機会又は労働条件に著しい影響を与えることがないと認められることとすること。
- 上記①②の確認のため、都道府県知事は、高年齢者雇用安定法第39条第2項の規定にもとづき、「当該指定に係る市町村の区域の労働者を代表する者」から、あらかじめ意見を聴取する。
- 厚生労働省の通知では、指定しようとする区域の市町村又は当該市町村を含む都道府県を活動区域とする労働組合（全国を活動範囲とする労働組合が市町村又は都道府県に設置する支部等を含む）を代表する団体の意見を聴くこととされている。

【シルバー人材センター適正就業ガイドライン】

- 派遣・請負の区分や会員の就業条件に関する事等、シルバー人材センターが業務運営にあたって留意すべき事項をまとめた「シルバー人材センター適正就業ガイドライン」が公表されている。

https://www.zsjc.or.jp/img/index/guideline_1.pdf

(担当：労働法制局)

12. 真にセーフティネット機能を果たすことができる法定最低賃金制度の確立

<政策・制度 要求事項>

- (1) 最低賃金額はもとより、最低賃金制度の意義・役割について都道府県労働局および地方自治体が連携して周知徹底をはかる【都道府県労働局・都道府県・市町村】
- (2) 中小企業・零細事業者が、最低賃金の引き上げ分を含む労務費上昇分を適切に価格転嫁できるよう、中小・零細企業支援策の充実や各種助成金制度の周知および利用促進などをはかる。【都道府県労働局・都道府県・市町村】
- (3) 最低賃金の履行確保のための監督指導を強化する。【都道府県労働局】
- (4) 最低賃金の改定額をふまえ、発注済みの公契約の金額を見直す。【都道府県・市町村】
- (5) 特定（産業別）最低賃金の適用労働者数を適切に把握する。【都道府県労働局】
- (6) 家内労働にかかる最低工賃について、最低賃金との均衡^{*1}を考慮し適切に見直す。【都道府県労働局】

*1 家内労働法第13条

<政策・制度 要求事項とあわせて地方連合会が取り組むべきこと>

【要請行動の実施】

- 地方自治体に対し、最低賃金引上げの必要性への理解を求め、地方自治体としても内閣総理大臣、厚生労働大臣、都道府県労働局長、地方最低賃金審議会会長等に最低賃金改正等に関する意見書を提出するよう要請を行う。なお、要請書の宛名は、地域事情も加味し、各地方連合会の判断に委ねる。
- 事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、設備投資等を行った場合に支給される国の業務改善助成金に対し、地方自治体独自の上乗せや、その周知を求める。

【使用者団体との対話等】

- 地方の使用者団体等との対話や情報共有を、できる限り地方最低賃金審議会の審議が開始される前に行う。

【学習会の参加・開催】

- 地方最低賃金審議会の本審委員・専門部会委員の合同学習会・情報交換会等を開催する。
- 連合本部および地方ブロック連絡会が開催する最低賃金担当者会議および最低賃金学習会に参加し、地方連合会間や構成組織との情報連携を密にする。

【最低賃金の履行確保】

- 地域別最低賃金額の答申文中で、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合の最低賃金の履行確保について言及するよう、働きかける。

改定後の地域別最低賃金の発効日を目途に、改定額が一般に周知されるよう独自に、あるいは行政などと連携して広報・街宣活動を行う。

<関連情報>

【国の業務改善助成金に対する自治体の独自助成】

○徳島県は、2023 年度に国の業務改善助成金に上乗せする「徳島県賃上げ応援金プラス」を実施した。徳島県の最低賃金は四国で最も低く、県は危機意識を持ち独自の助成、周知に取り組んでいる。国の助成金加えて設備投資等の額の 1/10 を上乗せする「上乗せコース」では、自動化により人手不足に対応しようとする食料・縫製品製造業や飲食業等において、国の助成金の決定件数が増加するなどの効果が見られている。また、県はHP、企業応援メールグループ、「労働徳島（県機関紙）」等を活用した周知にも力を入れ、制度の活用につなげている。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/rodokankei/7220366/>

○奈良県は、2022 年度に業務改善助成金への上乗せ補助として「奈良県中小企業等業務改善支援補助金」を実施した。助成率 4/5 で国から助成を受けた事業者に対して、国の助成額の 1/8 を県が補助するほか、就業規則等の改正や助成金申請にあたり社労士等へ支払う報酬の 1/2 を県が補助した。

<地方連合会・構成組織などの取り組み事例>

地方連合会の取り組み例

<連合東京の取り組み>

○連合東京は、連合中南ブロック地協ならびに連合本部と連携し、改定後の地域別最低賃金の周知活動として街宣行動を実施した。



<連合長野の取り組み>

○連合長野では、長野県および長野労働局と連携し、改定後の地域別最低賃金の周知活動を実施した。長野労働局からは、ユニオオンが最低賃金広報大使として任命された。



(担当：労働条件・中小地域対策局)

<安心できる社会保障制度の確立>

13. 生活困窮者自立支援体制の確立と子どもの貧困対策、生活保護の運営体制の改善・充実

<政策・制度 要求事項>

(1) 地域福祉の推進に向けて、地域福祉計画を策定する。

①高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの制度について、地域住民や働く者が参加し一体的に地域福祉を推進するため、未策定の市町村は早期に地域福祉計画を策定する。都道府県は、市町村が策定する計画の達成を支援する。また、策定済みの地域福祉計画（市町村）および地域福祉支援計画（都道府県）については、情勢の変化にあわせて見直しを行う。【市町村】【都道府県】

(2) 生活困窮者自立支援制度の実施体制の整備をさらに進める。【制度の実施機関である地方自治体】

①生活困窮者自立支援事業のさらなる質の改善に向け、好事例などの情報収集・分析・提供など、実施自治体に対する支援の強化を国に働きかける。

②相談支援員などの人材確保・養成を積極的に進めるとともに、雇用の安定と処遇改善や、スキルの維持・向上のための研修実施に必要な予算の確保をはかる。

③努力義務とされている就労準備支援事業、家計改善支援事業、居住支援事業、任意事業とされている子どもの学習・生活支援事業を積極的に実施する。また、改正法(2024年4月17日成立)により、生活困窮者向けの両事業で被保護者も支援することが可能となることから、業務の増加により支援の質が低下することのないよう、自立相談支援機関などの適切な人員体制を確保する。

④企業への委託事業である就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定にあたっては、貧困ビジネス防止の観点から、安全衛生の確保や情報公開、報告の徹底など厳格な審査を行う。

⑤生活困窮者自立支援事業の実施にあたり、NPO法人や社会福祉法人、社会福祉協議会、労働者福祉協議会などの社会資源を活用するとともに、生活困窮者の早期支援につなげられるよう、改正法（2024年4月17日成立）により努力義務化された支援会議の設置を促進する。また、事業団体の選定にあたっては、事業受託者の継続性やスキル、相談員の雇用継続を重視し、複数年契約などを積極的に実施する。

⑥自治体においては、福祉、保健、医療、住宅、経済など関係部署の緊密な連携による横断的な制度の実施体制を確立する。特に、今後低年金・無年金の単身高齢者の増加が予想されることを踏まえ、高齢の生活困窮者に対し、本人の意向を踏まえつつ健康、居住、就労、家計面等の支援が組み合わせられるよう、支援体制のあり方を検討する。

⑦改正法（2024年4月17日成立）により、住宅確保が困難な者への居住に関する相談支援が明確化されたことを踏まえ、入居時・入居中・退去時に至るまで切れ目のない居住支援、住まい・入居後の生活支援の相談を強化する。

⑧住宅セーフティネット法にもとづき、居住支援協議会の設置を促進するとともに、

賃貸住宅の登録制度の周知や登録住宅の改修・入居者への経済的支援、要配慮者に対する居住支援を推進する。また、地域の実情に応じた賃貸住宅供給促進計画の策定を進める。

(3) 医療・福祉・介護・子ども子育て等の分野を超えた地域生活課題について、支援を必要とする人に寄り添った包括的・伴走的な支援を行うため、地域との連携をはかりつつ、重層的支援体制整備事業の実施体制を整備する。【市町村】

(4) 「子どもの貧困」の解消に向けて、教育の機会均等を保障する。【都道府県・市町村】

①地域における子どもの生活実態調査を行い、経済的支援を含めた必要な支援を迅速かつ積極的に行うとともに、子どもに対する教育の機会均等を保障する。

②「貧困の連鎖」を防止するため、就学援助制度における準要保護者の対象水準の引き下げを行わず、同制度を維持・拡充する。

③居場所の提供や学習・生活環境の改善、進路選択に関する情報提供等、アウトリーチ（訪問）型手法で生活困窮者自立支援制度の子どもの学習・生活支援事業等に取り組む。また、改正法（2024年4月17日成立）を踏まえ、生活保護世帯の子どもの早期支援につながる仕組みの整備をはかる。

(5) ヤングケアラーの実態を把握するとともに、本人や家族、地域住民の認知度向上に取り組み、ヤングケアラー支援体制事業をはじめ重層的な支援体制の整備や、地域で把握し支援につなげる仕組みづくりを進める。【都道府県・市町村】

(6) 生活保護を必要としている人が確実に受給できる運営体制の改善をはかる。【生活保護の実施機関である地方自治体】

①地域における生活保護受給者の生活実態を十分に把握し、生活扶助費や住宅扶助等の安易な引き下げを行わないよう、国に働きかける。

②生活保護受給者が安全にらせる居住の支援に向け、施設の設置者に対し、無料低額宿泊所の事前届出規定や有料老人ホームの届出規定を遵守させ、防災機能等の向上に努めるとともに、感染症の拡大防止のため環境改善を進める。また、当該施設に生活困窮者がいる場合は自立に向けた支援につなげる。

③生活保護の申請に際し、障がい等により文字を書くことが困難な者等に口頭での申請を認めることや、要否判定に必要な資料の提出を可能な範囲で保護決定までの間に行うことなど、申請権が損なわれないよう指導を徹底する。

④扶養義務の履行を要保護認定の前提としないとともに、要保護者が申請を躊躇したり、家族関係の悪化を招いたりしないよう、事前に要保護者との家族関係や扶養義務者の状況等を把握する際には十分に慎重な対応を行う。

⑤福祉事務所の生活困窮者支援など業務拡大や感染症対策等を踏まえ、地方財政措置を大幅に充実するよう国に働きかける。

⑥福祉事務所設置自治体においては、ケースワーカー標準配置数を充足するよう人員を配置する。社会福祉士、精神保健福祉士等の有資格者の採用や適正配置を行うとともに、職員のキャリアアップを考慮した人事異動を行うなど、人材の確保

と育成を進める。

⑦生活困窮者に対する生活保護などの制度利用に関する説明や、広く市民に向けた生活保護制度等の社会福祉に理解を求める情報発信を、広報や市民との対話の場などを通じて定期的実施する。

(7) 生活保護制度、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法、生活困窮者自立支援制度等を的確に活用し、ホームレスに対する支援を行う。【都道府県・市町村】

①ホームレスに対して生活保護の給付を行い、あわせて生活支援を充実する。また、緊急一時保護施設（シェルター）の活用、自立支援センターの整備・拡充等の適切な対応をはかるとともに、感染症の拡大防止のため環境改善を進める。

②新たな貧困層（ワーキングプア等）等若年層への相談支援体制の整備・拡充、就業機会の確保など自立支援策を強化する。

<政策・制度 要求事項とあわせて地方連合会が取り組むべきこと>

○労働組合の社会貢献活動の一環として、生活困窮世帯の子どもの学習支援や居場所づくりなどの取り組みを進めることを検討する。また、経験や知識を生かして活躍する場として、地方労福協や退職者連合やNPO法人などと連携する。

○生活保護を必要とする者が申請の権利（保護請求権）を確実に行使できるよう、実施機関の窓口申請書類一式を備え置くとともに、申請者が事前に承諾した場合に限って扶養照会を行うよう要請する（たらい回しや申請控えの防止）。

○住み慣れた地域で安心してくらしを築けるまちづくりに向けて、安否確認などに関する事業者と地方自治体との「見守り協定」の取り組みを広げるため、組織内への理解促進などに取り組む。

<関連情報>

地域福祉計画関連

○厚生労働省「地域福祉計画策定状況等調査結果（2023年4月1日時点）によると、回答のあった1,736市町村（東京都特別区を含む）のうち、市町村地域福祉計画を「策定済み」のところは1,492市町村（85.9%）にとどまっている。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001226743.pdf>

生活困窮者自立支援制度・生活保護制度関連

○生活困窮者自立支援制度は生活保護受給に至っていない生活困窮者に対し、早期に就労等の支援を行うことで生活困窮状態から脱却させるため、2015年にスタートした。

生活困窮者自立支援制度

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059425.html>

生活保護制度

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsu

hogo/seikatuhogo/index.html

- 「生活困窮者自立支援法等の一部改正法」（2024年4月17日成立）の概要
 - 1. 居住支援の強化のための措置
 - ①住宅確保が困難な者への自治体による居住に関する相談支援等を明確化し、入居時から入居中、そして退居時までの一貫した居住支援を強化する。（生活困窮者自立相談支援事業、重層的支援体制整備事業）
 - ②見守り等の支援の実施を自治体の努力義務とするなど、地域居住支援事業等の強化を図り、地域での安定した生活を支援する。
 - 2. 子どもの貧困への対応のための措置
 - ①生活保護世帯の子どもおよび保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための事業を法定化し、生活保護世帯の子どもの将来的な自立に向け、早期から支援につながる仕組みを整備する。
 - 3. 支援関係機関の連携強化等の措置
 - ①就労準備支援、家計改善支援の全国的な実施を強化する観点から、生活困窮者への家計改善支援事業についての国庫補助率の引き上げと、生活保護受給者向け事業の法定化等を行う。
 - ②生活困窮者に就労準備支援・家計改善支援・居住支援を行う事業について、新たに生活保護受給者も利用できる仕組みを創設し、両制度の連携を強化する。
 - ③多様で複雑な課題を有するケースへの対応力強化のため、関係機関間で情報交換や支援体制の検討を行う会議体の設置をはかる（生活困窮者向けの支援会議の設置の努力義務化や、生活保護受給者の支援に関する会議体の設置規定の創設など）
- 社会保障審議会「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」報告書（2017.12.15）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37149.html
- 生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業に関するガイドライン
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/guideline.pdf>
- 生活保護の扶養照会に関しては、虐待などトラブル関係にある親族への照会を不要とするよう要領が改定され、2021年3月から運用されている。
扶養義務履行が期待できない者の判断基準の留意点等について（2021.2.26）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000746078.pdf>
- 改正住宅セーフティネット法等改正法案（2024年3月8日閣議決定）
<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001727644.pdf>

重層的支援体制整備事業関連

- 厚生労働省の「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関

する検討会」での最終取りまとめを踏まえ、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」が2020年6月に成立した。同法に盛り込まれた重層的支援体制整備事業（介護、障がい、子どもおよび生活困窮に関する包括的な相談支援、参加支援（社会とのつながりや参加の支援）、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業）は任意事業とされ、2021年4月からスタートした。

厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的な支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ（2019.12.26）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/000581294.pdf>

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案

<https://www.mhlw.go.jp/content/000603796.pdf>

ヤングケアラー関連

○本来大人が担うと想定されている家事や家族のケアを担うことによって、悩みを抱えたまま、自身の生活や学業、就職に支障が生じている子ども（ヤングケアラー）の問題が指摘されている。

厚生労働省 令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

「ヤングケアラーの実態に関する調査研究 報告書」

https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/column/opinion/detail/2021_13332.pdf

○ヤングケアラーを含め、ケアラー支援に関する条例を埼玉県が2020年3月に全国で初めて制定した。同条例は、介護者であるケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、社会全体で支えることを目的に、基本理念、自治体の責務や住民・事業者・関係機関等の役割を定め、推進計画や基本方針の策定等を規定している。その後、いくつかの自治体が同様の条例を制定している。

埼玉県ケアラー支援条例

[https://en3-jg.dl-law.com/saitama-](https://en3-jg.dl-law.com/saitama-pref/dlw_reiki/50290101001100000000/50290101001100000000/50290101001100000000.html)

[pref/dlw_reiki/50290101001100000000/50290101001100000000/50290101001100000000.html](https://en3-jg.dl-law.com/saitama-pref/dlw_reiki/50290101001100000000/50290101001100000000/50290101001100000000.html)

<地方連合会・構成組織などの取り組み事例>

地方連合会の取り組み例

<連合長野の取り組み>

○長野ろうきんNPO自動寄付への参画と奨学金支援制度の創設

公益財団法人長野県みらい基金と長野県労働金庫は、地域住民・労働者とNPO法人・市民活動団体を結ぶ新しい支援の方法として、「長野ろうきんNPO自動寄付」を設立し、2016年4月1日から寄付の受付を開始した。連合長野では、

家庭の経済格差が子どもの学力格差・教育格差を生み出している実態を踏まえ、貧困の連鎖を断ち切り、すべての若者に未来への夢と均等な教育機会の確保を実現するため、設立段階から協力しており、寄付先指定コースC（学ぶ若者応援寄付）を活用した奨学金制度を創設するため、支援対象者の選定方針の策定など運営体制の構築を進めるとともに、運営主体として参加し、連携・協働をはかっている。

○長野県みらい基金への参画と協働

寄付を集めて公共的活動を行う団体を助成する「公益財団法人長野県みらい基金」に設立当初から参画し、NPO法人など公共的活動団体を支援する寄付募集の企画や仕組みづくりとともに、社会が抱える様々な課題の克服に向け、地域で主体的に活動するNPO法人・ボランティア団体の活動を支援している。また、地域や社会を良くするための活動を広報し、寄付を呼びかけるサイト「長野県みらいベース」の運営支援・活動支援を通じ、県内各地域の団体への資金・人材等の中間支援活動に協力している。

<連合愛知の取り組み>

連合愛知は2019年7月、愛知県に対し、子どもの貧困について、①「愛知子ども調査」の結果とモデル事業の成果にもとづき、子ども食堂の設置の拡大や食事・学習などの生活支援に加え、誰もが利用しやすい居場所づくりなど、実効性のある対策を講じること②子ども食堂が持続的に運営できるよう各自治体に対して支援をすること——を重点要望書で要請した。その結果、▽生活困窮世帯等の子どもを対象に授業の復習・宿題の習慣づけのための学習支援や子どもが安心して通える居場所の提供等を行うことや、県社会福祉協議会が子ども食堂などの子どもの居場所づくりを応援する取り組みへの助成▽「子どもが輝く未来基金」を活用して、子ども食堂の開設経費の一部を助成することなどが進められている。

<連合石川の取り組み（要請）>

連合石川による要請等を受けて石川県では、ヤングケアラーの早期発見と適切な支援に向け、2022年8月に教員向け研修が実施され、10月以降順次、福祉関係者を対象に家庭への支援の留意点等を内容とする研修が実施された。また、「いしかわ子ども総合条例」の改正により、「ヤングケアラー」の支援規定が新設された。（2023年2月定例会提出）

<連合沖縄の取り組み>

2016年10月から、沖縄県労福協を事務局として運営を開始した「ろうきん 全労済 働く仲間のゆめ・みらい基金」は、会員団体と連合沖縄をはじめとする県内各労働団体などによる支援の輪を広げている。「働く」につながる支援を基本方針とし、養育する子どもがいる世帯の親を対象に「親〈世帯〉の収入の安定化」に向

けた就労・生活支援や、受験費用等の捻出が困難な就学生（職業高校や特別支援学校の生徒）を対象に、資格を持つことによる希望職種（夢）への支援として、受験費用等の支援を行ってきた。なお、会員からの団体寄付や定額自動寄付など、2022年度合計寄付金額は11,899,036円となっている。（同基金の「基金レポート2023」収支報告より）

国・自治体との連携における取り組み例

< 連合三重の取り組み >

- 連合三重は、貧困家庭への食の支援だけでなく、子どもの安心できる居場所、地域での多世代交流の場等である「子ども食堂」について理解促進と周知を行うため、「Smile@子ども食堂」パンフを作成する。また作成協力として、関係団体（三重県、三重県労福協、三重県経営者協会、三重県中小企業団体連合会、三重県商工会連合会、三重県商工会議所連合会）に働きかけ、幅広い周知に努める。
- また、連合三重は、三重県知事と「子ども食堂」の開設場所など運営に関する公的支援について政策懇談会を行うとともに、関係団体と連携し子ども食堂開設講座等の取り組みを進める。

< 連合東京の取り組み >

- 東京都は障がい者やひとり親、生活困窮者、社会養護施設退所者、引きこもりの人たちなど、就労する上で様々な困難を抱える人たちを支援するための国内初の条例となる、「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」を成立させた（2019.12.18）。
- 連合東京の代表が、東京都の「就労支援に関する有識者会議（2018年11月9日設置）」委員に就任し、連合や構成組織と情報交換を重ね、日本国内のソーシャルファーム（社会的企業）に関わる各団体と連携しながら、様々な意見を表明してきた。また、新たな就労の分野の議論であるため、連合東京代表委員が、連合東京政策実現セミナーや執行委員会などで、有識者会議での議論を組合員に報告するとともに、各構成組織にソーシャルファームに関する東京都のパブリック・コメントを依頼し、連合東京内での就労困難者支援への理解を高める活動を行ってきた。今後は、東京都の新たな就労困難者支援、ソーシャルファームの議論を、連合が新たに掲げたフェアワーク（公正・公平に働くこと）の考えに結び付け、さらに広めていくことが必要だと考えている。

【東京都ホームページ】

条例文

http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/plan/koyou/jourei/shurou_shien/

有識者会議の開催状況

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/plan/koyou/syuuroukaigi/>

（担当：生活福祉局）

14. 切れ目のない医療を提供する体制の確立

<政策・制度 要求事項>

(1) 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる医療提供体制の整備に向け、第8次医療計画(2024~2029年度)ならびに地域医療構想の推進においては、地域実態に即しつつ以下の対応をはかる。【都道府県】

- ①急性期から回復期・慢性期・在宅医療まで、良質で切れ目なく必要な医療が提供されるよう、医療機関(病床)の機能分化と連携、医療と介護の連携を推進する。
- ②地域で必要な医療を受けられない事態を生じさせないよう、機能分化の推進にあたっては、急性期を脱した患者への医療や、高齢者の容体急変時の医療などを担う病床を確保するとともに、在宅医療や訪問看護を拡充する。また、人口構造の変化を考慮した効率的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については医療機関間の共同利用を促進する。
- ③「紹介受診重点医療機関」を明確化する議論に被保険者や住民の参画を促進する。また、適切な受診行動を促すため、紹介状なしでの受診時に一定額を徴収する窓口定額負担の対象医療機関など、各医療機関の機能についてわかりやすく周知徹底するとともに、再診の患者や生活困窮者などの受診機会が妨げられないよう配慮する。
- ④5疾病・6事業の医療連携体制、救急や周産期、小児、地域移行につながる精神医療の確保を推進する。
- ⑤安心・安全な医療の提供に必要な医療従事者の人員体制を確保するため、処遇や勤務環境の改善を通じて、現に働く人の定着をはかる。
- ⑥地域医療構想調整会議の委員構成が医療提供者に過度に偏ることのないよう、被保険者、住民、保険者(健保組合、協会けんぽ、共済組合、市町村国保)を委員に加える。
- ⑦地域医療対策協議会や医師確保に関するその他会議には、被保険者、住民、保険者を委員に加える。
- ⑧地域医療構想の実現に向けて病床転換や病床数の調整を行う場合、医療機関の設置主体にかかわらず、域内の全ての医療機関を対象に協議を行う。その際、病床の統廃合にともなう雇用問題が生じないよう対策を講じる。
- ⑨高齢者が切れ目なく医療と介護を受けられよう、在宅医療や介護との連携に関わる医療計画中間年の見直し(計画開始3年後)に向けて、計画の進捗状況を定期的に把握・検証する。
- ⑩一定所得以上の後期高齢者の窓口負担の引上げに伴う配慮措置を周知徹底する。

<関連情報>

【地域医療構想／厚生労働省 2023年度全国医政関係主管課長会議資料(2024年3月公表)概要】

- 地域医療構想については、2022年3月の医政局長通知により、2022年度および2023年度において、民間医療機関を含めた各医療機関の対応方針の策定や検

証・見直しを行うことを示したほか、2023年3月の地域医療計画課長通知により、年度目標の設定、進捗状況の検証、検証を踏まえた必要な対応など、PDCA サイクルを通じて地域医療構想を推進することを示している。

○2023年9月末時点の進捗状況をもとに厚生労働省において取りまとめた内容を2023年11月に「地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ」に報告した。概要の一部は次のとおり。

- ・構想区域のうち目標未設定のところ（全体の30%）において、引き続き目標設定をお願いする。
- ・病床数については、依然として必要量との大きい乖離が残っている構想区域があるため、必要量との乖離の状況について、構想区域ごとに確認・分析を進めていく必要がある。

○地域医療構想に関する支援策については、「病床機能再編支援事業」、「重点支援区域」（現在13道県21区域選定）、「再編検討区域」等により支援していく。各都道府県におかれては、こうした支援を積極的な活用しながら、地域の実情を踏まえ、地域医療構想の更なる推進に向けた取り組みをお願いしたい。

○民間医療機関に対して、外部環境分析の観点から地域医療構想に関する情報提供を行い、その必要性について、民間医療機関の理解を深めるため、2023年1月の事務連絡により、地方銀行との連携を含む医療機関向け勉強会の実施を提案したところ、2024年度は12県で実施（予定）。令和6年度も引き続き必要な協力を行う予定であるため、各都道府県におかれては、開催に向けた検討をお願いする。

<参考情報>

【感染症法等改正法】

○第208臨時国会にて「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案」（感染症法等改正法案）が可決・成立した。次の感染症発生時等における医療提供体制の整備に向け、協定締結医療機関に対する病床提供や外来診療の確保の義務付けや保健所の体制・機能の強化、感染症対策物資の確保の強化等が盛り込まれた一方で、医療機関の減収補填の仕組み（「流行初期医療確保措置」）の財源に保険料が充てられることとされた。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000999435.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/001000543.pdf> ※参考資料

(2) 不妊治療について、保険適用による影響を把握し、以下の対応をはかる。

- ①可能な限り広く治療法を選択できるよう、保険適用外の治療に対する助成制度を設ける。【都道府県、市町村】
- ②不妊専門相談センター事業や不妊症・不育症支援ネットワーク事業などの各種相談支援事業を周知啓発する。【都道府県、市町村】

<関連情報>

【不妊治療の保険適用】

○人工受精等の「一般不妊治療」、体外受精・顕微授精等の「生殖補助医療」について、2022年4月から新たに保険適用された。保険適用範囲を含め、国による不妊治療に関する取り組みは、こども家庭庁HPを参照。

<https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/funin/>

(3) 地域医療介護総合確保基金の活用においては、地域包括ケアを着実に推進できるよう、以下のとおり対応する。【都道府県】

- ①基金の活用に関する「都道府県計画」に、基金創設以前から実施されていた国の補助事業にとどまらず、地域医療構想の達成、医療と介護のさらなる連携の推進につながる事業を盛り込む。
- ②医療人材の確保に向けて、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上をはかる研修機会の拡充、研修中の欠員補充に資する事業をより積極的に実施する。
- ③「都道府県計画」の策定や事後評価においては、「地域医療介護総合確保方針」にもとづき、「医療又は介護を受ける立場にある者」をはじめとする関係者の意見聴取・反映を行うとともに、基金事業による地域包括ケアの推進に向けた進捗を住民にわかりやすく開示・周知する。

<政策・制度 要求事項とあわせて地方連合会が取り組むべきこと>

- 地域で必要な医療と介護が切れ目なく提供されるよう、へき地対策や人材の確保状況、保険財政への影響を考慮し、第8次医療計画や地域医療構想、地域医療介護総合確保基金「都道府県計画」の進捗についてチェックを行う。
- 都道府県の医療提供体制のあり方について議論する場（都道府県医療審議会、地域医療構想調整会議、地域医療介護総合確保基金の活用に関する協議の場など）に参画し、被保険者・住民の立場から意見反映を行う。
- 都道府県や保険者などと連携し、住民の予防・健康づくりを促進する取り組みを実施する。

<関連情報>

○地域医療構想調整会議への被保険者代表の参画について、厚生労働大臣は次のとおり答弁している（参議院厚生労働委員会／2014年6月17日／田村厚生労働大臣答弁）。

「地域医療構想実現のために関係者が協議する場のメンバーとして、学識経験者、保険者、被保険者、医療関係者に入っただきながらご議論をいただく。」

<地方連合会・構成組織などの取り組み事例>

地方連合会の取り組み例

○医療計画を議論する都道府県レベルの医療審議会には、連合岩手、連合愛知、連合岐阜、連合滋賀、連合広島、連合香川、連合大分が参画して意見反映に努めている。(2020年10月時点)。

<参考情報>

○地域医療に関係する都道府県レベルの主な協議の場は次のとおり。

計画名称	計画の主な内容	関係する会議
医療計画	○都道府県が、5つの疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患)と5つの事業(救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療)および在宅医療の提供体制を確保するための推進策等について、6年ごとに策定。 ○第8次医療計画(2024~2029年度)から「新興感染症等の感染拡大時における医療」が6事業目として医療計画の記載事項に追加される。	○医療審議会 ※医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議(医療法第71条の2)。 ※委員は30人以内、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者および学識経験のある者で構成(医療法施行令第5条の17)。
地域医療構想の推進	○都道府県が、2025年に向けて病床の機能分化・連携を進めるため、急性期や慢性期などの医療機能ごとに医療需要と病床の必要量を推計し、医療計画の一部として策定。	○地域医療構想調整会議 ※地域医療構想の実現に向けた施策を検討するため、区域ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者による協議の場として設置(医療法第30条の14第1項)。
地域医療介護総合確保基金「都道府県計画」	○地域医療介護総合確保基金の活用事業として、各都道府県が毎年度策定する。 ※介護分は市町村が策定し(「市町村計画」)、「都道府県計画」に組み込む。	○「都道府県計画」の策定手順および協議の場は、都道府県によって異なっているのが実態。

(4) 2024年度からスタートした「働き方改革」を踏まえ、医療職場に展開し、地域の医療人材を確保するため、「医療勤務環境改善支援センター」は医療機関に対し、以下のとおり能動的に働きかけ、主体的に取り組む。【都道府県】

- ①医師労働時間短縮計画の策定・見直しを支援するとともに、医療法上の努力義務とされている勤務環境改善に向けた取り組みを、医師に限らずすべての医療従事者に対して実施するよう各医療機関に徹底する。
- ②医療の安全確保のため、医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バ

ランスや勤務間インターバルの確保など、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化する。

- ③時間外労働の実態把握、36協定の適正な締結、夜勤交代制勤務の回数制限など労働時間を厳格に管理する体制を確保するよう医療機関に指導する。
- ④患者やその家族からのハラスメント抑止に向けた対策を強化する。
- ⑤医療機関において、医療従事者の安全と健康維持の重要性が共通認識されるよう、労働安全衛生法にもとづく安全委員会・衛生委員会を通じて、労使による労働災害の原因および再発防止策などの検討を促す。
- ⑥勤務環境改善に向けた取り組みの実効性を確保するため、「医療勤務環境改善支援センター」運営協議会に労働組合の参画を進める。また、各医療機関においては労使協議を重視し、あるいは労働組合がない場合には従業員代表と様々な医療職種・従事者の参画により協議を行うなど、必ず合意形成をはかるよう指導する。

<政策・制度 要求事項とあわせて地方連合会が取り組むべきこと>

- 「医療勤務環境改善支援センター」による能動的な働きかけで、医療機関における勤務環境改善の徹底を求めるとともに、「医療勤務環境改善支援センター」運営協議会に参画し、医療現場の労働時間管理や労働安全衛生対策などについて、労働者の立場から意見反映を行う。
- 連合「看護職員の労働・生活実態調査」（2012）結果等を参考に、「努力に見合う賃金改善」、「休日の容易な取得」、「夜勤や時間外労働など労働時間管理の徹底」、「夜勤・交代制勤務における勤務間の十分なインターバル時間の確保」（連合「看護職員の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」に沿った勤務体制の実現）を、各医療機関共通の重点課題に位置づける。

<関連情報>

- 2024年度診療報酬改定は、基本方針で「医療人材の確保・働き方改革等の推進」を重点課題として位置づけ、人材確保・働き方改革の推進に関する改定を行った。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00045.html

- 第8次医療計画では、「医療従事者の確保」として、「2024年4月に医師の時間外・休日労働の上限規制が施行されることを踏まえ、医療機関における医師の働き方改革に関する取組の推進、地域医療構想に関する取組と連動させ、医師確保の取組を推進すること」、総合確保方針の基本的方向性でも、「サービス提供人材の確保と働き方改革」が示されている。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001106486.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/12403550/001059089.pdf>

- 地域医療構想の推進に向けて、「各都道府県が地域の実業を踏まえ、主体的に取り組むを進めるもの」という通知や、リーフレットもでている。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000919377.pdf>

(5) 地域・診療科ごとに偏在なく医師を確保する。【都道府県】

- ①医療対策協議会と地域医療支援センターが連携した取り組みを着実に実行する。離職した女性医師を対象とする復職研修の機会を拡充するとともに、研修中に利用できる保育の確保等、円滑な受講を促進するための条件整備を行う。また、医科系大学の地域枠で入学した学生が卒業後も当該地域で医療を担うことにつながる支援を行う。
- ②地域に配置された医師を支援するため、研修や休暇のための代替医師の確保、職場環境や住環境の整備、労働条件の改善を進める。また、地域住民に対しても、医師の労働環境改善に対する理解を求める。

(6) 第4次医療費適正化計画(2024~2029年度)を着実に実行するため、複合的なニーズを有する高齢者への医療・介護の効果的・効率的な提供、病床機能の分化・連携の推進、特定健診・特定保健指導実施率の向上をはじめとする予防・健康づくりの推進、頻回受診や重複投与の是正、後発医薬品の使用促進をはかる。【都道府県】

<政策・制度 要求事項とあわせて地方連合会が取り組むべきこと>

- 都道府県や保険者などと連携し、住民の予防・健康づくりを促進する取り組みを実施する。

<地方連合会・構成組織などの取り組み事例>

地方連合会の取り組み例

- 医療適正化計画について議論する都道府県レベルの検討会には、連合群馬、連合広島、連合熊本、連合大分が参画し、意見反映に努めている(2020年10月時点)。

(7) マイナンバーカードと健康保険証の一体化(健康保険証の廃止、マイナ保険証を保有しない場合は「資格確認書」が必要)に関して周知徹底する。【市町村】

(8) 2018年より国民健康保険を市町村とともに運営し、財政運営の責任主体となる改革が行われたことから、保険者機能の発揮や加入者の利便性を損ねることのないよう、都道府県「国保運営協議会」に、被用者保険の保険者だけでなく、雇用労働者の声を反映させる機会を確保する。【都道府県】

(9) 災害があっても医療機関あるいは在宅で安心して医療を受けられる体制を整えるため、以下の施策を講じる。

- ①DMAT(災害派遣医療チーム)による救命・急性期医療の対応、DPAT(災害派遣精神医療チーム)および「心のケアチーム」によるメンタルケアに加え、慢性疾患などにも対応できる医療チーム体制を平時から整備する。【都道府県・政令市】

- ②災害時でも地域住民に対する医療・介護サービスを提供できるよう、広域的な医療と介護の連携体制を確保する。【都道府県・市町村】
- ③関係団体と連携し、「災害医療コーディネーター」および「地域災害医療コーディネーター」の設置を推進する。【都道府県】
- ④大災害や停電下での地域における人工透析の提供体制を確保するため、水および透析液を備蓄した透析医療機関の計画的な整備や自家発電装置の長時間化、発電車や小型発電機の貸出体制への支援、電力供給の優先要請を行い、患者への情報提供を確実に行う。【都道府県】
- ⑤高齢者、障がい者、子ども、疾患のある人、外国人などの移動手段の確保を含む避難計画を策定し、周囲への遠慮をせずに避難所で生活できる体制を整えるための支援を強化する。また、外国人の防災対策に関しては、避難訓練時のアナウンスや被災時の避難場所の案内における多言語対応等、情報伝達を支援する体制を整備する。【都道府県・市町村】
- ⑥被災地や避難所における感染性疾患の拡大を防止する観点から、様々な災害時に対応する感染症抑制の知見や経験を普及し、平時から対策を講じる。【都道府県・市町村】
- ⑦夏場の大規模な災害等に備え、熱中症対策、衛生状態の確保を念頭に置いた避難所運営、避難体制を構築する。また、衛生管理に必要なドライアイスの製造・確保拠点の計画的な整備を進める。【都道府県・市町村】
- ⑧避難所における被災者の健康状態を維持するため、マスク、手指用アルコール消毒剤、消毒剤、総合感冒薬、うがい薬等の分散備蓄体制を構築し、衛生環境を保持する。【都道府県・市町村】
- ⑨医薬品、ワクチン、医療材料、衛生材料、水および医療用ガス等の分散備蓄・供給体制を構築する。【都道府県・市町村】
- ⑩乳幼児の健康状態を確保するために特に必要となる水、粉・液体ミルク、アレルギー食、おむつ、清潔な環境などの確保に十分配慮した避難体制を構築する。【都道府県・市町村】
- ⑪入院・入所施設等における避難計画・体制を見直すとともに、同計画にもとづき職員・入所者等に対する防災教育や避難訓練の実施を徹底する。【都道府県・市町村】
- ⑫在宅医療・介護等のニーズを把握し、避難体制を確保するため事業者との連携を深める。また、事業者が移動手段を確保できる体制整備を行う。【都道府県・市町村】

<参考情報>

【マイナンバーカードと健康保険証の一体化】

- 第 211 通常国会にて「マイナンバー法等の一部改正法案」が可決・成立し、健康保険証の廃止とともに、マイナ保険証を保有しない方には、2024 年 12 月 2 日から本人の求めに応じて「資格確認書」を提供することとなった。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001114698.pdf>

○2024年12月2日からの現行の健康保険証廃止にあたり、マイナ保険証を保有しない方には、申請によらず保険者から資格確認書が発行される。なお、現行の健康保険証は最大1年間使用可能である。

(担当：生活福祉局)

15. 利用者のニーズに応じた介護サービスの安定的な提供と介護人材の処遇改善

・専門性の向上

＜政策・制度 要求事項＞

- (1) 労働者が介護をしながら働き続けることができ、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備する。
- ①地域包括支援センターの機能と役割を強化し、地域支援事業を確実に実施するとともに、任意事業である介護給付費適正化事業、家族介護支援事業に積極的に取り組む。【市町村】
 - ②地域包括支援センターが地域のニーズに則し、かつ一定の水準を確保した実効あるものとして機能を発揮できるよう、十分な支援を行う。【都道府県】
 - ③ケアマネジャーが利用者の状態把握やサービス担当者会議などを十分行えるように、事務の簡素化を支援し負担軽減をはかる。また、オンラインの活用を含め研修の実施方法を検討し研修機会を提供するとともに、事業所に対する指導を徹底するなど、研修を受講しやすい環境を整える。【都道府県・市町村】
 - ④要介護者の在宅での生活と家族の就労に影響を及ぼさないよう、生活援助中心型の訪問介護サービスについて、サービス利用者の生活実態に即して判断し、画一的な運用で一律にケアプランの利用回数を制限しない。【市町村】
 - ⑤在宅ケアの実施状況、とりわけ訪問介護サービスの状況を注視し、「多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業」（「地域医療介護総合確保基金」）の積極的展開や、介護職員等処遇改善加算をはじめとする加算取得への事業所支援とともに、基本報酬の引き下げによりサービス提供に影響が見られる場合には、国と連携して適切に対策を講じる。【都道府県・市町村】
 - ⑥人材確保や研修の受講促進に活用できる「地域医療介護総合確保基金」のメニューを事業者にも周知するとともに、とりわけ、訪問介護人材の確保については、事務負担の軽減を含め、基金などの活用による取り組みを強化する。【都道府県】
 - ⑦地域で認知症の人やその家族を支えるために、認知症の予防と治療やケア技術に関する研究開発や若年性認知症支援コーディネーターの配置など認知症対策をより一層強化する。本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で良質な環境のもと自分らしく暮らし続けられるよう、治療・生活・移動・相談などに関する支援体制を整備する。若年性認知症を含む認知症に関する理解を促進するために、認知症サポーターの養成と子どもや学生への啓発などに取り組む。【都道府県・市町村】
 - ⑧利用者への身体拘束や虐待などのハラスメントの根絶に向けて、すべての施設で虐待の発生またはその再発を防止するための措置（委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）、適切な対策の検討とその結果の従業者への周知徹底が行われているかを確認し、指導監督を徹底する。また、介護保険適用外の施設における身体拘束・虐待に対する行政指導を厳格化するとともに、地域に

- における高齢者住居の実態把握を徹底する。【都道府県・市町村】
- ⑨事業所における家族や介護者等からの苦情や要望への対応が増加している実態を踏まえ、相談・通報に迅速に対応できる体制整備を行う。また、利用者がより適切なサービスが受けられるよう利用者と事業所の話し合いに斡旋や仲介等の支援を行う第三者機関の設置を検討する。【都道府県・市町村】
- ⑩介護事業者の感染症や災害への対策強化のため、事業所における感染症に関する研修の実施や、業務継続に向けた計画（BCP策定）にもとづく医療機関との協定締結および連携などの取り組み状況を把握するとともに、情勢に応じて計画の見直しなどを支援する。【都道府県・市町村】
- ⑪「市民後見人」の育成・支援を進める。また、後見実施機関（成年後見センター）をNPOや社会福祉法人への業務委託等により設置し、支援体制を強化する。【都道府県・市町村】
- ⑫成年後見人制度の利用にかかる費用負担を減らすとともに、同制度の周知や人員確保など権利擁護の体制を整備する。【都道府県・市町村】
- ⑬高齢者の尊厳を守る観点から、特別養護老人ホームや介護老人保健施設における多床室の新設は認めない。また、ユニットケア化の推進にともない、職員の人員配置基準の改善をはかることや、所得水準に依らず入所できるための措置の強化を国に求める。【都道府県・市町村】
- ⑭2024年度介護報酬改定において、生産性向上に先進的に取り組む特定施設の人員配置基準の特例的な柔軟化が行われたことを踏まえ、ケアの質、利用者の安全性が損なわれることや、介護職員の心身の負担増が生じることのないように、当該特定施設における「ケアにあてる時間」「介護職員の超過勤務時間」「介護職員の心理的負担」などについて、実際にケアを行う介護職員が参画する委員会（労使の安全衛生委員会を含む）において適切にデータ確認のプロセスが講じられるよう、事業者への周知徹底をはかる。【都道府県】
- ⑮2024年介護報酬改定において、介護老人保健施設などの夜間の人員配置基準や認知症対応型共同生活介護における夜間支援体制加算の要件が見直されたことを踏まえ、「見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会」について議事概要等をもとに実施状況を把握し、利用者の安全を確保し職員に過度な負担を強いることがないよう事業者を指導する。【都道府県・市町村】
- ⑯未届老人ホームを無くすとともに、前払金保全措置義務を確実に履行させるため、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針」に沿って有料老人ホームへの指導・監督態勢を確保する。また、有料老人ホームなどについて、入居に際して保証人がいない場合は、その代替として機関保証や成年後見制度を積極的に活用するとともに、入居者本人の意思に反して強制的に退去させないよう事業者を指導する。【都道府県】
- ⑰地域包括ケアの推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みにする。【都道府県・市町村】

(2) すべての介護人材の処遇改善を実現し、介護人材の専門性向上および人材の定着をはかる。

- ①すべての介護労働者の賃金引き上げに向けて、事業所による介護職員等処遇改善加算の取得とともに、上位区分の加算取得を支援する。とりわけ加算未取得の事業所に対しては、個別相談も含め対応を強化する。【都道府県】
- ②介護職員等処遇改善加算を算定する事業所が、加算を算定していることを労働者に対し文書により確実に周知するよう指導する。【都道府県】
- ③介護職員等処遇改善加算を算定する事業所が、当該事業所における処遇改善の方法や改善額の設定根拠等を就業規則に明記するよう周知徹底をはかる。【都道府県】
- ④介護職員等処遇改善加算が確実に労働者に支給されていることを確認する。特に、実績報告書の提出やすべての介護職員への周知などの加算の算定要件を満たしていない場合、加算を賃金改善に使っていない場合などは、加算の全額返還を求めるなど厳正に対応する。【都道府県】
- ⑤介護に関わる多くの機関と連携し介護労働者の処遇の向上や地域の介護業界全体の人材確保、職場への定着をはかる。また、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条にもとづく「介護雇用管理改善等計画」および労働基準関係法令などの周知徹底をはかる。【都道府県・市町村】
- ⑥サービス提供責任者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講の義務づけを国に求める。また、事業所による受講促進に向けた取り組みを評価するなど、キャリアアップの仕組みの整備を支援する。【都道府県・市町村】
- ⑦生活援助中心型の訪問介護サービスについて、短時間の研修で提供可能とする生活援助従事者研修について、サービスの質が確保されているかを検証し見直しを行う。【都道府県】
- ⑧2026年度までに、すべての居宅介護支援事業所が管理者要件を満たすことができるよう、主任介護支援専門員でない者に主任介護支援専門員研修の受講機会を確保する。【都道府県】
- ⑨2024年度介護報酬改定において、外国人介護人材にかかる人員配置基準上の取り扱いが見直されたことを踏まえ、他の職員の負担増でケアの質が低下したり、タイトな人員配置となって外国人介護職員の専門性向上が妨げられたりすることが生じないように、適切な意思決定プロセス（労使協議を含む）の下で介護職員の意見が反映されるべきことについて、事業者へ周知徹底をはかる。【都道府県・市町村】
- ⑩事業者の指定・更新要件に、労働関係法規の遵守と社会保険加入を追加する。在留資格「介護」「特定技能1号」で働く外国人や技能実習生を含めた労働者について、賃金・労働条件が労働関係法規に違反している、または社会保険に加入させていない場合は、事業者指定の取り消しを行うなど、厳正な指導監査を実施する。【都道府県・市町村】

- ⑪外国人介護人材について、日本人との同等処遇を担保するため、事業者への指導・監査を徹底する。また、外国人労働者の人権擁護と継続的な就労保障の観点から、事業所内外の相談窓口の拡充や、各事業所における雇用管理を徹底する。【都道府県・市町村】
 - ⑫EPAにもとづき介護福祉士資格を取得した者について、事業者に対し日本語能力を向上するための研修を継続的に実施する。指導や改善命令に従わないなど、問題があると判断された場合は、事業者指定の取り消しを含めて厳正に対応する。なお、指定を取り消された事業者に雇用されていた者の継続的な就労機会を確保する。【都道府県・市町村】
 - ⑬技能実習生について、受け入れる事業所は介護サービス情報の公表制度にもとづき公表する。また、指導や改善命令に従わないなど、問題があると判断された場合は、事業者指定の取り消しを含めて厳正に対応する。なお、当該事業所で実習を行っていた技能実習生の継続的な実習機会を確保する。【都道府県・市町村】
 - ⑭在留資格「特定技能1号」の受け入れ事業所について、労働法令違反など不正が発覚した場合は、介護保険法においても事業者指定の取り消しなども含めて厳正に対応する。なお、当該事業者に雇用されていた者の継続的な就労機会を確保する。【都道府県・市町村】
 - ⑮在留資格「特定技能1号」での滞在中に、在留資格「介護」に移行することも可能とされていることから、当該在留期間内における介護福祉士資格の取得を支援することも検討する。【都道府県・市町村】
 - ⑯出入国在留管理、職業安定、介護保険の各関係政府部局および外国人技能実習機構並びに都道府県等が緊密に連携する体制を構築する。【都道府県・市町村】
 - ⑰在留資格「特定技能1号」で外国人介護人材を受け入れる法人・機関は構成員になることが必要となる「介護分野における特定技能協議会」を通じて情報共有をはかり、技能実習生や1号特定技能外国人の受入れ事業の適正化に向けて介護保険制度を厳格に運用するよう国に求める。【都道府県・市町村】
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業について、以下の通りの対応をはかる。
- ①他の自治体の取り組み状況を情報収集し、随時フィードバックできる体制を構築し、サービス水準の底上げをはかる。【市町村】
 - ②県内の取り組み状況を把握し、市町村に情報提供するとともに、市町村の財政状況によってサービス水準の格差が拡大しないよう必要な補填を行う。【都道府県】
 - ③基本チェックリストの運用については、要介護認定を受けるべき人が、窓口の主観的な判断によって除外されることのないよう、明確な運用基準を定める。【市町村】
 - ④利用者の希望や生活実態を踏まえ、いわゆる軽度の要介護者に対し、介護予防・日常生活支援総合事業の利用を強要しないよう、事業所を指導する。【市町村】
 - ⑤利用者のサービスへのアクセスを損なわないよう、多様な主体によるサービスの展開・普及を支援する。その際、安価な報酬によるサービスやボランティアの濫

用によって労働者の賃金水準やサービスの質の低下を招かないようにする。【都道府県・市町村】

- ⑥ボランティアの活動実態および就労状況を把握し、介護労働者との役割および責任範囲の違いを明確にするとともに、ボランティアの適切な保護をはかる。【都道府県・市町村】

<政策・制度 要求事項とあわせて地方連合会が取り組むべきこと>

- 各構成組織を通じて事業者に対し、キャリアパス要件、月額賃金改善要件、職場環境等要件を満たすことにより、介護職員等処遇改善加算の積極的な取得を求める。また、介護職場における組織化を進める。
- 労働者福祉協議会（労福協）と連携するなどして、介護保険運営協議会や社会保険審査会や地域包括支援センター運営協議会、介護労働懇談会などに参画し、働く人が仕事と家庭を両立する観点での意見反映や、公正・中立的な運営の確保をはかる。

<関連情報>

- 市町村（保険者）の主な役割
 - ・「介護保険事業計画」の策定（3年に一度）
 - ・国保連合会を通じ、指定事業所に対する報酬の支払い
 - ・介護予防支援事業や地域密着型サービス事業所の指定およびこれに対する指導・監査
- 都道府県の主な役割
 - ・「介護保険事業支援計画」の策定（3年に一度）
 - ・介護保険サービス事業所の指定およびこれに対する指導・監査（市町村が行うものを除く）
- 介護保険施設における多床室の取扱いについて。今後新設する介護保険施設については、基本的にユニット型施設の整備とすべきとされているが、従来の施設で多床室を設けていた場合については認められており、介護報酬上ではユニット型よりも低い単価とされている。
- 介護保険関連の最近の主な制度改正事項
 - ・2024年度介護報酬改定（定時改定）が行われた。今改定では（1）地域包括ケアシステムの深化・推進、（2）自立支援・重度化防止に向けた対応、（3）良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり（介護職員の処遇改善を含む）、（4）制度の安定性・持続可能性の確保の4つの分野横断的テーマをもとに加算や単位数が改定された。（3）に関しては、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件および加算率を組み合わせた4段階の介護職員等処遇改善加算に一本化された。
 - ・訪問介護サービスについては、基本報酬が引き下げられた。

- ・特定施設入居者生活介護において、見守り機器等のテクノロジーの複数活用などを要件に、人員配置基準の特例的な柔軟化が行われた。
- ・就労開始から6ヵ月未満のEPA介護福祉士候補者および技能実習生について、事業者が外国人介護職員の日本語能力や指導の実施状況などを勘案し、人員配置基準に算入することについて意思決定を行った場合には、就労開始直後から人員配置基準に算入できるよう見直された。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

【談話】 https://www.jtuc-rengo.or.jp/news/article_detail.php?id=1288

○社会保障審議会介護保険部会における議論を踏まえ、1号保険料負担について、標準9段階から標準13段階を用いた調整方法に改正された。一定以上所得の判断基準については、介護サービスは医療サービスと利用実態が異なることなどを考慮しつつ、改めて総合的かつ多角的に検討を行い、第10期介護保険事業計画期間の開始（2027年度～）の前までに、結論を得ることとなった。

（担当：生活福祉局）

16. インクルーシブな社会の実現に向けた取り組み

<政策・制度 要求事項>

(1) 障がい者の自立支援と社会参加を促進し、利用者の実情に応じた障害福祉サービスを適切に提供する。

- ①障害福祉サービスの実施にあたっては、障がい者の実情に応じ必要なサービスを提供する。また、申請から利用開始までにかかる期間を短縮し、速やかにサービスが提供される体制を整備する。【市町村】
- ②障がい者の様々なニーズに包括的に対応できる総合的な支援センターの設置を推進し、障害福祉サービス利用の援助や就業にかかる相談支援や、住居、通いの場の確保など、地域での生活支援体制を強化する。【都道府県・市町村】
- ③支給決定にかかるサービス等利用計画案の作成にあたっては、本人の意向が十分に反映されるよう配慮する。【市町村】
- ④地域生活支援事業に積極的に取り組む。【都道府県・市町村】

<関連情報>

○地域生活支援事業について

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/chiiki/gaiyo.html>

- ⑤障害者優先調達推進法にもとづき、障害者就労施設などへ仕事の発注や物品の購入を行う。【都道府県・市町村】
 - ⑥福祉的就労について、工賃が利用料を下回ることはないようにする。【都道府県・市町村】
 - ⑦ディーセント・ワークや均等・均衡処遇に配慮した多様な就労機会を確保するとともに、事業所が廃業となった場合の再就職を希望する者への支援に努める。【都道府県・市町村】
 - ⑧障害福祉計画・障害児福祉計画の進捗状況を把握し、障がい当事者や家族を含め、住民の意見を反映し計画を推進する。また、計画の実施にあたっては、支える家族の両立支援の視点をもって取り組む。【都道府県・市町村】
- (2) 障がい者の自立した生活を可能とする支援の質を確保するため、障害福祉サービスに関わる労働者の人材の確保と労働条件・職場環境の改善を行う。
- ①障害福祉サービスの担い手を確保するため、労働者の処遇の改善をはかるとともに、人材の育成・確保・定着に向けた支援を講じる。【都道府県・市町村】
 - ②労働条件と職場環境の改善のため、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を事業所に求める。【都道府県・市町村】
 - ③福祉・介護職員等処遇改善加算を算定する事業所が、これらの加算を算定していることを労働者に周知する。【都道府県】
 - ④福祉・介護職員等処遇改善加算を算定する事業所が、当該事業所における処遇改善の方法や改善額の設定根拠等を就業規則に明記する。【都道府県】
 - ⑤福祉・介護職員等処遇改善加算が確実に労働者に支給されていることを確認し、

実績報告書の提出や福祉・介護労働者への周知などの加算の算定要件を満たしていない場合、加算の全額返還を求めるなど厳正に対応する。【都道府県】

⑥地方自治体における障がい者支援に関する人材を確保するとともに、障がい者に対する理解を促進するための研修を実施する。【都道府県・市町村】

(3)障がい者の権利を保障するため、関連法の実効性を高める取り組みを推進する。

①民間事業者における合理的な配慮の提供義務化など、改正障害者差別解消法の内容について、住民や事業者にも周知するとともに、合理的配慮の事例を幅広く収集し、提供する。障害者差別解消支援地域協議会を設置するとともに、地域におけるあらゆる意思決定の場への障がい当事者の参画を保障する。【都道府県・市町村】

②障がい者の社会生活における移動やコミュニケーションの支援ならびに情報へのアクセス手段を保障し、あらゆる公共的な場における意思の疎通や情報の取得に際して、障がい者が不利益を被らないよう対策を講じる。【都道府県・市町村】

③災害が発生した場合には発生場所、規模、内容、今後の動向や対策など必要な情報を障がい者に提供する体制を整備する。災害情報の提供に当たっては、障がい者の特性に配慮した伝達手段やコミュニティネットワークを整備する。【都道府県・市町村】

④障がい者の自立した日常生活や社会参加を促進するため、ユニバーサルデザインの理念をあらゆる施策に反映させ、普及のために必要な支援を行う。【都道府県・市町村】

⑤障がい者に対する虐待防止に向け、相談・通報窓口の設置と広報を行うとともに、虐待を受けた障がい者の緊急避難場所を確保する。また、虐待の被害者ならびに虐待を行った者への心のケアを行う体制を整備する。【都道府県・市町村】

⑥障がい者福祉施設におけるすべての役職員や障がい者を雇用する企業のすべての使用者等に対し、虐待防止に向けた研修を徹底する。【都道府県・市町村】

⑦障がい者福祉施設に対する第三者評価のあり方を見直し、障がい当事者やその家族、住民の参画を保障する。また、事業実施要項や運営規定を公開する。【都道府県・市町村】

⑧精神障がい者の地域移行について、退院・退所後の円滑な地域生活を保障するため、住まいの確保や相談・早期支援体制の確立ならびに自立生活に向けた支援を実施する。【都道府県・市町村】

⑨公契約の総合評価方式の得点の中に障がい者の新規雇用や雇用のための支援体制、障がい者雇用率などを加点する。【都道府県・市町村】

⑩障がい者施設等における感染症対策を強化する。また、感染症対策について、障がい者の特性に配慮した伝達手段により周知する。【都道府県・市町村】

<関連情報>

○市町村の主な役割

・市町村障害福祉計画の策定

- ・障害支援区分の認定、自立支援給付および地域支援事業等の支給決定
- ・障害福祉サービス費の支払い
- 都道府県の主な役割
 - ・都道府県障害福祉計画の策定
 - ・障害福祉サービス事業所、自立支援医療機関の指定ならびに指導
 - ・障害者手帳の交付
- 改正障害者基本法が2011年8月より施行。なお、附則には、施行後3年後を経過した場合に必要な検討を行う旨の規定（第2条）があるが、いまだ見直しの議論は行われていない。
- 民間事業者における合理的な配慮の提供の義務化が盛り込まれた改正障害者差別解消法が2024年4月1日に施行された。
- 2024年度障害福祉サービス等報酬改定により福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件および加算率を組み合わせた4段階の福祉・介護職員等処遇改善加算に一本化された。
- 2022年8月22日～23日、政府に対して、国連障害者権利委員会による審査が行われた。
 総括所見和訳（外務省ホームページ）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html

<地方連合会・構成組織などの取り組み事例>

地方連合会の取り組み例

<連合富山の取り組み>

- 連合富山は、①若者の就労機会の確保のための環境整備、②U I Jターンを含めた若者の地域での就職の支援、③高齢者雇用の促進、④障がい者の雇用の促進と安定に関する政策・制度要求を富山県に行うとともに、行政との各種会議においてワンストップでの支援体制の必要性を要望してきた。その結果、若者・女性・高齢者等の就業支援機関を集約し、ワンストップで県内企業の人材確保を支援していくため、2019年4月に「富山県人材活躍推進センター」が設置された。

<連合三重の取り組み>

- 連合三重は、新政みえと連携し「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」を制定した(2019.4.1施行)。また、障がい者が差別されることなく働き続けることができる社会を実現するため、三重労働局、三重県経営者協会等の協力の下「キラリ! Café Map-輝く君と多様な仲間-」を作成し、周知を行っている。さらに、三重県、三重県経営者協会と連携し、県民や企業の方々に障がい者雇用について理解を深めてもらうことを目的としたステップア

ップカフェ「Cotti 菜」、ステップアップカフェ「だいたい食堂」を設置した。

<連合香川の取り組み>

○連合香川は、香川県に対し、ユニバーサル・デザイン等の観点から、障がいがあっても働くことのできる職場環境整備の推進等の要請を行っている。香川県は、障害者の職域拡大に向けた環境整備に要する事業費も対象とした、「働き方改革環境づくり助成事業」を実施している。

<連合石川の取り組み>

○手話言語条例の制定について

【①2018 年度石川県要請内容文】2016 年 4 月障害者差別解消法が施行された。

2017 年 3 月 31 日現在、全国 13 県 75 市 9 町で手話言語条例が制定されており、県内でも加賀市において、2017 年 4 月 1 日に手話言語条例が制定されたところである。石川県においても、早急に手話言語条例を制定するとともに、各市町においても条例制定について取り組みを進めるよう助言すること。

【②上記の要請をもとに、連合石川地方議員懇談会の各議員がそれぞれの議会で質問等を行い、実施に至るまで奮闘する。】

【③実現結果】

「加賀市手話言語条例」2017 年 4 月 1 日施行。

「金沢市手話言語条例」2017 年 6 月 27 日施行。

「石川県手話言語条例」2018 年 4 月 1 日施行。

「小松市多様なコミュニケーション手段の利用を促進する条例」2018 年 4 月 1 日施行。

「白山市手話言語条例」2018 年 4 月 1 日施行。

「能美市手話言語条例」2018 年 4 月 1 日施行。（※連合石川の地方議員は居ない）

「かほく市手話言語条例」2018 年 10 月 1 日施行。

「野々市市手話言語・障害者コミュニケーション条例」2019 年 4 月 1 日施行

地域の取り組み例

<連合三重の取り組み>

障害者差別解消法の施行に伴い、2017 年 4 月に「三重県手話言語条例」が施行された。また、県内の自治体や民間事業者に対して障害を理由とした差別を禁じ、バリアフリーのために必要な措置を取るよう求める「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」が 2018 年 10 月に施行された。

(担当：生活福祉局)

17. 子ども・子育て支援新制度の着実な実施と、すべての子どもが心身ともに健やかに育つための環境整備、子どもの人権の擁護

<政策・制度 要求事項>

(1) 待機児童の早期解消や、子どもやその保護者がおかれている環境や地域の実情の反映に向け、子どもの最善の利益を優先しつつ、子ども・子育て支援事業計画を適切な内容へ見直す。見直しにあたっては、地方版「子ども・子育て会議」を開催し、関係者の意見を反映する。

①保育所等利用待機児童数調査において、保護者の意向や状況の把握に努めるとともに、潜在的な待機児童^{*1}数についても丁寧に調査し、そのうえで入所を希望するすべての子どもが保育所へ入所できるよう、潜在待機児童の解消も含めて計画を見直す。【市町村】

*1 潜在的な待機児童 認可保育所に入所できないため認可外保育所を利用している場合、地方単独保育施策を利用している場合、企業主導型保育施設を利用している場合、特定の保育所等を希望している場合などがある。

②すべての小学校就学前の子どもに対するより良い保育・幼児教育環境を確保するため、インセンティブを設けるなどして、既存の保育所および幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行を促進する。また、実地による指導監査を徹底する。【都道府県・市町村】

③保育所の認可について、保育所が不足している場合は「欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする」との考え方にもとづき速やかに認可するとともに、都道府県と市町村との間で十分な連携をはかる。【都道府県・市町村】

④市町村のあっせん、利用調整、要請の権限について、その実効性を確保し、障がい児など、特別な支援が必要な子どもの利用支援を積極的に行う。同時に、受入れ側の人員配置、体制などを十分に確保する。【市町村】

⑤利用者と教育・保育施設等との契約における施設の応諾義務を徹底する。【市町村】

⑥公立の教育・保育施設については、地域のニーズに応じて行政機関としての責務と役割も担うこととする。【都道府県・市町村】

⑦費用の「実費徴収」（日用品・文房具代、行事参加費等）や「上乘せ徴収」（英会話教室・ダンス教室受講料等）について、際限なく徴収することのないよう、上限を設定する。【市町村】

⑧事業所内保育、家庭的保育や小規模保育など、地域型保育給付のさらなる整備・充実をはかる。整備する際は、保育が適正かつ確実に行われるよう、認可保育施設を連携施設として確保する。【都道府県・市町村】

⑨地域子ども・子育て支援事業の充実をはかる。【都道府県・市町村】

a) 放課後児童クラブの質を確保するため、放課後児童支援員の数は支援の単位ごとに2人以上を堅持する。また、待機児童の解消に向け、早急に施設を整備す

るとともに、保育時間の延長や入所要件の弾力化をはかるなど、地域のニーズと実情に応じて多様なサービスの提供を推進する。

- b) 働く保護者の負担軽減に資するよう、延長保育（幼稚園における預かり保育を含む）、夜間保育、休日保育等の拡充のため、財政支援を強化する。
- c) 病児保育事業については、医療機関併設型施設への助成拡充や、保育所などにおける、安静室・調理施設、看護師・担当保育士を確保した病児・病後児保育体制を早急に整備する。
- d) 子育てが孤立しないよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施するため、市町村ごとのこども家庭センター^{*2}の設置や対面での相談体制を確保しつつオンラインを活用した相談体制の整備、ファミリー・サポート・センター事業や地域子育て支援拠点事業、相談業務を行う職員の専門性向上のための研修の充実など、保護者への相談支援事業を充実させる。

*2 2024年4月より子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設置の意義や機能を維持したうえで組織を見直し一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置に努めることとしている。（[20240125_policies_jidougyakutai Revised-Child-Welfare-Act_12.pdf \(cfa.go.jp\)](#)）

- ⑩「子ども食堂」が地域における子どもや子育て世帯の居場所となるよう、地域と連携できるよう支援する。運営にあたっては、地域の誰もが利用できるよう配慮する。【都道府県・市町村】
 - ⑪思春期・青年期における対策を強化するため、アウトリーチも含めた相談支援体制を整備するとともに、学校や児童相談所、ひきこもり地域センター、地域若者サポートステーションなど関係機関の連携を強化する。【都道府県・市町村】
- (2) 子どもが心身ともに健やかに成長するのに必要な、幼児教育・保育の「質の確保」のため、幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行う。【都道府県・市町村】
- ①労働条件と職場環境の改善として、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行う。また、法人等が運営する幼児教育・保育施設については、当該法人等に、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を求める。さらに、委託費の弾力運用によって、人件費が8割を著しく下回り、職務に見合わない賃金となっている保育所の状況を把握し、必要に応じて改善を求める。
 - ②チーム保育推進加算の、保育士が長く働くことが出来る環境の整備を促進するという制度趣旨を踏まえ、キャリアを積んだ保育士の賃金増や人員配置の改善、当該保育所全体の保育士の賃金改善につながるよう、加算施設の設置者に対して趣旨を確実に周知する。
 - ③技能・経験に応じた保育士等の処遇改善が、すべての施設で実行され、保育士等の理解を得られるよう、処遇改善の趣旨や改善額の設定根拠等を就業規則に明記すること等について、加算施設の設置者に対し周知の徹底をはかる。

- ④児童福祉施設の設備および運営に関する基準のうち、保育士の配置基準について3歳児が20対1から15対1、4・5歳児が30対1から25対1に改善することに伴い、経過措置を待つことなく改善を進める。また、3歳児および4・5歳児以外にかかる職員配置を含め、地方単独予算によるさらなる職員配置の改善、職場環境の改善、研修機会の確保に努める。なお、公立保育所についても、地方財政計画において、職員配置の改善のための財政措置がされていることに留意し、経過措置を待つことなく改善を進める。
- ⑤加算施設の設置者に対し、人材確保のために処遇改善が重要であることを十分に周知するとともに、すべての施設が処遇改善等加算を申請し、適切に賃金改善に充当するよう、理解を促進する。公立保育所については、会計年度任用職員の処遇改善と雇用の安定化を進める。
- ⑥加算施設における処遇改善が確実に、かつ適正に実施されているか確認するため監査機能を充実させ、改善の状況について把握する。
- (3) 仕事と子育ての両立の推進の観点から、地方版「子ども・子育て会議」に必ず労働者代表を参画させるとともに、会議を定期的を開催する。【都道府県・市町村】
- (4) 「待機児童対策協議会」を設置する場合は、必ず労働者代表を参画させる。【都道府県】
- (5) 次世代育成支援対策協議会の設置や、くるみん・プラチナくるみんなどの「認定マーク」の周知活動の強化など、自治体や企業における次世代育成支援対策を推進する。【都道府県・市町村】
- (6) 障がいのある子どもの施策については、子ども・子育て施策に組み込む。【都道府県・市町村】
- (7) 子どもの人権を守り、児童虐待の予防と対応策を強化する。【都道府県・市町村】
- ①子どもの権利条約および子ども基本法の周知をはかる。
- ②児童虐待防止法および懲戒権規定を削除した民法の改正内容の周知をはかる。特に国民の通告義務について、啓発・広報の徹底をはかる。また、児童虐待防止に向けた啓発のためオレンジリボン運動を推進する。
- ③妊婦健康診査や乳幼児健康診査の周知を徹底する。また、健診時に保護者への相談支援を同時に行うとともに、3歳時の健診以降の定期健診の機会を充実させる。
- ④要保護児童対策地域協議会の設置を徹底する。
- ⑤児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など児童相談所の機能を強化する。
- ⑥子どもへの影響に配慮しつつ、児童養護施設の小舎化とグループホーム化を進める。
- ⑦里親制度の充実に向け、里親制度の広報、里親の育成や支援などを強化する。
- (8) 「こども大綱^{※3}」にもとづき、社会環境の整備と必要な財政支援を行う。また、困難を有する子ども・若者とその家族の支援にあたっては、福祉と教育の連携など

ライフサイクルを通した切れ目のない支援を行う。【都道府県・市町村】

- *3 「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」および「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、さらに必要なこども施策を盛り込んで 2023 年 12 月 22 日に「こども大綱」が閣議決定された。こども大綱をもとに子ども・子育て支援政策を推進することとしている。

(9) 感染症拡大時においても安心して出産や子育てができるよう、出産準備や出産後の個別のサポート、オンラインによるパパママクラス開催、乳幼児健診の実施、電話やオンラインの相談や対面での対応などの体制を確保する。【都道府県・市町村】

<政策・制度 要求事項とあわせて地方連合会が取り組むべきこと>

- 都道府県・市町村における地方単独事業の予算が十分に確保されるよう、組織内議員と連携して地方議会への働きかけを行う。
- 地方版「子ども・子育て会議」や「待機児童対策協議会」に参画できるよう、自治体や組織内議員等にはたらきかける。
- 児童虐待防止のためオレンジリボン運動の推進などの周知をはかる。

<関連情報>

○こども家庭庁

<https://www.cfa.go.jp/>

○こども未来戦略

<https://www.cfa.go.jp/resources/kodomo-mirai>

○子ども・子育て支援新制度

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido>

○新子育て安心プラン

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/shin-plan>

○こども基本法

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon>

○チーム保育推進加算について

チーム保育体制の整備による保育の質の向上をはかり、保育士が長く働くことのできる環境整備の促進を目的としている。

<加算の概要>

- ①必要保育士を超えて保育士を配置していること
 - ②チームで保育する体制整備が講じられていること
 - ③職員の平均勤続年数が 12 年以上であること
 - ④加算による増収が人員配置の改善や賃金改善に充てられていること
- さらに、利用定員 121 人以上の規模が大きい保育所については、25：1 の配置が実現可能となるよう、2 人までの加配を可能とする拡充を行い、保育士の負担軽減、安心・安全な保育環境の整備をはかるとしている。

※保育士の配置基準の見直しにともない、チーム保育推進加算を取得していない施設については、新たに「4・5歳児配置改善加算」を措置し、30：1から25：1の配置に変更する際に必要な差額分を加算する。

○技能・経験に応じた保育士等の処遇改善等について

保育士等の処遇改善に取り組む保育園等に対して、キャリアアップによる処遇改善に要する費用相当分として、公定価格に上乘せすることとされている。2020年度に処遇改善等加算Ⅱの要件の柔軟化および処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱの算定基準年度の見直しが行われた。また、2022年2月から9月まで保育士・幼稚園教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置が実施された。2022年10月以降は公定価格を見直し、継続して措置を講ずることとされた。

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3a1576c7-071d-4325-8be8-edced6d12eel/3a947484/20240415_policies_kokoseido_76.pdf

○2020年4月1日「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進をはかるための関係法律の整備に関する法律（第9次地方分権一括法）」が施行された。児童福祉法の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する者およびその員数にかかる「従うべき基準」の参酌すべき基準に見直された。

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/09ikkatsu-gaiyoukouhu.pdf>

○2020年4月1日「児童虐待防止対策の強化をはかるための児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行された。親権者による体罰の禁止や児童相談所の体制強化、関係機関間の連携強化等が含まれている。

https://www.mhlw.go.jp/content/01kaisei_gaiyou.pdf

○2022年12月10日、民法の嫡出推定制度の見直し等を内容とする民法等の一部を改正する法律が成立。懲戒権に関する規定等の見直しに関する規定は、2022年12月16日施行。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00315.html

○2022年4月1日「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律」が施行された。市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項に、地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項を追加した。

<地方連合会・構成組織などの取り組み事例>

地方連合会の取り組み例

<連合群馬の取り組み>

2023年9月21日群馬県知事に対し、([ca618f9e092b3c2621e30b72b3827b03.pdf](https://rengo-gunma.gr.jp) (rengo-gunma.gr.jp)) 子どもの人権が守られ、健やかに育つための保護者の負担軽減支援および児童虐待予防などについて要請を実施。

<連合愛知の取り組み>

連合愛知は、「あいち はぐみんプラン 2020-2024」([327535.pdf \(pref.aichi.jp\)](https://327535.pdf(pref.aichi.jp)))について県の子ども・子育て会議に参画し、県と連動した取り組みを進めている。

- 県の子育てポータルサイト「あいち はぐみんネット」の周知、および子育て支援情報や子育てに関する相談窓口等について情報発信を行う。
- 保育士養成施設が、保育士資格を持ちながらも保育士として働いていない卒業生に対し、保育所等への就職を促すための取り組みに要した費用の一部を助成し、保育士確保をはかる。
- 保育所等に新たに勤務する潜在保育士に対し、再就職の準備に必要な費用を貸付け、就職を促進することにより、保育人材の確保をはかる。
- 放課後児童クラブの人材不足対策として、学生等にクラブの現状や魅力を説明し、勤務を働きかけるためのセミナーを開催する。

<連合三重の取り組み>

- 2023年7月18日三重県知事と男性の育児休業や仕事と生活を調和できる職場環境について政策懇談を実施。

<連合大阪の取り組み>

大阪府および市町村に対し、政策・予算に対する要請を実施。待機児童問題の解消、保育士などの処遇改善と人材確保、地域子ども・子育て支援事業の拡、企業主導型保育施設の適切な運営、子どもの貧困対策と居場所支援、虐待防止対策、ヤングケアラー支援などについて要請を行った。[2023\(令和5\)年度 政策・予算に対する要請と回答：情報・資料 | 連合大阪 \(rengo-osaka.gr.jp\)](https://2023(令和5)年度政策・予算に対する要請と回答：情報・資料|連合大阪(rengo-osaka.gr.jp))

地域における取り組み例

<石川県の取り組み>

- 「いしかわ子ども総合条例」を改正し、子どもの貧困、未就学児の支援に関する規定を追加。(2023年2月定例会提出)子どもの権利や利益を最大限尊重するための支援計画策定や県民への理解促進などを後押しする。

<富山市の取り組み>

- 富山県富山市における「お迎え型病児保育事業」
<https://machinaka-care.city.toyama.lg.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=23&cd=0102>

(担当：生活福祉局)

<社会インフラの整備・促進>

18. 安心・安全な住まいと持続可能なまちづくりの推進

<政策・制度 要求事項>

- (1) 増え続ける空き家が火災や自然災害などによって周辺の住宅に危険を及ぼさないよう、地方自治体は「空き家等対策計画」を早期に策定・実施する。【都道府県・市町村】
- (2) 住宅セーフティネット法にもとづく居住支援協議会を設置し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録を促進する。住宅確保要配慮者に加えて外国人労働者など、特に配慮が必要な世帯に、公的賃貸住宅や一定の基準を満たした空き家を供給する。【都道府県・市町村】
- (3) 所有者不明土地問題について、土地所有者や利用希望者向けの相談体制を構築し、各種制度を案内する。【都道府県・市町村】

<関連情報>

○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の改正（概要）

<http://www.mlit.go.jp/common/001199721.pdf>

・新たな住宅セーフティネット制度に係る取組等について

https://jutakusetsumeikai-file.jp/safetynet_2018/doc/safetynet2018_doc01.pdf

・セーフティネット住宅情報提供システム

<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>

・公営住宅管理標準条例案（1996年10月14日旧建設省住宅局長第153号通達）

http://www.reconstruction.go.jp/topics/ml5/09/20150915kishahapyo_jutakuuhoshouninn_sanko.pdf（第10条 住宅入居の手続き）

・公営住宅の家賃の取扱い等について

（2002年3月29日国土交通省住宅局総務課公営住宅管理対策官第216号通知）

<https://www.mlit.go.jp/notice/noticedata/sgml/086/80000046/80000046.html>

・公営住宅に入居する被保護者の保証人及び家賃の取扱いについて

（2002年3月29日厚生労働省社会・援護局保護課長第0329001号通知）

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc_keyword?keyword=%E5%85%AC%E5%96%B6%E4%BD%8F%E5%AE%85%E3%81%AB%E5%85%A5%E5%B1%85%E3%81%99%E3%82%8B%E8%A2%AB%E4%BF%9D%E8%AD%B7%E8%80%85%E3%81%AE%E4%BF%9D%E8%A8%BC%E4%BA%BA%E5%8F%8A%E3%81%B3%E5%AE%B6%E8%B3%83%E3%81%AE%E5%8F%96%E6%89%B1%E3%81%84%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6&dataId=00ta8843&dataType=1&pageNo=1&mode=0

・生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例（住宅扶助の代理納付）に係る留意事項について（2006年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長第0331006号通知）

https://www.zennichi.or.jp/wp-content/themes/fk/data/notice/20150623_seikatsuhogo_02.pdf

・生活保護受給者の介護保険料徴収に係る保護の実施機関との連携等について（2007年10月5日厚生労働省老健局介護保険課長第1005001号通知）

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc_keyword?keyword=%E5%85%AC%E5%96%B6%E4%BD%8F%E5%AE%85%E3%81%AB%E5%85%A5%E5%B1%85%E3%81%99%E3%82%8B%E8%A2%AB%E4%BF%9D%E8%AD%B7%E8%80%85%E3%81%AE%E4%BF%9D%E8%A8%BC%E4%BA%BA%E5%8F%8A%E3%81%B3%E5%AE%B6%E8%B3%83%E3%81%AE%E5%8F%96%E6%89%B1%E3%81%84%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6&dataId=00tb4809&dataType=1&pageNo=1&mode=0

○空き家対策等について

直近の法改正で様々な規定が盛り込まれている。

- ・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（概要）
（2019年6月1日施行）

<https://www.mlit.go.jp/common/001224661.pdf>

土地の所有者の探索において、原則として登記簿、住民票、戸籍など客観性の高い公的書類を調査することとするなど（照会の範囲は親族等に限定） 合理化を実施した。

- ・土地基本法等の一部を改正する法律（概要）
（2020年4月1日施行（一部については2020年3月31日））

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001327352.pdf>

所有者探索のために固定資産課税台帳等を利用可能とする措置を導入。

- ・マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律案（2021年3月1日施行）

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr5_000039.html

耐震性が不足するものに加え、外壁の剥離等により危害を生ずる恐れがあるマンション等について、4/5以上の同意による売却が可能になる。

○所有者不明土地問題に関して

- ・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（概要）
（2018年6月13日公布）

https://www.hrr.mlit.go.jp/youchi/kyogikai/02_katsudou/00_pdf/H30_04siryu2.pdf

- ・民法等の一部を改正する法律案
（2021年4月21日成立・同月28日公布、2023年以降順次施行（※））

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00179.html

<https://www.moj.go.jp/content/001362336.pdf>

所有者不明土地問題に対応するため、相続時の登記の義務化や相続した土地を国庫に帰属する制度の創設等を内容とする。

法務省パンフレット <https://www.moj.go.jp/content/001360926.pdf>

※所有者不明土地関連法の施行期日について

https://houmukyoku.moj.go.jp/wakayama/page000001_00396.pdf

- ・所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000125.html
- ・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律
（2022年4月27日成立、同年5月9日公布、同年11月1日施行）

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001519748.pdf>

○緊急速報メールについて

2022年12月26日14時をもって、気象等及び噴火に関する特別警報の「緊急速報メール」の配信が終了した。(緊急地震速報、大津波警報・津波警報の緊急速報メールは継続)

- ・防災気象情報の伝達の更なる強化(2022.10.18)

<https://www.jma.go.jp/jma/press/2210/18a/20221018.html>

(担当：生活福祉局)

19. 持続可能で安心・安全な社会資本整備の推進

<政策・制度 要求事項>

- (1) 「第2次交通政策基本計画」を着実に実行し、経済・社会の変化に的確に対応するとともに、国民生活や経済活動を支える社会基盤として、持続可能で強い交通・運輸体系を構築する。交通・運輸を担う人材の計画的な確保に向けて、資格・免許の取得や技術・技能の習得など、その費用の支援をはじめ、人材育成や同産業への就業を支援する。【都道府県・市町村・都道府県労働局・経営者団体】
- (2) 「改正地域公共交通活性化再生法」などにもとづき、「地域が自らデザインする地域の交通」「持続可能な地域モビリティの刷新」の実現に向け地域公共交通計画等を見直していく。あわせて、交通事業者や利用者、住民など地域のあらゆる関係者が連携して協議し、複数市町村にまたがる広域的な協議会も設置・活用しながら公共交通の改善や移動手段の確保に取り組む。【都道府県・市町村】
- (3) 交通のシビル・ミニマム（生活基盤最低保障基準）維持の観点から、子どもの通学や高齢者の通院など、各分野の政策とポリシーミックスをはかりながら市民生活に必要な地域公共交通に対する助成を行い、路線・航路を維持・確保する。特に山間部・離島などに関しては、地域振興と一体となった維持対策を行い、自動運転技術等の先進技術の活用も観点として加え、実証実験などを積極的に展開し、早期の実用化をめざす。【都道府県・市町村・NPO】
- (4) 先端技術を活用し、環境負荷が小さい、自動運転や安全対策、環境に配慮などの技術開発・普及による交通・運輸体系を構築する。【都道府県・市町村・国交省地方整備局・経営者団体】
- (5) ユニバーサル社会実現推進法およびバリアフリー法にもとづき、すべての利用者が円滑に移動・乗換えできる、交通機関・交通施設の整備を促進する。【都道府県・市町村・都道府県警察】
- (6) 交通事故・負傷者の減少、交通事故死亡者ゼロをめざす。事故を未然に防ぎつつ機能性を向上させるための道路整備や信号制御の高度化を行い、地域事情に応じた、安全で人間優先のみちづくりを推進する。【都道府県・市町村・都道府県警察・障害者団体・関係業界団体】
- (7) 災害に強い物流システムの構築に向けて、物流総合効率化法にもとづき広域物資拠点として機能すべき特定流通業務施設（民間物流施設）の選定を進め、非常用電源を完備する。また、自治体等の関係者などから構成される協議会を活性化し、地域事情に応じた支援物資輸送を実現するための広域連携体制を構築する。
- (8) いわゆる「ライドシェア」などの新たな有償旅客運送事業について、既存の公共交通で保障されている利用者の安心・安全が確保されない限り、導入しない。また違法な白タク・白バス類似行為には、道路運送法をはじめとする法令違反として厳正に対処する。【都道府県（公安委員会）・市町村・地方運輸局・経営者団体】

<政策・制度 要求事項とあわせて地方連合会が取り組むべきこと>

- 地方自治体に対して、社会資本整備総合交付金の基幹事業として創設された、地域公共交通再構築事業を活用し、地域交通の持続可能性・利便性・効率性の向上をはかるよう働きかける。
- 地方自治体に対して、地域交通のあり方について、地域公共交通会議や法定協

議会等で地域の実情を踏まえた検討を活性化するとともに、複数市町村にまたがる広域的交通については合同会議等を活用し、クロスセクター効果も踏まえた検討を進めるよう働きかける。その際には、タクシー事業の営業区域の見直しや、安全確保を大前提とした自動運転技術など先進技術の活用も含めた検討を求める。

<関連情報>

○第2次交通政策基本計画関係

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000161.html

○地域公共交通活性化再生法関係

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000055.html

○地域公共交通の「リ・デザイン」（再構築）に向けた地域公共交通活性化再生法の一部改正法案

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogol2_hh_000292.html

○バス・地銀の基盤的なサービス提供維持をはかるための独禁法除外特例法関係

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000153.html

○地域公共交通確保維持改善事業

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html

○バリアフリー・ユニバーサルデザイン

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/index.html>

○生活道路の交通安全対策に関するポータルサイト

<https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/sesaku/anzen.html>

○自家用車活用事業の制度を創設し、今後の方針を公表します（国土交通省）

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000416.html

○ライドシェア事業の運転手の労働者性（交通政策審議会第4回自動車部会）

<https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001737468.pdf>

<地方連合会・構成組織などの取り組み事例>

地方連合会の取り組み例

<連合北海道の取り組み>

2022年3月に開催されたJA北海道中央会主催の「北海道物流の重要性を考えるセミナー」を後援した。北海道経済を支える物流は、海運、鉄道、トラックのどれか一つが欠けても立ち行かない状況にあり、並行在来線の存続や、港湾労働者、トラックドライバーの人材不足等による北海道物流の抱える課題認識を共有した。

セミナーの詳細は以下で公開

<https://ja-dosanko.jp/profile/seminar/>

<連合香川の取り組み>

(1) 地域における異なる輸送モードの連携強化と基盤整備

- 連合香川は、2022 年度要請において、県に対し、異なる輸送モードの連携・協働において、関係者（交通・運輸事業者や地域住民など）間のコーディネーターとしてリーダーシップを発揮するとともに、導入にあたって必要となる基盤整備等に対する補助など財政面での支援を行うことを要請した。
- これに対し、県（交流推進部交通政策課）からは、輸送力、定時性等に優れた鉄道を中心に、駅などの交通結節点において、バスやタクシー、自家用車等との乗り継ぎ機能を高め、県全体で利便性と結節性に優れた地域公共交通ネットワークの構築を進めている。今後とも、地元市町や交通事業者と連携しながら、公共交通の利便性向上と利用者の増大をはかる、旨の回答があった。
 - ・ことடன்を中心とする交通ネットワークについては、「ことடன்沿線地域公共交通総合連携計画」に沿って、地元市町とも連携しつつ、新駅や駅前広場の整備、線路の複線化、ICカードの拡大などに取り組んでいるほか、鉄道と路線バス等の公共交通機関相互の乗り継ぎ機能を高めるなど、地域の実情に即した輸送サービスの向上に向けて取り組んでいる。
 - ・複数の交通機関を一体的に利用できる MaaS などの取組みについては、市町で開催される協議会等の機会も利用し、地元市町や交通事業者と連携しながら、議論していきたい。

(2) 持続可能なバス事業の経営についての研究結果の開示について

- 連合香川は、県に対し、地域の公共交通手段であるバスに関して、昨年 of 要望で求めた「持続可能なバス事業の経営についての研究」の研究結果について開示すること、また、その内容をもとに、バス事業で働く労働者も交えた懇談会等を開催すること、を要請した。
- これに対して、県（交流推進部交通政策課）からは、「持続可能なバス事業の経営について」は、県内市町が開催する協議会等に県も参画し、持続可能な公共交通ネットワークを検討する中で議論しており、今後も引き続き、意見交換等を行いたい。なお、持続可能な公共交通ネットワークの実現に向け、今後取り組む交通施策を「地域公共交通計画」として取りまとめ、公表している市町（丸亀市、さぬき市、東かがわ市、三木町）もある、との回答があった。

※前年度回答

県内では、熊本県のように複数のバス事業者が乗り入れる重複路線が少なく、同様の共同経営の可能性は低いと考えていますが、公共交通ネットワーク維持・確保に向け、持続可能なバス事業の経営について、市町やバス事業者と連携しながら研究したい。

(担当：経済・社会政策局)

<くらしの安心・安全の構築>

20. GXと「公正な移行」の具現化に向けた地域における取り組み

<政策・制度 要求事項>

○地方自治体は、2030年目標、2050年のカーボンニュートラル実現に向けたGX(グリーン・トランスフォーメーション)実行計画や適応計画(※)を策定や改定、あるいは具体的施策を検討するにあたっては、労働組合を含む関係当事者が加わる社会対話を行い、その意見を反映させ、丁寧な合意形成をはかる。

(※「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(GX推進法)」にもとづく「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」(GX推進戦略)や「地球温暖化対策推進法」にもとづく「地球温暖化対策計画」などと連動した自治体独自の実施計画や、「気候変動適応法」にもとづく「地域気候変動適応計画」など)

その際、以下について計画に反映させ、実施する。

- (1)「GX」に関する計画の策定と実施にあたっては、「公正な移行」の実現やS+3Eの確保を念頭に、分野横断的課題に対応できる体制を部局横断的に構築する。
- (2)地域の雇用・経済、人口動態などの不確実性を踏まえた複数のシナリオやオプションの提示による予見可能性を確保したうえで、地域の産業・企業・団体による実行計画策定や実施にあたっての必要な情報提供と技術的支援を行う。
- (3)「公正な移行」の具体化に向けて、「グリーンな雇用創出」や「地域脱炭素化」、「失業なき労働移動」と重層的なセーフティネットの検討の早期着手と必要な予算措置を行う。その際、特に中小・零細事業者における雇用への影響を適切に評価し、サプライチェーンだけでなく、地域レベルでの目配せと強力な支援を行う必要があるため、
 - ①失業や労働移動による労働条件の低下などの雇用への悪影響が生じうる産業・地域の特定と、その影響度の測定と分析を進める。
 - ②地域における雇用吸収力のある「グリーンな産業」の育成、労働者の教育・訓練、社会保険や住宅などの社会的セーフティネットの強化等の必要な対策を一体的に検討する。
- (4)イノベーションの基礎となる技術開発や人材育成に向けた支援を行う。
- (5)住民の果たす役割の具体的な明記とその周知・広報を行う。

【都道府県・市町村】

<政策・制度 要求事項とあわせて地方連合会が取り組むべきこと>

○都道府県・市町村における「GX」「気候変動」「資源循環」などの「環境と経済・社会」に関する審議会、協議会等の公式的な政策対話の機会に、地方連合会からの委員の出席を求め、連合意見の反映に努めると同時に、地元の関係各主体とのパートナーシップ強化に努める。

<関連情報>

○政府のGX・「地域循環共生圏」と連合の「働くことを軸とする安心社会」

政府は「環境・経済・社会の統合的向上」を掲げ、地域における分野横断的な課題への対応や、地域でのSDGs達成に向けた地域経済・社会像に関する考え方を提示している。

(環境省「地域循環共生圏」模式図)

https://www.env.go.jp/seisaku/list/kyoseiken/pdf/kyoseiken_02.pdf

グリーンな成長を志向するGX(=経済・社会の移行)の過程では、この「地域循環共生圏」に「働くことを軸とする安心社会」の概念が組み込まれた社会を構築するよう取り組むことが重要となる。

このため、連合は「地域循環共生圏」に、政労使の社会対話とSDGs「ゴール8(働きがいも経済成長も)」の考え方にもとづく施策を組み込むよう求めている。

[連合が描くモデル]

「2024年度 連合の重点政策」パンフレット

(7) 脱炭素社会実現に向けた「公正な移行」の具体化と予算措置

図3 GX・地域脱炭素と連合が考える「働くことを軸とする安心社会」の相関

○「重層的なセーフティネットの構築」

[連合が描くモデル]

「2024年度 連合の重点政策」パンフレット

(7) 脱炭素社会実現に向けた「公正な移行」の具体化と予算措置

図2 GXを「公正な移行」にするために必要な社会対話と重層的セーフティネット

○地方連合会の委員が出席する都道府県「環境審議会」の数：19府県

宮城、栃木、千葉、神奈川、山梨、愛知、三重、岐阜、石川、福井、京都、奈良、大阪、広島、島根、山口、徳島、佐賀、大分

(行政公開情報から本部経済・社会政策局調べ/2024年4月現在)

<地方連合会・構成組織などの取り組み事例>

地方連合会の取り組み例 **国・自治体との連携における取り組み例**

<連合北海道の取り組み>

○「気候市民会議さっぽろ2020」への参画

「気候市民会議さっぽろ2020」の概略/ポイント

○気候変動に関する「市民会議」。無作為抽出の市民の参画による気候変動政策の策定に向けた官民協働の実証プロジェクト(2020年4月~1年間)。全国初の試み。

・道内外の学識者による「実行委員会」と、道内外関係分野の人材からなる「ア

ドバイザー会議」を実行委のもとに設置。

- ・実行委員会は、運営方策とその方向性を検討するとともに、運営を担った。
- ・アドバイザー会議は、「市民会議」事前の論点抽出と、参加市民の見解を論点にもとづいて分類・分析するための助言を行った。
- ・参加市民は、札幌市の全面協力により、住民基本台帳から無作為抽出された20名。(無作為抽出の3,000名から同意が得られた20名を絞り込んだ)
- ・2020年11月、12月期にオンラインによる4回の「市民会議」。市民は論点に沿って事前説明を受けたあと、見解を述べ、方向性について投票を行った。
- ・最終報告(2021年3月)を市環境局長に提出したほか、報告シンポジウムを開催。市は「気候変動行動計画」に内容を一部反映した。

＜気候市民会議さっぽろ2020＞ メカニズム、論点、報告書、等
(→「citizenassembly.jp」サイト)

【連合北海道の参画のしかた】

- ・担当副事務局長が、「市民会議」のアドバイザー会議に労働分野専門家として参画し、雇用や地域経済への影響など「公正な移行」に関する論点をインプットしていた。
- ・連合北海道がスポンサーとなっているコミュニティFMのラジオ番組で、「市民会議」を特番で編成。学識者、市担当者、連合本部担当者が出演し、気候変動と労働組合の関わりなどを紹介した。

連合本部の取り組み例

- 政府「GX実行会議」、「中央環境審議会」、「産業構造審議会」等での意見や、N G Oや業界等も参加する会合での発表等を通じた要求内容の発信。
- 関係課題を扱う新たな政府の審議会・小委員会・検討会への連合委員参加に向けた働きかけ。
- I T U Cによる気候変動・公正な移行に関する活動への参加と、気候変動枠組条約(C O Pとその関連会合)やG7、G20などの国際的会合における労働組合の対応を踏まえた、国内の政策対話機会における意見の発信。

(担当：経済・社会政策局)

21. フードロスを減らし、地産地消・フードバンクに貢献する取り組み

<政策・制度 要求事項>

(1) 食料自給力の向上を戦略的に推進し、安定供給体制の維持・充実をはかる。地産地消の推奨など国民運動の展開や、フードチェーンの連携強化などを通じて国産食品の消費拡大を促進する。食料資源の循環の観点から、フードバンク活動の普及促進・支援、消費者に対する啓発の推進などを通じて、食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）のさらなる周知・徹底をはかる。食料品の入手が困難となっている地域での対応策を検討・実施する。食を選択する判断力を身に付けるための食育を一層推進する。【都道府県・市町村】

<政策・制度 要求事項とあわせて地方連合会が取り組むべきこと>

○地域で進む「フードロス削減」「フードバンク」「地産地消」「農福連携」などに関するネットワークや取り組みにおける、産業や組織の特色を活かした参加や協力。

<関連情報>

- 第 213 回通常国会にて審議されている食料・農業・農村基本法改正案において、食料安全保障が「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれ入手できる状態」と定義された。また、「食料の円滑な入手の確保」として「地理的な制約、経済的な状況その他の要因にかかわらず食料の円滑な入手が可能となるよう、食料の輸送手段の確保の促進、食料の寄附が円滑に行われるための環境整備その他必要な施策を講ずる」旨が盛り込まれている（2月27日提出時点）。
- 連合「ゆにふぁん」>「食の支援から探す」
<https://www.jtuc-rengo.or.jp/unifan/field.php?field=6>
- 各都道府県労福協のウェブサイト(取り組み紹介)
- 食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/161227.html
- 農林水産省「食品ロス・食品リサイクル」ページ
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/
- 農林水産省「フードバンク」ページ
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html

<地方連合会・構成組織などの取り組み事例>

地方連合会の取り組み例

<連合青森の取り組み>

- 連合青森「大規模災害備蓄品運動」と「フードバンク運動」

連合青森は非常食等の備蓄を各組織や組合員に呼びかける「大規模災害備蓄品運動」を展開した。本運動により入れ替えとなった賞味期限前の備蓄食品は、フードロス削減や生活困窮者支援を目的に「フードバンク運動」に活用した。

連合青森構成組織からは災害用非常食 1,287 食が寄せられ、社会福祉法人青森県社会福祉協議会へ寄贈した。この非常食は三沢市および青森市で開催された「こども宅食おすそわけ便」を通じ、子育て家庭へ配布された。

(担当：経済・社会政策局)

22. 消費者保護と倫理的な消費行動の推進

<政策・制度 要求事項>

- (1) 消費者による行き過ぎたクレームや迷惑行為などのカスタマー・ハラスメントの防止に向けて、事業者之苦情や改善要望を申し立てる適切なコミュニケーションに関する消費者教育を行うとともに、社会的な合意形成をはかる。【都道府県・市町村】
- (2) 消費者庁「第4期消費者基本計画」を踏まえ、消費者と事業者との適切なコミュニケーションなど、倫理的な消費行動を促す消費者教育や、雇用・労働を含む人や社会・環境などに配慮して消費者自らが行動するエシカル消費を促進する。【都道府県・市町村】
- (3) 国・地方自治体は、不当な取引や表示などに関する消費者への情報提供・注意喚起、被害の回復・救済および苦情処理、事業者に対する監視・指導強化、悪質な行為に対する罰則の強化などをはかり悪質商法から消費者を保護する。【都道府県・市町村】
- (4) 改正民法の施行により新たに成年となった18歳・19歳はもとより、若年者の知識や経験の不足に乗じた悪徳商法などによる被害を防止するため、悪意ある事業者に対する規制強化や違法行為への罰則強化をはかるとともに、出前講座などにより、消費者教育を強化する。【都道府県・市町村】

<政策・制度 要求事項とあわせて地方連合会が取り組むべきこと>

- 地方自治体に対して、社会問題化している各種特殊詐欺（振り込め詐欺など）、個人間取引による消費者同士のトラブル、災害に便乗した火災保険金の請求代行に関する悪質商法などについて、消費者に対する情報提供・注意喚起を行い、被害の未然防止をはかるよう求める。

<関連情報>

- 消費者庁ホームページ「災害に便乗した悪質商法に注意！」

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_transaction cms203 200805_02.pdf

<地方連合会・構成組織などの取り組み事例>

地方連合会の取り組み例

<連合大阪の取り組み>

- 連合大阪は、2024年度 政策・制度予算に対する大阪府への要請において、下記項目の要請を行った。

- ・幅広い消費者教育の展開について

成年年齢が引き下げられたことにより、知識や経験不足に乗じた悪徳商法などによる若年層の消費者被害の拡大が強く懸念されている。

とりわけ、スマートフォン・タブレット等の普及に伴い、高額商品の売買やゲ

ームでの高額課金、犯罪行為に抵触する事項などに関して、小・中学生も対象に含めた学生への消費者教育は急務となっている。そこで、教育現場への啓発活動や支援などの拡充に加え、家庭でも消費者教育を学ぶことができる教材を作成するなどの対策を講じること。

(担当：経済・社会政策局)

23. 東日本大震災からの復興・再生の着実な実施について

<政策・制度 要求事項>

(1) 放射性物質の影響が懸念される地域・産地で生産された農水産物や食品を取り扱う流通・販売事業者において、事業規模にかかわらず広く放射性物質の検査体制整備・強化がはかれるよう公的補助を行い、風評被害の回避を進める。【都道府県・市町村】

<政策・制度 要求事項とあわせて地方連合会が取り組むべきこと>

○放射性物質に関する風評被害が懸念される地域の自治体等に対して、食品中の放射性物質の検査、製品の販路回復・開拓、国内外への正確な情報発信といった対策の徹底を求める。

<関連情報>

○政府は、2023年9月に、風評影響に対する内外での対応や国内消費拡大・生産持続対策などを盛り込んだ「『水産業を守る』政策パッケージ」を取りまとめた。その一環として、「ALPS処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業」を創設し、科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃を求めるとともに、全国の水産業支援に万全を期すべく、特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業を実施。具体的には、水産物の新たな需給構造構築に向けて、新たな輸出先の開拓や新たな輸出先のニーズに応じた加工体制の強化を支援する。

<「『水産業を守る』政策パッケージ」と「ALPS処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業」の概要>

<https://www.meti.go.jp/press/2023/09/20230905001/20230905001.html>

○福島県では、「福島県風評・風化対策強化戦略」に基づき、農林水産物のモニタリング検査を実施し、基準値を超えたものの出荷制限を行うほか、正確な情報の発信に取り組むなど、風評の影響が懸念される各県で取り組みが行われている。

<福島県風評・風化対策強化戦略（第5版）に基づく2023年度主要事業の概要>

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015f/senryaku-sakutei.html>

(2) 被災による心的ストレスを抱える子どもや、特別な配慮を必要とする子どもにきめ細かな支援を行うため、養護教諭の未配置校への配置および配置校への複数配置を行う。また、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーを常勤配置する。【都道府県・政令市】

<政策・制度 要求事項とあわせて地方連合会が取り組むべきこと>

○各都道府県教育委員会等に対し、被災した児童生徒等の就学支援や、養護教諭

やスクールカウンセラーの配置・拡充など、メンタルヘルスへの対応体制の充実を求める。

<関連情報>

○政府は、2023 年度予算において、スクールカウンセラーの全公立小中学校への配置（27,500 校、週 4 時間）やスクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置（10,000 中学校区、週 3 時間）などを掲げ、約 84 億円の予算措置を講じた。

<文部科学省 2023 年度予算の概要>

https://www.mext.go.jp/a_menu/yosan/r01/1420672_00008.htm

（担当：経済・社会政策局）

24. 総合的な防災・減災対策の充実

<政策・制度 要求事項>

- (1) 平時から地域における「顔の見える関係」を構築し、自然災害発生時の助け合いにつなげる。また、「避難勧告等に関するガイドライン」の周知をはかるとともに、障がい者や外国人など特に配慮を要する者が状況を正しく判断できるよう、多言語対応を含め情報を確実に利用できる体制を整備しておく。【都道府県・市町村・地方整備局・社会福祉協議会（都道府県・指定都市・市区町村）】
- (2) 内閣府「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を踏まえ、地域防災計画や避難所運営マニュアル等の作成や見直し、庁内の防災・危機管理担当部局と男女共同参画担当部局・福祉部局等との連携、地域の防災リーダーの育成等において、女性の視点からの取組を進め、地域の災害対応力を強化する。【都道府県・市町村】
- (3) 大規模自然災害発生時において、プッシュ型の防災情報がすべての地域に行き届くよう、デジタル弱者に配慮しつつ、複数の伝達手段を確保するとともに、労働者の安全を確保するため、事業活動を休止する目安の設定などの取り組みを進め、事業者や住民にその内容を周知する。また、高齢者等の個別避難計画の策定、地域防災計画や避難所の運営への多様な意見の反映を促進する。【都道府県・市町村】
- (4) すべての人の命を守るために、被災状況などの情報を共有できるようにする。Jアラート（全国瞬時警報システム）およびLアラート（災害情報共有システム）やSNSでの情報発信については、多言語対応をはかったうえで高齢者や障がい者、子ども、外国人労働者など、特に配慮を要する者を含むすべての人に必要な情報を伝える。【都道府県・市町村】
- (5) 地震保険の必要性や制度内容を周知・広報し、その普及・促進を行う。【都道府県・市町村】
- (6) 自主防災組織や消防団・水防団への参加と協力を求める。また、団員が所属する企業に対するインセンティブ施策を導入する。加えて、装備品の充実、訓練の強化、防災マップの充実、防災ボランティア活動共済保険などへの加入を支援する。【都道府県・市町村】

<関連情報>

- 「令和6年能登半島地震」への連合の対応（連合本部）
1月1日の能登半島地震発災後以降の連合の取り組み、災害関連ワークルールQ&Aを掲載
*「令和6年能登半島地震」への連合の対応
<https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/kizuna/ното2024/>
- 連合・防災セミナー（連合本部）
今後起こりうる大災害について知り、備えることで自助・共助の重要性を再確認するセミナーの動画を掲載

*2023 連合・防災セミナー

https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/kizuna/bousai_seminar/

○ぼうさいこくたい（内閣府）

国民の防災意識の向上、災害に関する知識や経験等の共有、防災に取り組む方々の連携構築を図ることを目的に2016年から毎年開催されている防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）。連合本部は第1回から参加。

*ぼうさいこくたい2024 in 熊本（第9回防災推進国民大会）

<https://bosai-kokutai.jp/2024/>

<地方連合会・構成組織などの取り組み事例>

地方連合会の取り組み例

<連合長野の取り組み>

○連合長野は2018年1月から、災害時に行政・社会福祉協議会・NPO等の三者連携をスムーズに進めるための役割を果たし、被災者支援・被災地支援の活動を支援することを目的に、平時の学習や交流も含めた活動に参画している。

○2019年10月の台風19号災害では、発災直後より幹事会を開催し、情報収集を開始。県内で活動中の県内外のNPO・NGO・ボランティア団体の情報共有・連携をはかるため情報共有会を開催。災害時支援ネットワークを通じ、「長野市災害復興計画」策定への意見反映や、「ONE NAGANO 基金」の事務局を担っている。2020年4月からは、県内10地域において、日常から顔の見える関係づくりとして、行政・社協・NPO等の三者連携のネットワークを構築している。

<連合三重の取り組み>

○連合三重は2019年11月、新政みえと連携し、土壌の汚染および土砂等の流出による災害の防止と市民の生活環境を保全するため、三重県土砂条例(仮称)の制定に向け意見交換を行い、三重県知事との懇談等で働きかけを行った。

○連合三重の声が実現し、「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」が2020年4月1日から施行された。今後、条例の施行により、有害物質で汚染された土砂等による埋立て等の禁止や一定規模以上の埋立て等を行う場合の許可制度など、県内の土砂等の埋立て等について新たに規制が行われる。

<連合香川の取り組み>

○「連合香川2022年度政策・制度に関する要請」では、香川県に対し、防災・減災対策に向けたデジタル技術の活用について、AI分析等を通じた災害予測の高度や、ICT利活用による災害ボランティアセンターの情報発信支援、支援活動における連携・調整を円滑化するための「支援状況の見える化」等に市町と連携し取り組むことなどを要請した。

地域の取り組み例

< 連合香川の取り組み >

- 香川県では、高齢者や障がい者など特に支援が必要な方を「避難行動要支援者」と位置づけ、「災害時における要配慮者支援対策の推進指針」の策定や助言を行い、すべての市町において「避難行動要支援者名簿」を作成した。今後は、名簿を活用した実効性のある避難行動支援とするため、平時から要支援者を支援する地域コミュニティや地元関係機関などとの情報共有をはかるなどの体制を構築しておくことが重要である。
- 香川県は、災害時における要支援者の実情に応じた個別の支援計画の策定について、市町に積極的に働きかける。また、2020年7月に、「(公財) 県国際交流協会」と協定を締結。大規模災害発生時には、同協会と共同で「災害時多言語支援センター」を設置し、多言語による災害関連情報の提供など外国人住民などへの支援を行う。さらに、新型コロナウイルス感染症が収束しない中、県民に躊躇なく避難行動をとってもらうため、2020年6月に「避難所における新型コロナウイルス感染症対策指針」を定めた。避難所内での三密対策としてのスペースの確保、スペースが不足する場合の指定避難所以外の避難場所の確保、なお不足する場合のホテルや旅館の確保など、高齢者、障害者、妊産婦などの優先順位を考慮して活用を検討する。また、避難所開設時の受付での検温や問診、マスク着用の徹底、定期的な換気など、感染症対策を踏まえた適切な避難所運営を働きかけている。
- 被災地の復興にボランティアが重要な役割を果たしていることを踏まえ、香川県では、2019年度に作成した「災害ボランティアハンドブック」を活用した出前講座を行うなど、平時から事業者も含め県民に対し、災害ボランティア活動への参加意識の醸成や理解の促進をはかっている。ボランティア休暇制度の充実を含め、ボランティアに参加しやすい環境整備に資するよう、産業・使用者団体に対してなお一層ボランティア活動への理解促進に努める。なお、防災ボランティア登録制度については、日本赤十字社香川県支部において、必要な訓練・研修等を受講したうえで、赤十字防災ボランティアに登録する制度がある。専門家の派遣については、2016年度から、かがわ自主ぼう連絡協議会、香川県防災士会、香川大学の教員などを「香川県自主防災活動アドバイザー」に任命し、自主防災組織未結成地域の自治会等の申請に応じて派遣し、防災活動の助言などに取り組んでいる。消防団は、消防団活動への理解・協力を行っている企業を公表する消防団協力事業所制度を導入し、協力企業の社会貢献による信頼性の向上がはかられている。また、消防団の装備に対する県補助金等による支援、消防学校における救助資器材等の訓練強化も実施している。

(担当：生活福祉局)

<民主主義の基盤強化と国民の権利保障>

25. 地方議会の活性化と国民の権利保障に資する投票環境の整備について

<政策・制度 要求事項>

- (1) 兼職・兼業も前提とした議会運営の見直しを進めるとともに、広く住民の傍聴を促進するため、夜間・休日開催などの多様な開催形態を検討する。【地方議会】
- (2) 住民の福祉の向上と住民自治の発展を目的とし、地方議会の公開性・公正性・透明性の確保、執行に対する監視・評価や政策立案機能等を掲げる「議会基本条例」の制定に取り組む。また、地方議会における「議員立法」推進のための制度や議会事務局の調査機能の拡充など、「二元代表制」の機能充実のため環境整備を行う。【地方議会】
- (3) 障がい者に対する投票支援策として、投票方法、投票環境、投票用紙等に関するアクセシビリティを向上するとともに、政見放送の手話・字幕放送の義務化や選挙公報・選挙通知の多様な形態での提供など、選挙に関する情報保障を充実する。【都道府県・市町村】
- (4) 日常生活全般に介助が必要な障がい者が、選挙に立候補し選挙活動を行うには多くの困難を伴うことから、障がいのある立候補者・当選者を想定した具体的措置を講ずる。【都道府県・市町村】
- (5) 投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者や要介護者等の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改める。【都道府県・市町村】
- (6) 投票者の利便性と投票率向上の観点から、投票所（期日前投票を含む）を頻繁に人の往来がある施設に設置する。また、共通投票所の設置の拡大、ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定および移動期日前投票所の拡充に努めるとともに、施設側からの公募を行う。【都道府県・市町村】
- (7) 国民が自らの権利や義務など国民生活を営むうえでの必要な知識を蓄えることに加え、政治に対する意識も高める中で政治参画を促すことを目的に義務教育段階から主権者教育を実施する。【都道府県・都道府県教育委員会・市町村・市町村教育委員会】
- (8) 政治分野における男女共同参画推進のため、候補者・議員の仕事と生活の両立を支える環境整備や、あらゆるハラスメントを対象とした対策の強化を行う。【地方議会】

<政策・制度 要求事項とあわせて地方連合会が取り組むべきこと>

- 「組織内議員拡大マニュアル～地方議員をつくろう～」にもとづき、組織内候補の擁立に努める。なお、地方議員のなり手不足が深刻となる中、住民自治・住民合意のもと、役割に見合った報酬が地方議会で設定されることが望ましいが、同マニュアルには、候補者を含め身分と所得の保障の観点から、出身元の企業や労働組合で講ずることのできる様々な方策を記載している。
- 政治学習器材「若者が政治を変える！！～選挙権と主権者教育～」等を活用した政治研修会を開催し、役員および組合員の政治意識の高揚をはかる。

<関連情報>

(議会基本条例)

○NPO法人公共政策研究所が行った全国1,788自治体調査によると、2022年12月28日現在、980自治体(54.8%)で議会基本条例が施行されており、内訳は道府県が32団体、市区町村が948団体となっている。議会基本条例は2008年度以降増加し、2013年度には単年度で161の自治体で制定された。その後、増加傾向は鈍化しているものの、2019年度には5割以上で施行され、その後も毎年度20~30程度で制定されている。

(地方議員のなり手不足)

○第20回統一地方選挙の前半戦の投開票が2023年4月9日に行われたが、41の道府県議会議員選挙では無投票当選者数が565人と総定数(2,260)の1/4に上り、特に366の一人区では5割超の190人が無投票で当選した。また、後半戦の投開票が2023年4月23日に行われたが、373の町村議会議員選挙のうち123の選挙で無投票となり、無投票当選者数は1,272名と総定数(4,126)の約30%に上った。立候補者数は前回(第19回統一地方選挙)を212人下回り、過去最少だった。全国で20の町村が定員割れ(第19回統一地方選挙では8町村)し、人数では22人が欠員の状況となった。

○総務省の「地方制度調査会」が2022年12月28日に取りまとめた答申には、「各企業の状況に応じた自主的な取組として、就業規則において、立候補に伴う休暇制度を設けることや、議員との副業・兼業を可能とすること等について、各企業に要請していくことを検討すべきである」と明記された。また、2022年の第210臨時国会で成立した改正地方自治法の附則には、「政府は、事業主に対し、地方公共団体の議会の議員の選挙においてその雇用する労働者が容易に立候補をすることができるよう、地方公共団体の議会の議員の選挙における立候補に伴う休暇等に関する事項を就業規則に定めることその他の自主的な取組を促すものとする」と盛り込まれた。

(記号式投票の実施)

○公職選挙法により、自治体は地方選挙や首長選挙の投票方法について、自書式か記号式かを条例で定めて実施できる。総務省によると、記号式は2022年12月時点で5の知事選挙、214の市区町村長選挙で導入されているが、地方議会議員選挙ではあまり浸透していない。

(共通投票所の設置、期日前投票時間の弾力的な設定)

○2022年7月10日執行の第26回参議院選挙では、共通投票所の設置は16道県143カ所、期日前投票時間の弾力的な設定は15都道府県68カ所にとどまった。

<地方連合会・構成組織などの取り組み事例>

地方連合会の取り組み例

<連合兵庫の取り組み>

○記号式投票の実施

兵庫県神戸市では、2021年4月に「神戸市長選挙における記号式投票に関する条例」が施行され、同年10月執行分から導入された。2013年・2017年と5割未満だった投票率は53.85%となった。

<連合東京の取り組み>※参考

○首長候補との選挙時の政策協定・推薦

連合東京は、首長選挙候補者の推薦にあたり、「公契約条例の制定に取り組む」、「公契約条例の制定を検討する」という趣旨の政策協定を締結している。2023年4月の第20回統一地方選挙等でも同様の取り組みを行った。16の条例制定自治体のうち、15首長が連合東京推薦首長である。

連合本部の取り組み例

○連合本部は、各構成組織・地方連合会における組織内候補の擁立および組織内議員の勢力拡大に向けた取り組みを支援するため、「組織内議員拡大マニュアル～地方議員をつくろう～」(現在は第3版)を作成している。

@RENGO 資料データベース「政治活動」→「政治活動関係マニュアル・手引き類」

○連合本部は、2023年1月18日、総務省に対して、第20回統一地方選挙における投票率向上やなり手不足解消に向けた環境整備に関する要請を行った。

- ・有権者の投票機会のさらなる確保のため、共通投票所の設置の拡大、ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定および移動期日前投票所の拡充について、地方の選挙管理委員会や市区町村へのきめ細かな対応・支援を行う。また、その経費について、国政選挙では十分な国費を確保するとともに、地方選挙でも実施にあたって財政運営上の支障が生じないよう必要な措置を講じる。
- ・被雇用者が公職の候補者となる場合に休暇の取得ができ、議員期間中は休職のできる立候補休暇・公職休職制度を整備する。

(担当：政治センター事務局)

26. 公正・公平な公務労働の実現

<政策・制度 要求事項>

- (1) 国による地方財政計画の策定や地方交付税の算定にあたっては「国と地方の協議の場」を活用して、決定プロセスの透明化をはかる。【都道府県・市町村】
- (2) 賃金・労働条件の決定は、地方自治の本旨のもと、労使の自主的交渉にもとづき決定する。【都道府県・市町村】
- (3) 都道府県・市町村で働く臨時・非常勤職員や会計年度任用職員等について「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（2020年4月1日施行）を踏まえ、職務や勤務形態等に応じた適切な任用を行う。また、再度の任用の際の空白期間の設定については、確実な是正をはかる。【都道府県・市町村】

<関連情報>

- 地方交付税の財源保障は、都道府県・市町村に特定の政策意図を押しつけないという中立性や、都道府県・市町村が恣意的に操作のできない指標を算定の基礎として用いるという客観性、個々の団体の財政需要や財政力を的確に測定するという妥当性、算定は極力簡素であるべきという簡索性といった諸原則を満たすことが要請される。国からの人件費削減の要請に応じて地方交付税を増減させることは、これら諸原則のうち中立性に反する。
- 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の概要

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時・非常勤職員（一般職・特別職・臨時的任用の3類型）について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備する。

1. 地方公務員法の一部改正【適正な任用等を確保】

地方の厳しい財政状況が続く中、多様化する行政需要に対応するため、臨時・非常勤職員が増加（①45.6万人→②49.8万人→③59.9万人→④64.5万人）しているが、任用制度の趣旨に沿わない運用が見られ、適正な任用が確保されていないことから、以下の改正を行う。

(1) 特別職の任用及び臨時的任用の厳格化

- ① 通常の事務職員等であっても、「特別職」（臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員等）として任用され、その結果、一般職であれば課される守秘義務などの服務規律等が課されない者が存在していることから、法律上、特別職の範囲を、制度が本来想定する「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化する。
- ② 「臨時的任用」は、本来、緊急の場合等に、選考等の能力実証を行わずに職員を任用する例外的な制度であるが、こうした趣旨に沿わない運用が見られることから、その対象を、国と同様に「常勤職員に欠員を生じた場合」に厳格化する。

(2) 一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化

法律上、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であることから、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定を設け、その採用方法や任期等を明確化する。

2. 地方自治法の一部改正【会計年度任用職員に対する給付を規定】

地方の非常勤職員については、国と異なり、労働者性が高い者であっても期末手当が支給できないため、上記の適正な任用等の確保に伴い、以下の改正を行う。

- 会計年度任用職員について、期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定を整備する。

【施行期日】 平成32年4月1日

○地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律 附帯決議

平成29年4月13日 参議院総務委員会（衆議院も同趣旨）

政府は、本法施行に当たり、地方公務員の任用、勤務条件並びに福祉及び利益の保護等の適正を確保するため、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、会計年度任用職員及び臨時的任用職員の任用について、地方公共団体に対して発出する通知等により再度の任用が可能である旨を明示すること。
- 二、人材確保及び雇用の安定を図る観点から、公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心としていることに鑑み、会計年度任用職員についてもこの考え方に沿うよう、引き続き任用の在り方の検討を行うこと。
- 三、現行の臨時的任用職員及び非常勤職員から会計年度任用職員への移行に当たっては、不利益が生じることなく適正な勤務条件の確保が行われなければならない。そのために地方公共団体に対して適切な助言を行うとともに、制度改正により必要となる財源についてはその確保に努めること。また、各地方公共団体において休暇制度の整備及び育児休業等に係る条例の整備が確実に行われるよう、地方公共団体に対して適切な助言を行うこと。
- 四、本法施行後、施行の状況について調査・検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。その際、民間における同一労働同一賃金の議論の推移を注視し、公務における同一労働同一賃金の在り方及び短時間勤務の会計年度任用職員に係る給付の在り方について特に重点を置くこと。

<地方連合会・構成組織などの取り組み事例>

地方連合会の取り組み例

<連合香川の取り組み>

○会計年度任用職員の任用の適正化と処遇改善について

連合香川は、県に対し、新制度に移行しても未だ適正な処遇改善がされていないことから、今後、会計年度任用職員の雇用の安定ならびに常勤職員との処遇改善を以下の点で行うことを要請した。

- ①同一労働同一賃金をはじめとする均等待遇
- ②月例給（報酬）の引上げ（期末手当を支給するため引下げられている場合がある）
- ③期末・勤勉手当など諸手当の均等待遇
- ④休日・諸休暇等の均等待遇
- ⑤雇用の継続をはかるため、任用回数の上限の撤廃（雇用の安定）

これに対し、県（総務部人事・行革課）からは、以下の回答があった。

- ・会計年度任用職員の給料は、条例で定められた給料月額の上限の範囲内で、その職務遂行上必要となる知識、技術および職務経験等の要素を考慮して定めている。
- ・諸手当や休暇制度は、国の非常勤職員との権衡を図りつつ、正規職員の取扱いも参考にしながら運用している。
- ・任用回数の上限については、会計年度任用職員の任期が任用の日から当該会計年度の末日までの範囲内で定められ、その選考ができるだけ広く募集を行うこと望ましいとされている中、公募によらない、従前の勤務実績にもとづく能力の実証による再度の任用を、国の非常勤職員の運用を参考に、原則2回まで認める運用としている。
- ・雇用の安定や平等取扱いの原則、均等な機会の付与の考え方等を踏まえ、適切に運用していく。
- ・会計年度任用職員の処遇については、国や他の自治体の取扱い等を注視したい。

（担当：経済・社会政策局）

27. 支え合い・活気あるデジタル社会の構築と地方分権改革の推進

<政策・制度 要求事項>

- (1) 経済や産業の構造変革や、非常時におけるセーフティネットの構築に向け、AI・IoTなどのさらなる活用をはじめ、経済・社会全体のデジタルインフラの整備を積極的に進める。【都道府県・市町村】
- (2) DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展をはじめとする経済・社会のデジタル化により起こり得る様々な変化への対応について、具体的な対応策を検討するための政労使を含む関係当事者が参画する枠組みを早急に構築し、社会対話を促進する。【都道府県・市町村】
- (3) 国、都道府県、市町村の役割分担を明確にして国と地方との関係を再検討する。「基礎自治体優先の原則」による行政に転換し、住民の意思を反映した行政制度となる仕組みを整備する。その際、保育、介護、児童養護、障がい者福祉、義務教育など、生存権や生命の安全の確保など、とりわけ人としての尊厳や子どもの成長に深く関わるサービスについては、国の最低基準の確保を前提とする。【都道府県・市町村】
- (4) 地方自治体は、地方議会の活性化に加えて、行政事務手続きの簡素化、行政情報へのアクセス向上等に取り組むとともに、地方行政の政策決定過程や行政評価への住民参加を促進させる。情報公開条例、行政手続条例、個人情報保護条例、行政評価条例の制定を促進するとともに、外部監査制度の導入やチェック機能等の役割を果たすNPOの活用を進める。【都道府県・市町村・民間事業者・NPO・協同組合など】
- (5) 地方は、相続税、土地税制等資産課税の強化や、企業の社会的責任に見合った税・社会保険料の負担、社会的課題に対応した公平で簡素な税制措置などを行うとともに、国と、地方分権にふさわしい地方税・財政をめざして改革を行う。【都道府県・市町村】

<政策・制度 要求事項とあわせて地方連合会が取り組むべきこと>

- 「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けては、地方分権改革を進め、地方自治体の機能を高めることは不可欠の課題である。国と地方の役割・権限の見直し、財源保障の充実を通じ、人口減少・少子高齢化に対応する、地域の自主性を尊重した公共サービスの提供ができる体制の拡充を求めていく。

<関連情報>

- デジタル社会の実現に向けた重点計画（デジタル庁、2023年6月閣議決定）
<https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program/>
- デジタル田園都市国家構想（内閣官房）
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digitaldenen/index.html>
- デジタル田園都市国家構想・地方創生予算令和6年度予算（案）及び令和5年度補正予算

https://www.chisou.go.jp/sousei/meeting/digiden_chisou_setsumeikai/pdf/r06-01-16-shiryoushiyou2.pdf

○自治体DXの推進（総務省）

https://www.soumu.go.jp/denshijiti/index_00001.html

○自治体DX推進計画

https://www.soumu.go.jp/main_content/000919518.pdf（概要）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000919516.pdf（本文）

○自治体DX推進手順書

https://www.soumu.go.jp/main_content/000857179.pdf（概要）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000919579.pdf（全体手順書）

○自治体DX推進参考事例集（2023年4月28日）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei07_02000152.html

○地域社会のデジタル化に係る参考事例集【第2.0版】

https://www.soumu.go.jp/main_content/000835268.pdf

○地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化

https://www.digital.go.jp/policies/local_governments/

○令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（地方分権改革推進本部
2023.12.22決定）

（概要）

https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/r05/h_tbr5_gaiyou1.pdf

（本文）

https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/r05/h_tbr5_honbun1.pdf

○第14次地方分権一括法案

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/ikkatsu/doc/14ikkatsu/gaiyou.pdf>

○国から地方へ、都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kisojititai/kisojititai-index.html>

○地方分権改革の推進に向けた義務付け・枠付けの見直し

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/gimuwaku/gimuwaku-index.html>

○令和5年度 総務省地域力創造施策

<https://www.jcrd.jp/01844df2e0c262fbed26ea57035ad407bdd7ad6c.pdf>

○地方財政制度

<https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei.html>

（担当：経済・社会政策局）

28. 差別禁止と人権擁護政策の推進について

<政策・制度 要求事項>

- (1) 人権侵害に対する十分かつ迅速な解決と救済を目的とする「人権侵害救済法(仮称)」を早期に制定し、人権救済機関を設置するため「人権に関わる条例制定」に取り組む。【都道府県、市町村】

<政策・制度 要求事項とあわせて地方連合会が取り組むべきこと>

- 就職差別撤廃に向けた要請を行い、行政指導の徹底を求める。【都道府県・市町村、労働局】
- 経営者協会、商工会議所などに要請を行うとともに会員企業への指導と人権教育・啓発を行う。【経営者協会、商工会議所】

<関連情報>

【厚生労働省の取り組み】

企業の採用選考にあたり、人権に配慮し、応募者の適性・能力のみによって採否を決める公正な採用選考システムの確立が図られるよう、雇用主に対して、以下の啓発に取り組んでいる。

- 日本経済団体連合会、日本民間放送連盟等の経済・事業別団体に対して、文書により、部落差別解消推進法成立の周知および公正な採用選考の確保について傘下企業への指導を要請している。
- 公正な採用選考についてのガイドブック、ポスター、カレンダー等、各種啓発資料を作成し、事業所に配布している。
- 中学校、高等学校、大学等の卒業予定者にかかる採用選考にあわせて、新聞広報等を通じた啓発活動を実施している。
- 事業所における公正な採用選考システムの確立について、中心的な役割を果たす「公正採用選考人権啓発推進員」を、一定規模以上の事業所に配置するとともに、各労働局および公共職業安定所が、同推進員に対して研修会を開催。
- 従業員の採用選考に影響力のある企業トップクラスに対する研修会を開催

【法務省の人権擁護機関※の取り組み】

※ 法務省人権擁護局、法務局、地方法務局および支局、法務大臣が委嘱する人権擁護委員

- 「部落差別解消推進法」に関する通知を法務局・地方法務局および地方公共団体に発出し、同法の施行および理解促進のための周知をはかっている。
- 同和問題(部落差別)をめぐる人権侵害事案に対し、人権相談および人権侵害事件の調査・処理を通じ、その被害の救済および予防をはかっている。
- 結婚差別、差別発言等を人権擁護上看過できない事象として捉え、行為者や関係者に対して人権尊重の意識を啓発することによって、自発的・自主的に人権侵害の事態を改善、停止、回復させ、あるいは、将来再びそのような事態が発生しな

いよう注意を喚起している。

- インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの内容の情報を認知した場合は、その情報の削除をプロバイダ等に要請するなど適切な対応に努めている。

【法務省】

- 啓発ビデオ【YouTube】

[人権啓発ビデオ 人権アーカイブシリーズ「同和問題 未来に向けて」 - YouTube](#)

- 啓発リーフレット【PDF】

[R0112改めて同和問題について考えてみませんか.indd \(moj.go.jp\)](#)

- インターネットを悪用した人権侵害の現状・対応方法の紹介【ホームページ】

[法務省：インターネットによる人権侵害をなくしましょう \(moj.go.jp\)](#)

- 部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）【PDF】

[001211040.pdf \(moj.go.jp\)](#)（条文）

[001211041.pdf \(moj.go.jp\)](#)（附帯決議・衆議院法務委員会）

[001211042.pdf \(moj.go.jp\)](#)（附帯決議・参議院法務委員会）

[「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月16日から施行されました \(moj.go.jp\)](#)（関連チラシ）

【法務局・地方法務局】

- 人権相談窓口

全国の法務局・地方法務局の人権相談窓口で同和問題（部落差別）に関する人権問題について相談に応じている。[法務省：人権相談 \(moj.go.jp\)](#)（ホームページ）

- 同和問題（部落差別）をテーマにした人権啓発教材の貸出を行っている。コンテンツの一部はYouTube法務省チャンネルで配信されている。

<地方連合会・構成組織などの取り組み事例>

地方連合会の取り組み例

<連合秋田の取り組み>

- 2022年3月、秋田労働局・秋田県・経済団体（秋田県商工会議所連合会、秋田県経営者協会、秋田県商工会連合会、秋田県中小企業団体中央会、秋田経済同友会）へ要請行動を実施した。

<連合群馬の取り組み>

- 連合群馬は、「群馬県人権啓発講座」実行委員会に参画し運営の一翼を担っている。同実行委員会は、経営者団体、金融機関、人権団体、宗教団体で構成し、実

行委員会や人権啓発講座を通じて、県内の経営者団体、農業団体、金融機関、人権団体、宗教団体、障害者団体と交流を深め、意見交換などで人権問題や差別問題について考えるきっかけとしている。

<連合栃木の取り組み>

- 商工 3 団体、栃木県経営者協会、栃木労働局へ部落解放栃木県共闘会議と連携し要請を実施。内容：就職差別等差別撤廃に向けた登録企業等への周知強化、行政や関係団体との連携強化など。

<連合神奈川の取り組み>

- 2022 年 6 月に部落解放同盟神奈川県共闘会議と合同で、神奈川労働局長あてに公正採用の実効性を求める申し入れを実施。主な内容は、採用時の個人情報取得とその取扱いについて、新規高卒者の早期選考を行わないように指導を要請他。

<連合大阪の取り組み>

- 2022 年 2 月に部落解放大阪府民共闘会議と連携して大阪労働局へ、9 月に大阪府へ要請を実施。

<連合鳥取の取り組み>

- 部落解放鳥取県共闘会議第 5 回幹事会にて、部落解放中央共闘会議作成パンフレットを用いた学習会を行った。

<連合徳島の取り組み>

- 2022 年 6 月に、徳島労働局へ要請（部落解放同盟、徳島人権平和センター、自治労、徳島県人権教育研究協議会）。要請内容：①「統一応募用紙」の趣旨「職安法第 5 条の 4」と「大臣指針」の周知徹底。6 月を就職差別撤廃強調月間とし、啓発活動の展開。②公正採用選考人権啓発推進委員の設置状況、ハローワークにおける研修の実施状況、企業トップの研修実施状況、「統一応募用紙」違反事象・指導。③「就職面接試験に関する調査」について明らかにされたい。あわせて、新規学卒者以外の求職者に対し、ハローワーク窓口で啓発・聞き取り調査による違反の一掃に尽力されたい。④新型コロナウイルス感染拡大による、就職差別や人権侵害などを起こさないよう、企業に対し指導願う。

<連合高知の取り組み>

- 自治体への政策要求等にて対応。また、職場点検票を独自に作成して各構成組織に点検活動を要請した。

<連合熊本の取り組み>

- 2022年7月に部落解放同盟熊本県連合会、熊本県人権教育研究協議会と連携し、熊本県、熊本県教育庁、熊本労働局、熊本商工会議所、熊本県経営者協会、熊本県私学協会に要請を実施。要請書を渡し、30分程度の意見交換を行った。

連合本部の取り組み例

- 人権侵害救済法(仮称)の制定について、部落解放中央共闘会議と連携し関係官庁への要請を行った。
- 部落解放中央共闘会議とともに厚生労働省・法務省に対し就職差別への行政指導の徹底を求める要請を行った。
- 連合本部は2023年4月、インターネット調査「就職差別に関する調査2023」を実施した。調査結果の発信を通じ就職差別問題の周知啓発を行っていく。

(担当：連帯活動局)

29. 教育の機会均等の保障と学校の働き方改革を通じた質の向上

<政策・制度 要求事項>

- (1) すべての学校でタイムカードなどによる客観的な勤務時間管理を徹底する。業務削減を進め、「在校等時間の上限（月 45 時間、年 360 時間）」を遵守することで教員の長時間労働を是正し、子どもの学びの質を確保する。【都道府県・都道府県教育委員会・市町村・市町村教育委員会】
- (2) 教職員定数の拡充や、教員養成システムの改善など、指導体制の強化を通じて教育の質的向上をはかる。部活動の学校から地域への移行、教科担任や学級担任外教員、教員業務支援員等について、外部人材の活用も含めて拡充する。【都道府県・都道府県教育委員会・市町村・市町村教育委員会】
- (3) G I G Aスクール構想など教育の I C T化に向けて
 - ① I C T支援員の一層の拡充とともに、G I G Aスクール運営支援センターの広域連携により自治体間格差の解消をはかる。
 - ②国による端末の保守・機器更新などを着実に実施する。
 - ③1人1台端末の対象を高校生まで拡大する。【都道府県・都道府県教育委員会・市町村・市町村教育委員会】
- (4) 子どもの権利を保障し成長を支援する「子ども（児童）の権利条約」および「子ども基本法」で定めた基本理念の周知徹底をはかり、価値観の多様性を認め、いじめの根本的な解決につながる体制、子どもが相談しやすい体制をつくる。いじめや虐待、貧困などを早期に把握し適切に対応するため、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをすべての小中高校に常勤配置する。【都道府県・都道府県教育委員会・市町村・市町村教育委員会】
- (5) ワークルールや労働安全衛生など、働くことに関する知識を深め活用できるような労働教育のカリキュラム化を推進するとともに、ワークルール検定の普及促進をはかる。労働組合役員や退職者など、外部講師による出前講座や職場見学の機会などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を設定する。【都道府県・都道府県教育委員会・市町村・市町村教育委員会】
- (6) 社会人として必要な知識を身につけ意識を醸成するための主権者教育を充実させる。子どもたちが I C Tを利活用する中で、発達段階に応じて必要なスキルや行動規範を身に付け、デジタル社会の良き担い手となることをめざす「デジタル・シティズンシップ教育」を推進する。【都道府県・都道府県教育委員会・市町村・市町村教育委員会】
- (7) 家庭の経済格差が子どもの教育機会の格差を生まないよう、小中学校における給食の完全実施・無償化をはじめ、教育にかかる費用の無償化を推進し、社会全体で子どもの学びを支える。【都道府県・都道府県教育委員会・市町村・市町村教育委員会】
- (8) 地方自治体は、公立の中学校夜間学級について、教育機会確保法等にもとづき、少なくとも各県・指定都市に1校は設置されるよう取り組みを促進する。あわせて、

ボランティアで運営している自主夜間中学のうち希望する中学について、地域の実情に応じて一定の要件のもとで、正規の中学校夜間学級の分校等の位置づけで認証できる仕組みを創設する。【都道府県・都道府県教育委員会・市町村・市町村教育委員会】

- (9) 外国人児童・生徒の教育の権利と機会を確保するため、就学に関する情報を、より多くの言語（多言語）、および、いわゆる「優しい日本語」で伝えるとともに、日本語教育および母語・母文化教育を支援する。【都道府県・都道府県教育委員会・市町村・市町村教育委員会】

<関連情報>

○改正給特法にもとづいて、「勤務時間の上限ガイドライン」に法的根拠を持たせるため、文部科学省から都道府県教育委員会および政令市教育委員会に対して、以下の通知が発出された。これにより、タイムカードなどによる客観的な勤務時間管理を行った上で、教員が業務を行っている時間を「在校等時間」として把握し、その上限時間を原則「1か月45時間、1年360時間」とすることが指針として明確に位置づけられた。

- ① 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の告示等について（通知）（2020年1月17日初等中等教育局長）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/uneishien/detail/1407520_00004.htm

- ② 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則の制定及び「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の改正等について（通知）（2020年7月17日初等中等教育局長）

https://www.mext.go.jp/content/20200717-mxt_syoto01-000001234_1.pdf

【参考】改正給特法第7条の「指針」に係るQ&A

https://www.mext.go.jp/content/20210629-mxt_syoto01-000122836_1.pdf

- 三重県教育委員会の事例（県内全校への教員業務支援員の配置）

https://www.mext.go.jp/content/20231115-mxt_zaimu-000032722_03.pdf

- 山形県教育委員会の事例（新採教員育成・支援事業）

https://www.mext.go.jp/content/20231214-mxt_zaimu-000032819_02.pdf

- 「今後の主権者教育の推進に向けて（最終報告）」文部科学省・主権者教育推進会議（2021年3月31日）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/142/index.htm

- 選挙権年齢の満18歳以上への引き下げにより、新たに有権者となる若い人たちの政治や選挙への関心を高め、政治的教養を育む教育の必要性はさらに高まっていることから、文部科学省では、総務省と連携し、政治や選挙等に関する高校生向け副教材「私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に

付けるために」および、その活用のための教師用指導資料が作成された。

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/senkyo_nenrei/01.html

- 日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）にもとづき、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が策定された。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2020/mext_00250.html

<地方連合会・構成組織などの取り組み事例>

地方連合会の取り組み例

<連合石川の取り組み>

(1) 公立夜間中学校の開設について

- 石川県には公立夜間中学校は設置されていないことから、国の方針にもとづき、文部科学省の「夜間中学新設準備・運営補助事業」を活用した公立夜間中学校の設置を要請し、県から、2022年7月に、県および市町の教育委員会で構成する公立夜間中学開設検討会を立ち上げ、具体の検討を進めている、との回答があった。

- 「公立夜間中学」の開設に向けた県教委の検討会は、夜間中学の設置主体は「県立が望ましい」とする最終検討案をまとめた。県立夜間中学の開校（2025年4月）に向けた着実な準備として、入学ニーズ調査の実施、機運醸成のためのシンポジウムの開催など200万円の予算措置がなされた。

(2) 「35人（少人数）学級」の対象学年の拡充について

- 石川県は国に先んじて、独自に小学校2・3・4年生・中学1年生の「35人学級」を実現していることから、以下の2点を要請し、県から回答を受けた。

- ・県独自の予算による小学校5・6年生ならびに中学校や高校への「35人学級」の前倒しの導入の要請に対し、2023年度は小学校5年、2024年度は同6年を県独自に35人学級とし、国より1年前倒しで実施することとしている、との回答があった。

- ・中学校や高校への「35人学級」の導入や、より少人数の学級の実現を国に強く求めることを要請し、定数改善計画の策定や、必要な加配定数の充実・確保について、全国知事会議等を通じて、国に要望している、との回答があった。

(3) 奨学金制度に関する取り組みについて

- (独)日本学生支援機構の奨学金制度の拡充をはかるよう、引き続き国に働きかけることを要請し、県から、知事会等を通じて修学支援制度の充実・強化をはかるよう要望してきたところだが、今後も引き続き、国に対して働きかけてまいりたい、と回答があった。

- 県内中小企業への就職者を増やす政策として、現在、理系大学院修了者に対象を限定している「石川県ものづくり人材奨学金返還支援助成制度」の対象範囲の拡充を行うことを要請し、県から、2023年度から対象学生を、これまでの理

系の大学院生から理系の学部生・高専生に拡大し、対象企業についても、ものづくり中小企業から全企業へ拡大するなど現行の制度の対象を拡充し、新たな奨学金返還助成制度の創設を行うこととしている、と回答があった。

- 石川県管轄の奨学金について返還緩和対策を講じることを要請し、県から、石川県育英資金については、経済的な理由により、返還が困難な方に対しては、分割納付や返還猶予などそれぞれの事情に応じた対応を行っている、と回答があった。

<連合三重の取り組み>

- 連合三重は新政みえと連携し、多文化共生社会づくりに加え、産業雇用政策と一体となって取り組むため意見交換を行うとともに、三重県知事に労使団体を含む多様なステークホルダーが参画する協議会の設置に向けた働きかけを行った。
- 連合三重の声が実現し、多文化共生地域協議会の設置や「みえ外国人相談サポートセンター (MieCo)」の開設が図られたとともに、外国人住民からの雇用、医療、福祉、子育て、子どもの教育など生活上の相談体制の強化が進められた。
- 日本語教育の実態や学習ニーズにかかる調査にもとづき、小中学校においての日本語指導巡回相談員、県立高校拠点校に進路相談、日本語取得支援等を行う外国人制度支援専門員等の設置がはかられた。

<連合香川の取り組み>

(1) 外国人児童生徒への支援について (ダイバーシティ教育)

- 連合香川の要請に対し、県(教育委員会義務教育課)から、以下の回答があった。
 - ・日本語指導のための教員の確保については、令和3年度は、外国人が集住する地域の小・中学校に計8名の日本語指導教員を加配した。
 - ・スペイン語や中国語などの多様な母語にも対応できるよう、延べ30名の教育活動支援員を、希望に応じて小・中学校に派遣している。
 - ・県では、2020年度から国の補助事業を活用して、多度津小学校および観音寺小学校における初期指導教室の開設等を支援している。
※外国人児童・生徒に対し、学校生活に馴染むまで、平仮名、片仮名の読み書きや日常会話、生活様式の習得を集中して行う期間を一定期間設けている。
 - ・県国際交流協会では、春休みと夏休みを利用して、外国にルーツを持つ子どもたちを対象に日本語教室(日本語力・教科学習能力を身につけること、子どもたちに地域社会における居場所を提供することを目的)を開催している。期間中には、保護者対象の相談会も行っている。
 - ・学校生活や授業の中で必要な会話や用語、学校行事の紹介、日本文化の解説等を見守る児童生徒および保護者向けにまとめた日本語指導資料「学校に行こう」を4か国語(中国語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語)で作成し、県教育

委員会のホームページに掲載している。

- ・外国人の保護者に対する支援については、県が2019年4月にアイパル香川に設置した「かがわ外国人相談支援センター」において、県内に暮らす外国人住民から、在留手続き、雇用、医療福祉、教育など生活全般に関する相談を受け付けているほか、県国際交流協会で「日本語サロン」を開催し、外国人住民の日本語学習を支援するとともに、生活相談や情報収集等ができる機会を提供している。
- ・国際理解講座や地球市民のための講座&交流シリーズなどの講座・イベントを実施し、外国人住民と交流しながら様々な国の言語や文化を学ぶ機会を提供するとともに、県内全域へのやさしい日本語の普及を目的とし、市町等が実施するやさしい日本語研修への講師派遣等を行っている。

(2) 部活動ガイドラインの遵守状況の把握と、市町教育委員会に対する部活動ガイドラインの遵守の指導について（教員の働き方改革）

○連合香川の要請に対し、県（教育委員会保健体育科）から、以下の回答があった。

- ・2019年3月に示した「香川県部活動ガイドライン」は、国が都道府県に策定を求めた運動部活動のあり方に関する方針と文化部活動のあり方に関する方針をあわせたものである。県立学校においては、県教育委員会が示す部活動の活動方針となり、市町教育委員会や学校法人においては、設置する学校にかかる部活動の方針を策定する際の参考とするためのものである。
- ・ガイドラインでは、中学校においては、1日の活動時間、平日2時間、休業日3時間、高等学校においては、平日3時間、休業日4時間と規定した。また、休養日に関しては、中学校は、週あたり2日以上（平日1日、土日1日）、高等学校は、週あたり1日以上（年間52日以上）と規定している。
- ・各市町（学校組合）教育委員会も県の部活動ガイドラインを参考に、各市町のガイドラインを作成し、その運用に取り組んでいる。
- ・昨年度、県立学校働き方改革実施状況調査のなかで、部活動ガイドラインの遵守状況について、県立高校 29 校、特別支援学校 8 校、県立中学校 1 校、合計 38 校を対象にアンケートをした結果、部活動ガイドラインの活動時間と休養日を部活動数の 8 割以上が守っている学校は、ともに 92.1%という結果が出た。

（担当：経済・社会政策局）

<公正なグローバル化を通じた持続可能な社会の実現>

30. 平和・人権を守る外交の推進と核兵器の廃絶について

<政策・制度 要求事項>

- (1) すべての核兵器の廃絶と未臨界を含む核実験の禁止を求める【核保有国の大使館・総領事館・領事館】

<政策・制度 要求事項とあわせて地方連合会が取り組むべきこと>

- 原水禁、KAKKINと連携し、核保有国の駐日外国公館に、核兵器廃絶と核実験の禁止を求める要請を行う。

<関連情報>

- 外務省は軍縮・不拡散の重要性や日本の取り組みを説明した電子パンフレット「軍縮・不拡散」を発行している。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/pub/pamph/gun_fukaku.html

<地方連合会・構成組織などの取り組み事例>

地方連合会の取り組み例

<連合愛知の取り組み>

- 連合愛知は2022年6月、あいち平和フォーラム、愛知KAKKINとともに、在名古屋米国領事館で「核兵器保有国に対する要請行動」を実施し、マシュー・センザー首席領事に要請書を手交した。また、9月に在名古屋中華人民共和国総領事館に対し、劉曉軍総領事あての要請書を手交した。

連合本部の取り組み例

- 連合本部は2022年9月から10月にかけて、原水禁、KAKKINとともにフランス大使館、ロシア大使館、イギリス大使館、アメリカ大使館に対し、「核兵器保有国に対する要請行動」を実施し、要請書を手交した。加えて、中国大使館に対し、要請書を郵送で送付した。

(担当：連帯活動局)

31. 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」にもとづいたビジネスと人権に関する
 課題への取り組みの推進

<政策・制度 要求事項>

(1) 地方自治体は、公共調達（公契約）や民間業務委託などにおいても、ビジネスと人権に関する問題が発生し得ることを踏まえ、適切な策を講じる。【都道府県・市町村】

<政策・制度 要求事項とあわせて地方連合会が取り組むべきこと>

○都道府県・市町村等の公共調達に関する会議へ参画し、ビジネスと人権の観点
 を踏まえた意見反映を行う。

<関連情報>

○東京都「社会的責任に配慮した調達に係る有識者会議」

<https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku/sr>

<地方連合会・構成組織などの取り組み事例>

地方連合会の取り組み例

<連合東京の取り組み>

東京都社会的責任調達指針案への意見反映

1. 東京都「社会的責任に配慮した調達に係る有識者会議」における意見・提言

東京都は、2023年4月から2024年1月までの間、都の公共調達に適した「社会的責任調達指針」（以下、「指針」という。）の策定に向け、「社会的責任に配慮した調達に係る有識者会議」を6回開催し、同指針の方向性について有識者等の意見聴取を行った。

連合東京は、2023年8月開催の第3回会議に招かれ、公共調達のサプライチェーンにおけるステークホルダー（労働者）の立場から、指針素案に関する意見・提言を行った。連合東京の主な意見・提言と、2024年2月時点の指針素案における該当内容は、以下のとおり。

連合東京の意見・提言	指針素案への反映内容
東京都は、公共調達の発注者、人権保護等の公共政策推進者として、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」や政府『「ビジネスと人権」に関する行動計画を踏まえ、サプライヤーおよびサプライチェーンをはじめとする関係者との共同、信頼できる第三者機関との連携により、指針の不遵守などに関する通報の受付、相談・苦情処理、改善、対象者の適切かつ実効的な救済	○担保方法—都の取り組み— ・グリーンバンス・メカニズム（苦情処理メカニズム）の整備 都は、調達指針の不遵守に関する通報（調達指針の不遵守又はその疑いを生じ得る具体的事実にもとづく内容のもので、サプライチェーンにおけるものを含む。以下、単に「通報」という。）を受け付け、これに適切に対応するため、通報受付窓口を設置する。

<p>まで一貫して対応するグリーンバンス・メカニズムを構築する。</p>	<p>通報は、原則として、履行期間中の契約に係るものを対象とする。ただし、不遵守の事実を知り得たのが履行期間終了後の場合には、履行期間終了後1年以内の通報についても受け付ける。通報者の範囲は、調達指針の不遵守の結果として、負の影響を受けた又は相当程度の蓋然性で将来負の影響を受けると考えられる当事者をはじめとするステークホルダー（個人、グループ、コミュニティ及びそれらの代理人）とする。</p> <p>都は、通報を受けた場合、当該通報の対象となっている調達関連事業者に対して事実確認を求め、調達指針の不遵守又はその疑いがあると認められる場合等には、調達関連事業者と関係するステークホルダーとの間のコミュニケーションの促進などを図ることも含め、それらが解決するよう必要な対応を行う。都は、通報受付窓口の適正な運用を図るため、受け付けた通報への対応について、事後的に確認し、実効性の確保に向けた助言等を行う第三者で構成される会議体を設置する。受注者等は、都による通報受付対応に協力して対応しなければならない。</p>
<p>東京都は、受注者であるサプライヤーに対して、サプライヤーおよびサプライチェーンが調達指針を遵守するために必要なコストを含む適正な金額により発注する。</p>	<p>○東京都の責務（抜粋）</p> <p>都は、発注者又は委託者として、<u>適正な予定価格や、適正な工期又は履行期限を設定するなど</u>、調達関連事業者が調達指針を遵守するために必要となる適正な事業環境の確保と、公正かつ透明で競争性の高い入札契約制度の運営に最大限努める。</p>

<p>ILO第181号条約（民間職業仲介事業所）第7条1項において、「民間職業仲介事業所は、労働者からいかなる手数料又は経費についてもその全部又は一部を直接又は間接に徴収してはならない。」と規定されている。よって、同条約批准国である日本国内で民間仲介業者が労働者から手数料などを徴収してはいけないと定めたものであり、外国人技能実習生にも適用される。都の調達指針において、手数料を技能実習生に負担させないことを義務的事項とし、契約義務により、条約違反を回避する必要がある。</p>	<p>○持続可能性確保に向けた視点（調達関連事業者に求めること）—外国人・移住労働者（抜粋）</p> <p>調達関連事業者は、工事・物品などの調達過程において、外国人・移住労働者のあっせん・派遣を受ける場合、<u>外国人・移住労働者から仲介手数料を徴収していないか、</u>・・・などについて確認しなければならない。（義務的事項）</p>
---	---

2. 指針素案のパブリック・コメントにおける意見

東京都は、2024年2月から3月の間、指針素案のパブリック・コメントを実施した。連合東京が都に提出した指針素案に対する主な意見は、以下のとおり。

東京都は、同年5月に指針を施行する予定である。

連合東京の意見

○持続可能性確保に向けた視点（調達関連事業者に求めること）—労働—賃金・報酬

推奨事項の「調達関連事業者は、労働の価値に見合った、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金・報酬の支払いに努めるべきである。」を、義務的事項とし、「調達関連事業者は、受注契約により、工事・物品等の調達過程に従事する労働者等に対し、労働の価値に見合った、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金・報酬の支払いに努めることを表明保証し、それを履行しなければならない。」に修正してください。

(理由) 国土交通省が今国会に提出し成立をめざす、建設業法と公共工事入札契約適正化法の一括改正案において、労働者への適正な賃金支払いなどの努力義務化が、また、法成立後の建設工事標準請負契約約款等の改訂で賃金支払いの表明保証の明文化が予定されている。都発注工事において同法への遵守が必要であるとともに、工事のほかの業務委託、指定管理協定などにおいても同様に対処すべきであるため。

○担保方法—都の取組—グリーンバンス・メカニズム（苦情処理メカニズム）の整備

「都は、通報を受けた場合、当該通報の対象となっている調達関連事業者に対して事実確認を求め、調達指針の不遵守又はその疑いがあると認められる場合などには、・・・それらが解決するよう必要な対応を行う」の「それらが解決するよう」を、「それらの解決および通報者の救済に」に修正してください。

(理由) 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」は、救済措置へのアクセスの保障を求めている。都発注工事において下請け工事代金の不払いを受けた被害者が、都の支援を受けられず、債権回収に多くの労力・時間・費用をかける事例もみられる。都は公共調達の発注者、また人権保護等の公共政策推進者として、都の調達事業における調達関連事業者の調達指針の不遵守により生じた問題の解決はもとより、負の影響を受けた当事者・ステークホルダーに対して必要な救済が行われるよう積極的に支援すべきであるため。

(担当：国際政策局)

<男女平等政策>

32. あらゆるハラスメントの根絶とジェンダー平等の実現

- (1) 女性活躍推進法（「男女の賃金の差異」の把握の重要性や認定制度を含む）の周知を積極的に行うとともに、「女性の活躍推進企業データベース」の活用を促す。また、事業主行動計画の策定が義務化されていない従業員 100 人以下の中小企業に対しても、策定を働きかける。「男女の賃金の差異」の公表においては、数値の公表だけでなく、賃金の差異の要因分析・是正に向けて取り組みを促す。【都道府県労働局】
- (2) 地方自治体の公共調達において、「えるぼし」等認定企業に対する加点評価を積極的に実施する。【都道府県・市町村】
- (3) 女性活躍推進法にもとづき、公務における女性の活躍促進のため、特定事業主行動計画の策定における女性参画を促すとともに、計画の着実な実行と検証、改善に取り組む。また、「男女の賃金の差異」の公表においては、数値の公表だけでなく、賃金の差異の要因分析・是正に取り組む。【都道府県・市町村】
- (4) 事業主に対し、労働施策総合推進法における顧客・取引先などの第三者によるハラスメントにかかる「望ましい取組」を踏まえ、積極的に防止措置を講じることを促す。また、職場のパワハラ、セクハラ、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策は事業主の義務であることを周知し、防止措置を講じるよう取り組みを促す。【都道府県労働局】
- (5) 厚生労働省が実施した「職場のハラスメントに関する実態調査」（2020 年）によると、企業に寄せられる相談は顧客等からの著しい迷惑行為、いわゆるカスタマー・ハラスメントにかかる相談が3 番目に多く、社会問題化している実態を踏まえ、カスタマー・ハラスメント防止に資する周知・啓発を行うとともに、カスタマー・ハラスメントを防止する条例の制定について検討する。【都道府県・市町村】
- (6) 厚生労働省のモデル就業規則では、性的指向・性自認（SOGI）に関する言動など、職場におけるあらゆるハラスメントの禁止規定が盛り込まれていることを踏まえ、性的指向・性自認に関する偏見にもとづく言動などのハラスメントを防止するための積極的な取り組みを事業主に促す。【都道府県労働局】
- (7) 都道府県労働局や地方自治体で働くすべての職員に対し、性の多様性を理解するとともに、ドメスティック・バイオレンス（DV）を含む人権擁護、ハラスメントの防止、性的指向・性自認に関する差別の解消などをテーマとした継続的な研修を行うとともに、業務委託先にも研修を行うよう促す。【都道府県・市町村】
- (8) 男女共同参画社会基本法および第 5 次男女共同参画基本計画の理念に則り、男女共同参画計画を策定する。策定後は、実施状況の評価・点検を行い、必要に応じて改定を行う。【市町村】
- (9) 男女共同参画社会基本法および第 5 次男女共同参画基本計画の理念に則り、男女共同参画計画の実施状況の評価・点検を行い、必要に応じて改定を行う。【都道府県】

<政策・制度 要求事項とあわせて地方連合会が取り組むべきこと>

- 都道府県労働局や地方自治体に対し、人事院規則 10-10 第 7 条にもとづくセクシャル・ハラスメントの防止などの研修を、職員に対して実施するよう要請する。
- 地方自治体に対し、性的指向・性自認（SOGI）に関する偏見にもとづく言動の根絶をはじめ、あらゆるハラスメントの禁止規定を含む条例の整備を要請する。

<関連情報>

- 連合「改正女性活躍推進法にもとづく『事業主行動計画』策定等についての取り組みガイドライン」他関連情報
https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/gender/active_promotion/index.html
- 連合「性的指向及び性自認（SOGI）に関する差別禁止に向けた取り組みガイドライン」他関連情報
<https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/gender/lgbtsogi/>
- 厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」
<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>
- 厚生労働省「職場におけるハラスメントの防止のために（セクシュアルハラスメント／妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント／パワーハラスメント）」（厚生労働省発行のパンフレット、リーフレットなど）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukinbou/seisaku06/index.html
- 厚生労働省「職場におけるダイバーシティ推進事業について」（「多様な人材が活躍できる職場環境に関する企業の事例集～性的マイノリティに関する取り組み事例」他関連情報）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukinbou/0000088194_00001.html
- 内閣府「データで見える職場環境 女性活躍推進法『見える化』サイト」
https://www.gender.go.jp/policy/suishin_law/index.html
- 内閣府「市区町村女性参画状況見える化マップ」
https://www.cao.go.jp/shichoson_map/?data=1&year=2023
- 人事院「人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）の運用について」
https://www.jinji.go.jp/seisaku/kisoku/tsuuchi/10_nouritu/1032000_H10s_hokufuku442.html

<地方連合会・構成組織などの取り組み事例>

地方連合会の取り組み例

<連合東京の取り組み>

○東京都に対する政策・制度要求

連合東京は、東京都に対し、2021年、2022年、2023年の3回の政策・制度要求において、カスタマー・ハラスメント（以下、「カスハラ」という。）防止策の強化を求めた。2023年6月の同要求では、重点要求として、カスハラ防止条例の制定を求めた。

○東京都議会の各会派に対する重点要求実現に向けた協力要請

2023年7月から8月までの間、連合東京は、東京都議会の4会派（立憲民主党、都民ファーストの会、ミライ会議、公明党）に対し、カスハラ防止策強化と条例制定の実現に向けた協力を要請した。

その後、東京都議会の各会派が、それらの施策および条例の実現に向け、都議会の質問や東京都への働きかけを行った。

○東京都におけるカスハラ防止策および条例制定の検討

2023年10月、東京都は、公労使会議を開催し、カスハラ防止対策について、各団体の取り組み紹介や意見交換を行った。連合東京から斉藤会長が出席し、カスハラの現場実態を踏まえた対策強化と条例制定の必要性について意見を述べた。

2023年10月から2024年2月までの間、東京都は、カスハラ防止対策に関する検討部会を3回開催した。連合東京から佐々木副事務局長（UAゼンセン）が委員として参画し、労働現場のカスハラ被害の実態やUAゼンセンの取り組みの紹介などを行った。同検討部会は、2024年2月開催の第3回会議において、カスハラ条例の制定とガイドラインの施行が必要との意見をまとめた。

2024年4月以降、東京都は、カスハラ防止対策に関する検討部会において、条例案の具体的内容について検討する予定である。

<連合神奈川>

○連合神奈川 2023年度政策制度要求

「性的指向と性自認（SOGI）に関する差別やハラスメントの根絶に向けて、職場・地域における対策の充実をはかること。あわせて、あらゆる職種・職域におけるハラスメントについて当事者が安心して相談ができる環境を整備すること。また、県としてのパートナーシップ宣言制度導入に向けて積極的に検討を進めること」と要求した。

2024年度の要求に際しては、県としてのパートナーシップ宣言制度の導入ではなく、県内各制度の連携・共同利用の促進に向けた取り組みを求める予定である。

<連合香川の取り組み>

○香川県への政策要請

「カスタマー・ハラスメントの抑止・撲滅に向けて実態調査、その対策について研究するとともに、事業者との適切なコミュニケーションや悪質ではない倫理的な消費行動を促す啓発活動や消費者教育を推進する。明らかに一般常識を超えたカスタマー・ハラスメント（悪質クレーム）は深刻な問題であるとともに、働く者に大きなストレスを与え精神疾患を招くだけでなく、働く魅力を阻害し働き手不足を招くなどあらゆる産業における社会的な問題である」とカスタマー・ハラスメント（悪質クレーム）対策の推進について要請した。

【回答】

消費者が消費者市民社会（*）を構成する一員として主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、これまでも若者向け消費生活講座や生活設計情報教室などの消費生活に関する講座や各種研修などで、より良い社会に向けた人や社会、環境に配慮した消費行動であるエシカル消費（倫理的消費）の情報提供や啓発をする。今後とも、消費者が消費生活に関する知識を修得し、適切な行動に結びつけることができる実践的な能力が育まれるよう、ライフステージに応じた消費者教育に努めてまいりたい。

*消費者が、個々の消費者の特性および消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在および将来の世代にわたって内外の社会経済情勢および地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会。

構成組織の取り組み例

<UAゼンセンの取り組み>

○秋田県への政策要請

UAゼンセン秋田県支部は、連合秋田や地方議員などと連携し、連合秋田の政策・制度要求にカスタマー・ハラスメント対策を盛り込むとともに、加盟組合からのカスタマー・ハラスメントの事例を集約したうえで、県の条例にカスタマー・ハラスメント対策を盛り込むよう、秋田県知事への申し入れや秋田県議会での働きかけを行った結果、2022年4月施行の「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例」にカスタマー・ハラスメントの対策が盛り込まれた。

秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/63094>

○岡山市への政策要請

UAゼンセン岡山県支部が地方議員と連携し、岡山市に対してカスタマー・ハラスメントにかかる消費者教育の必要性を働きかけたことにより、「第2次岡山市消費者教育推進計画」（2023年度～2027年度）の「（3）人権等に配慮した消

費者教育の推進」において、カスタマー・ハラスメントについての正しい理解に向けた取り組みの実施が明記された。

第2次岡山市消費者教育推進計画（2023年度～2027年度）

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/cmsfiles/contents/0000017/17016/nizikeikaku.pdf>

（担当：ジェンダー平等・多様性推進局）

33. ジェンダー平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し

<政策・制度 要求事項>

- (1) 政府の第5次男女共同参画基本計画を踏まえ、2030年代には、だれもが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りが無いような社会となることをめざし、その通過点として、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう、ポジティブ・アクションを加速させる。また、地方自治体が設置する各種会議や審議会など、あらゆる意思決定の場への女性の参画を拡大する。【都道府県・市区町村】
- (2) 女性の参画が進んでいない業種や中小企業において女性の就業と定着が進むよう、職場環境整備のための支援を行う。【労働局、都道府県・市区町村】
- (3) 多様な家族のあり方やライフスタイルを認め合う社会の実現に向けて、当面は旧姓・通称の使用範囲の拡大により不都合の解消・利便性の向上をはかりつつ、選択的夫婦別氏制度について周知・啓発する。また、同性パートナーの権利の確保に向けて、当面の策として、パートナーシップ条例の制定を進める。【都道府県・市区町村】
- (4) 性犯罪、性暴力被害者の人権擁護を強化し、暴力やハラスメント、つきまとい行為、児童虐待、性的指向・性自認（SOGI）に関する差別等への理解を深めるため、教職員、警察官、婦人相談員、人権擁護委員、民生委員、児童委員などの対応者に対して、研修の実施や情報提供を行う。【都道府県・市区町村】
- (5) 性別にかかわらず、すべての暴力（性犯罪、性暴力、ドメスティック・バイオレンスなど）における被害者への支援体制の充実をめざし、配偶者暴力相談支援センターの全市区町村での設置を推進する。また、性犯罪・性暴力被害者の法的・医学的・心理的・社会的支援を受けることができるワンストップ支援センターを全国に設置するとともに、周知を強化する。【都道府県、市区町村】
- (6) 改正配偶者暴力防止法にもとづき、被害者の自立支援のための施策、国・地方公共団体および民間の団体の連携・協力について都道府県が定める基本計画に記載すること、および配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会の設置を求める。【都道府県、市区町村】
- (7) 性的な被害、家庭の状況などにより日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難を抱える女性およびその恐れのある女性に対し、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（2024年4月1日施行）にもとづき、都道府県基本計画策定および着実な実施を求める。また、NPOなどの民間団体との連携を通して、実効性ある多様な支援を包括的に提供する体制を整備する。【都道府県、市区町村】
- (8) 防災基本計画、防災に関する政策・方針策定および災害時の避難所の運営など、防災にかかる意思決定の場への女性の参画拡大を求める。【都道府県、市区町村】

<政策・制度 要求事項とあわせて地方連合会が取り組むべきこと>

○地方自治体に対して、男女共同参画基本計画等の見直し（策定）を行う会議体に、働く仲間の代表を参画させるよう要請する。

- 地方自治体に対して、管理職の女性割合が30%を達成するよう、また、各種会議や審議会の委員等に占める女性の割合を一層高めるよう要請する。
- 地方議会に対して、選択的夫婦別氏制度の早期導入に向けた意見書の採択や、同性パートナーシップ条例の制定を働きかける。
基礎自治体を含め全く制度のない都道府県：宮城、福島、島根
- 地方自治体に対して、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」の設置と、相談員の正規職員としての任用を要請する。
- 地方自治体に対して、性犯罪・性暴力の被害者支援や性的指向・性自認（SOGI）に関する差別解消の取り組みを行うよう要請する。
- 地方自治体に対して、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律を踏まえ、女性相談支援センターや女性自立支援施設を機動的に運用し、包括的な公的相談・支援体制を強化するよう要請する。
- 困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ的確に行うため、女性相談員に対する研修等を実施するとともに、女性相談員の正規職員としての任用を要請する。

< 関連情報 >

- 第5次男女共同参画基本計画（内閣府・2020年12月25日閣議決定）
https://www.gender.go.jp/about/danjo/basic_plans/5th/index.html
- 男女共同参画白書（内閣府・令和5年版）
<https://www.gender.go.jp/about/danjo/whitepaper/index.html>
- 両立支援等助成金（厚生労働省）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokubate/ryouritsu01/>
- 女性の活躍推進加速化事業（東京都）
<https://www.josei-jinzai.metro.tokyo.jp/>
- 選択的夫婦別氏制度の導入に向けた地方議会における意見書の採択状況（選択的夫婦別姓・全国陳情アクション）
<https://chinjyo-action.com/area/>
- 同性パートナーシップ証明制度の地方自治体における導入状況（（株）アウト・ジャパン）
https://www.outjapan.co.jp/lgbtcolumn/news/out_proud/PartnershipOath.html
- 全国パートナーシップ制度導入地域が分かる日本地図（認定NPO法人虹色ダイバーシティ）
<https://nijibridge.jp/data/>
- 困難な問題を抱える女性への支援（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodat

[e/dv/index_00023.html](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html)

- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター一覧（内閣府）
http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html
- 全国の配偶者暴力相談支援センター一覧（内閣府）
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/soudankikan/01.html
- DV相談プラス（内閣府・一般社団法人 社会的包摂サポートセンター）
<https://soudanplus.jp/>
- 性同一性障がい市の職員 通称使用認める 沖縄・宜野湾市 旧姓取扱要項を改正（沖縄タイムス）
<https://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/913541>
- 性自認に配慮、宜野湾市が職員の通称名使用を認める 沖縄の自治体初
<https://ryukyushimpo.jp/news/entry-1477507.html>
- 国・地方公共団体における「見える化」
<https://www.gender.go.jp/policy/mieruka/government.html#todofuken>
- 災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～（男女共同参画局）
<https://www.gender.go.jp/policy/saigai/fukkou/guideline.html>

<地方連合会・構成組織などの取り組み事例>

地方連合会の取り組み例

<連合秋田の取り組み>

- 内閣府男女共同参画局・秋田県の共催による「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」地域シンポジウムが2022年1月21日（金）に開催され、後援団体に連合秋田も参加した。
- シンポジウムでは、自社内で女性活躍を推進してきたカルビー株式会社の伊藤秀二代表取締役社長兼CEOによる基調講演や、佐竹敬久秋田県知事および地元経済人によるパネルディスカッションが行われた。

<連合三重の取り組み>

- あらゆる機会に女性参画の推進をめざし、平和行動への参加派遣では2008年から各行動30%以上の女性参加に向けて女性枠を設けた「連合三重平和行動4カ年計画」を作成し、各行動2名以上の女性を派遣してきた。結果、2023年沖縄平和行動では女性が56%の参加派遣となった。

<連合香川の取り組み>

- 香川県に対する政策・制度要請で、同性パートナーシップ条例の制定を求めた。このパートナーシップ制度は2021年10月1日時点で5府県および129市町村が導入しており、香川県内では高松市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、

多度津町が導入済みで、さぬき市も導入に向けた準備を進めている。

- 香川県からは本要請に対し、性的少数者への差別のない社会の実現に向けて、同性パートナーシップ制度を含め、その支援のあり方についてさらに研究したい旨、回答があった。

<連合兵庫の取り組み>

- 2022年12月23日、連合兵庫は年末年始に向けた住まいに関する支援、ひとり親支援や子どもの貧困対策など、特に厳しい状況に置かれている世帯への支援などを求め、「生活困窮者支援に関する緊急要請」を行った。

https://www.rengo-hyogo.jp/news/post_23840/

(担当：ジェンダー平等・多様性推進局)

34. 男女が仕事と生活を調和できる環境整備の推進

<政策・制度 要求事項>

- (1) 妊娠・出産、育児・介護、不妊治療等により離職することなく、安心して働き続けられる環境の整備に向けて、改正育児・介護休業法をはじめとする関係法令について事業主に周知するとともに、相談対応の強化に努める。【都道府県労働局】
- (2) 有期雇用労働者の育児・介護休業の取得要件が緩和されていることを積極的に周知することにより、有期雇用労働者の育児・介護休業の取得を促すとともに、改正育児介護休業法で事業主に義務付けられた、育児休業等に関する制度の個別周知および意向確認や、雇用環境整備の確実な実施を企業に促す。【都道府県労働局】
- (3) 介護離職者が増加する一方、介護休業取得率が非常に低いことを踏まえ、介護休業制度の周知に努めるとともに、企業に対して介護休業の取得希望者が確実に取得できるよう、制度の整備を含む環境整備を促す。【都道府県労働局】
- (4) 次世代育成支援対策推進法にもとづき、事業主に対して、事業主行動計画の策定を推進するとともに、「共働き・共育て」の定着に向け、「くるみん」認定をはじめ男性の育児休業取得を促進するための制度の情報提供など積極的な取り組み支援を行う。【都道府県労働局】

<政策・制度 要求事項とあわせて地方連合会が取り組むべきこと>

各自治体や都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に以下の要請を行う。

- 事業主に対して、職場における相談窓口の設置等の取り組みを推進するために必要な情報提供（各種助成金や介護サービス等）を行うとともに、特に中小企業に対する相談・支援を行うこと。【都道府県労働局】
- 労働者の雇用の安定をはかるため、両立支援のための環境整備に取り組む企業に対して、両立支援等助成金をはじめとする各種助成金について周知徹底し、電子申請での手続きを促進すること。【都道府県労働局】
- 企業に対して、キャリアアップ助成金の周知・啓発を行い、非正規雇用からの正規雇用への転換、処遇改善を促進すること。【都道府県労働局】
- 男性の育児・休業取得の促進はもちろん、取得日数についても把握し、男女がともに仕事と育児・介護を両立できるような環境整備を促すよう、企業に取り組みを促すこと。【都道府県労働局】
- 母子健康手帳交付時に、多くの母子健康手帳に様式が記載されている母健連絡カード)の使い方を周知するよう、関係機関において連携すること。【都道府県】
- また、母健連絡カードに記載された主治医等の指導に基づき、適切な措置を講じなければならない旨、企業への周知を徹底すること。【都道府県労働局】
- 仕事と不妊治療の両立に向けて、「くるみんプラス」等制度中小企業事業主への助成金等を周知するうとともに、職場における両立支援制度の整備を促進すること。【都道府県労働局】

<関連情報>

○育児・介護休業法関連ページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

(主な改正内容)

2022年4月

- ・個別周知と意向確認の事業主への義務づけ、
- ・有期契約労働者の育児休業・介護休業の取得要件の一部緩和

2022年10月

- ・産後パパ育休の創設（育休とは別に子の出生後8週間以内、最長4週間まで取得可能）

2023年4月

- ・常用労働者数1,000人超企業に対する育児休業の取得状況公表義務化

○助成金制度について（両立支援等助成金、キャリアアップ助成金など）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

○次世代育成支援対策推進法について（くるみん認定など）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html

(ジェンダー平等・多様性推進局)